# 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 （昭和三十六年厚生省令第一号）

## 第一章　薬局

#### 第一条（開設の申請）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

##### ２

法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第三号イからニまでに該当するか否かの別
* 二  
  通常の営業日及び営業時間
* 三  
  薬剤師不在時間（開店時間（営業時間のうち特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四条第二号ホ及び第十五条の六において同じ。）の販売又は授与をいう。以下同じ。）のみを行う時間を除いた時間をいう。以下同じ。）のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。以下同じ。）の有無
* 四  
  相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
* 五  
  特定販売の実施の有無
* 六  
  健康サポート薬局（患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう。以下同じ。）である旨の表示の有無

##### ３

法第四条第三項第四号イの厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

* 一  
  薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）
* 二  
  薬局製造販売医薬品
* 三  
  要指導医薬品
* 四  
  第一類医薬品
* 五  
  指定第二類医薬品（第二類医薬品のうち、特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下同じ。）
* 六  
  第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第十五条の六第三号において同じ。）
* 七  
  第三類医薬品

##### ４

法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  特定販売を行う際に使用する通信手段
* 二  
  次のイからホまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分
* 三  
  特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
* 四  
  特定販売を行うことについての広告に、法第四条第二項の申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
* 五  
  特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要
* 六  
  都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第六項、第六条第一項及び第十五条の六第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

##### ５

法第四条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  法人にあつては、登記事項証明書
* 二  
  薬局の管理者（法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次号を除き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数（一週間当たりの通常の勤務時間数をいう。以下同じ。）並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類
* 三  
  法第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合にあつては、その薬局の管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬局の管理者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は法第三十六条の八第二項の規定による登録（以下「販売従事登録」という。）の登録番号及び登録年月日を記載した書類
* 五  
  薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類
* 六  
  一日平均取扱処方箋数（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）第一条第一項第二号に規定する一日平均取扱処方箋数をいう。以下同じ。）を記載した書類
* 七  
  放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第一条第一号に規定する放射性医薬品をいう。以下同じ。）を取り扱おうとするとき（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
* 八  
  その薬局において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類
* 九  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 十  
  健康サポート薬局である旨の表示をするときは、その薬局が、健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類

##### ６

法第四条第三項各号に掲げる書類のうち、法の規定による許可等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。

##### ７

申請者が法人である場合であつて、都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第五項第九号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

##### ８

申請者は、その薬局の管理者が薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者であるときは、同条第三項の再教育研修修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。

#### 第二条（薬局開設の許可証の様式）

薬局開設の許可証は、様式第二によるものとする。

#### 第三条（薬局開設の許可証の掲示）

薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

#### 第四条（薬局開設の許可証の書換え交付の申請書）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の五第二項の薬局開設の許可証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものとする。

#### 第五条（薬局開設の許可証の再交付の申請書）

令第一条の六第二項の薬局開設の許可証の再交付の申請書は、様式第四によるものとする。

#### 第六条（薬局開設の許可の更新の申請）

法第四条第四項の規定により薬局開設の許可の更新を受けようとする者は、様式第五による申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

前項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を前項の申請書に添付しなければならない。

#### 第七条（薬局開設の許可台帳の記載事項）

令第一条の八に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  薬局開設者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）
* 三  
  薬局の名称及び所在地
* 四  
  通常の営業日及び営業時間
* 五  
  薬剤師不在時間の有無
* 六  
  相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
* 七  
  薬局の管理者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数
* 八  
  薬局の管理者以外に当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者があるときは、その者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数
* 九  
  一日平均取扱処方箋数
* 十  
  放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
* 十一  
  当該薬局において医薬品の販売業その他の業務を併せ行うときは、その業務の種類
* 十二  
  当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分
* 十三  
  当該薬局において特定販売を行うときは、第一条第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）

#### 第七条の二（法第四条第五項第三号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

* 一  
  法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品  
    
    
  法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）
* 二  
  法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）第十条第一項に規定する市販直後調査（以下「市販直後調査」という。）を除く。）を実施する義務が課せられている医薬品  
    
    
  製造販売の承認の条件として付された調査期間

##### ２

法第四条第五項第三号ロの厚生労働省令で定める期間は、同号ロに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品に係る前項各号の期間の満了日までの期間とする。

#### 第八条（法第五条第三号ヘの厚生労働省令で定める者）

法第五条第三号ヘの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第九条（治療等の考慮）

都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）は、薬局開設の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

#### 第十条（名称の使用の特例）

法第六条ただし書の規定により、薬局の名称を付することができる場所は、病院又は診療所の調剤所とする。

#### 第十一条

削除

#### 第十一条の二（都道府県知事への報告）

法第八条の二第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

#### 第十一条の三（薬局開設者の報告事項）

法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

#### 第十一条の四（基本情報等の変更の報告）

法第八条の二第二項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報並びに同項第三号（１）及び同号（３）に掲げる事項とする。

##### ２

前項の報告は、第十一条の二の規定により当該都道府県知事が定める方法により行うものとする。

#### 第十一条の五（情報通信の技術を利用する方法）

薬局開設者は、法第八条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次項に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならない。

* 一  
  次項に規定する方法のうち薬局開設者が使用するもの
* 二  
  ファイルへの記録の方式

##### ２

法第八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする。

* 一  
  薬局開設者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（次号において「電子情報処理組織」という。）を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報の内容が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容が記録されるもの
* 二  
  電子情報処理組織を使用する方法であつて、薬局開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容を記録する方法
* 三  
  電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法
* 四  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記憶しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

#### 第十一条の六（情報の公表）

都道府県知事は、法第八条の二第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。

* 一  
  必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法
* 二  
  書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法

#### 第十一条の七（薬局開設者の遵守事項）

法第九条第一項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、次条から第十五条の十一までに定めるものとする。

#### 第十一条の八（薬局における調剤）

薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。  
ただし、高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室（以下「無菌調剤室」という。）を有する薬局の薬局開設者が、無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者から依頼を受けて、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師に、当該無菌調剤室を利用した無菌製剤処理を行わせるときは、この限りでない。

##### ２

前項ただし書の場合においては、当該無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者は、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師の行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、事前に、当該無菌調剤室を有する薬局の薬局開設者の協力を得て、指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

#### 第十一条の九

薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらない場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。

##### ２

薬局開設者は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除き、その薬局で調剤に従事する薬剤師にこれを変更して調剤させてはならない。

#### 第十一条の十

薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤させてはならない。

#### 第十一条の十一

薬局開設者は、調剤の求めがあつた場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で調剤させなければならない。  
ただし、正当な理由がある場合には、この限りでない。

#### 第十二条（試験検査の実施方法）

薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、薬局の管理者に行わせなければならない。  
ただし、当該薬局の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると薬局の管理者が認めた場合には、薬局開設者は、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）を利用して試験検査を行うことができる。

##### ２

薬局開設者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、薬局の管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

#### 第十三条（薬局の管理に関する帳簿）

薬局開設者は、薬局に当該薬局の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

##### ２

薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

##### ３

薬局開設者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第十四条（医薬品の購入等に関する記録）

薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品（以下「医療用医薬品」という。）（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群に付される番号（以下「ロツト番号」という。）（ロツトを構成しない医薬品については製造番号）
* 三  
  使用の期限
* 四  
  数量
* 五  
  購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
* 六  
  購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）
* 七  
  前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）
* 八  
  購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

##### ２

薬局開設者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単に「許可証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。  
ただし、購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

##### ３

薬局開設者は、薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品（以下この項において「薬局医薬品等」という。）を販売し、又は授与したとき（薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときを除く。第五項及び第六項並びに第百四十六条第三項、第五項及び第六項において同じ。）は、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  販売又は授与の日時
* 四  
  販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名
* 五  
  薬局医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

##### ４

薬局開設者は、第一項の書面を、記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。

##### ５

薬局開設者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  販売又は授与の日時
* 四  
  販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名
* 五  
  第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

##### ６

薬局開設者は、医薬品を販売し、又は授与したときは、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

#### 第十四条の二（薬局医薬品の貯蔵等）

薬局開設者は、薬局医薬品を調剤室（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第十号に規定する調剤室をいう。）以外の場所に貯蔵し、又は陳列してはならない。  
ただし、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所以外の場所に貯蔵する場合は、この限りでない。

#### 第十四条の三（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

薬局開設者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

##### ２

薬局開設者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品陳列区画（薬局等構造設備規則第一条第一項第十一号ロに規定する要指導医薬品陳列区画をいう。以下同じ。）又は第一類医薬品陳列区画（同項第十二号ロに規定する第一類医薬品陳列区画をいう。以下同じ。）を閉鎖しなければならない。  
ただし、鍵をかけた陳列設備（同項第十一号イに規定する陳列設備をいう。以下同じ。）に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、この限りでない。

##### ３

薬局開設者は、薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖しなければならない。

#### 第十五条（薬局における従事者の区別等）

薬局開設者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その薬局において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第十五条の八第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

##### ２

薬局開設者は、過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して二年に満たない登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

##### ３

薬局開設者は、前項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

#### 第十五条の二（濫用等のおそれのある医薬品の販売等）

薬局開設者は、薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品のうち、濫用等のおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもの（以下「濫用等のおそれのある医薬品」という。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

* 一  
  当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
* 二  
  当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

#### 第十五条の三（使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）

薬局開設者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

#### 第十五条の四（競売による医薬品の販売等の禁止）

薬局開設者は、医薬品を競売に付してはならない。

#### 第十五条の五（薬局における医薬品の広告）

薬局開設者は、その薬局において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

##### ２

薬局開設者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

#### 第十五条の六（特定販売の方法等）

薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  当該薬局に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。
* 二  
  特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。
* 三  
  特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。
* 四  
  特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

#### 第十五条の七（指定第二類医薬品の販売等）

薬局開設者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

#### 第十五条の八（実務の証明及び記録）

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

##### ３

薬局開設者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第十五条の九（業務経験の証明及び記録）

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

##### ３

薬局開設者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第十五条の十（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置）

薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

#### 第十五条の十一（健康サポート薬局の表示）

薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。

#### 第十五条の十二（調剤された薬剤の販売等）

薬局開設者は、法第九条の二の規定により、調剤された薬剤につき、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

* 一  
  法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
* 二  
  当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第九条の三第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。
* 三  
  当該薬剤を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

#### 第十五条の十三（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等）

薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者の居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、その調剤の業務を行う場所をいう。）において行わせること。
* 二  
  当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
* 三  
  当該薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
* 四  
  情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
* 五  
  当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

##### ２

法第九条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
ただし、薬剤師法第二十五条に規定する事項が記載されている調剤された薬剤の容器又は被包を用いて、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に情報の提供を行わせる場合には、第一号から第四号までに掲げる事項を記載することを要しない。

* 一  
  当該薬剤の名称
* 二  
  当該薬剤の有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称。以下同じ。）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨。以下同じ。）
* 三  
  当該薬剤の用法及び用量
* 四  
  当該薬剤の効能又は効果
* 五  
  当該薬剤に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
* 六  
  その他当該薬剤を調剤した薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

##### ３

法第九条の三第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

##### ４

法第九条の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  年齢
* 二  
  他の薬剤又は医薬品の使用の状況
* 三  
  性別
* 四  
  症状
* 五  
  現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名
* 六  
  妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
* 七  
  授乳しているか否かの別
* 八  
  当該薬剤に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
* 九  
  調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否かの別並びにかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
* 十  
  その他法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項

#### 第十五条の十四

薬局開設者は、法第九条の三第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
* 二  
  当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
* 三  
  当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

#### 第十五条の十五（薬局における掲示）

法第九条の四の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

##### ２

法第九条の四の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）は、別表第一の二のとおりとする。

#### 第十五条の十六（薬剤師不在時間の掲示）

法第九条の四の規定による掲示のうち、薬剤師不在時間に係るものは、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

#### 第十六条（変更の届出）

法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
* 二  
  薬局の構造設備の主要部分
* 三  
  通常の営業日及び営業時間
* 四  
  薬局の管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
* 五  
  薬局の管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
* 六  
  放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
* 七  
  当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類
* 八  
  当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）

##### ２

法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。  
ただし、前項第四号の薬局の管理者が再教育研修命令を受けた者であるときは、薬剤師法第八条の二第三項の再教育研修修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる薬局開設者の氏名に係る届書  
    
    
  薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第一号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  第一項第四号又は第五号に掲げる事項に係る届書（新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者が薬局開設者である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者に対する使用関係を証する書類

##### ４

申請者が法人である場合であつて、都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

#### 第十六条の二

法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  薬剤師不在時間の有無
* 二  
  相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
* 三  
  特定販売の実施の有無
* 四  
  第一条第四項各号に掲げる事項
* 五  
  健康サポート薬局である旨の表示の有無

##### ２

法第十条第二項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

##### ４

当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

#### 第十七条（取扱処方箋数の届出）

令第二条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

* 一  
  前年において業務を行つた期間が三箇月未満である場合
* 二  
  前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行つた日数で除して得た数が四十以下である場合

##### ２

令第二条の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

#### 第十八条（休廃止等の届書の様式）

薬局を廃止し、休止し、又は休止した薬局を再開した場合における法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

## 第二章　医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業

#### 第十九条（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の申請）

法第十二条第一項の医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の申請は、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十六条第一項、第四十八条第一項、第七十条第一項及び第二項、第九十九条第三項、第二百十三条第一項並びに第二百二十八条の二十二において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し
* 四  
  申請者が法人であるときは、その組織図
* 五  
  申請者以外の者がその医薬品等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医薬品等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類
* 六  
  医薬品等総括製造販売責任者が法第十七条第一項に規定する者であることを証する書類
* 七  
  品質管理に係る体制に関する書類
* 八  
  製造販売後安全管理（法第十二条の二第二号に規定する製造販売後安全管理をいう。以下同じ。）に係る体制に関する書類

##### ３

申請者が法人である場合であつて、令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

##### ４

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。

#### 第二十条（製造販売業の許可証の様式）

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

#### 第二十一条（製造販売業の許可証の書換え交付の申請）

令第五条第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

#### 第二十二条（製造販売業の許可証の再交付の申請）

令第六条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

#### 第二十三条（製造販売業の許可の更新の申請）

法第十二条第二項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第二十四条（製造販売業の許可台帳の記載事項）

令第八条第一項に規定する法第十二条第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  許可の種類
* 三  
  製造販売業者の氏名及び住所
* 四  
  医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所（以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。）の名称及び所在地
* 五  
  医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所
* 六  
  当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該許可の種類及び許可番号

#### 第二十五条（製造業の許可の申請）

法第十三条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請は、様式第十二による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条並びに第百条第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 三  
  申請者以外の者がその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  医薬品製造管理者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は医薬部外品等責任技術者が第九十一条に掲げる者であることを証する書類
* 五  
  製造所の構造設備に関する書類
* 六  
  製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類
* 七  
  放射性医薬品を取り扱おうとするとき（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
* 八  
  申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

##### ３

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。  
この場合において、第九条中「都道府県知事（その」とあるのは、「地方厚生局長又は都道府県知事（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その」と読み替えるものとする。

#### 第二十六条（製造業の許可の区分）

法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  令第八十条第二項第三号イ、ハ及びニに規定する医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの
* 二  
  放射性医薬品（前号に掲げるものを除く。）の製造工程の全部又は一部を行うもの
* 三  
  無菌医薬品（無菌化された医薬品をいい、前二号に掲げるものを除く。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行うもの（第五号に掲げるものを除く。）
* 四  
  前三号に掲げる医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 五  
  前二号に掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

##### ２

法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬部外品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  無菌医薬部外品（無菌化された医薬部外品をいう。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行うもの（第三号に掲げるものを除く。）
* 二  
  前号に掲げる医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 三  
  医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

##### ３

法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める化粧品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  化粧品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 二  
  化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

#### 第二十七条（製造業の許可証の様式）

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証は、様式第十三によるものとする。

#### 第二十八条（製造業の許可証の書換え交付の申請）

令第十二条第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第三によるものとする。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

#### 第二十九条（製造業の許可証の再交付の申請）

令第十三条第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第四によるものとする。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

#### 第三十条（製造業の許可の更新の申請）

法第十三条第三項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請は、様式第十四による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第三十一条（製造業の許可の区分の変更等の申請）

法第十三条第六項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請は、様式第十五による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  許可証
* 二  
  変更又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
* 三  
  変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備に関する書類

#### 第三十二条（製造業の許可台帳の記載事項）

令第十五条第一項に規定する法第十三条第一項及び第六項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  許可の区分
* 三  
  製造業者の氏名及び住所
* 四  
  製造所の名称及び所在地
* 五  
  当該製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の氏名及び住所
* 六  
  当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号

#### 第三十三条（独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請）

法第十三条の二第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に法第十三条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行わせることとしたときは、令第十六条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十三条第一項若しくは第六項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第十六による申請書を当該申請に係る品目の法第十三条第一項若しくは第六項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請書に添付して、地方厚生局長を経由して行うものとする。

#### 第三十四条（機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知）

法第十三条の二第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行うものとする。

#### 第三十五条（医薬品等外国製造業者の認定の申請）

法第十三条の三第一項の医薬品等外国製造業者の認定の申請は、様式第十八による申請書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 二  
  製造所の責任者の履歴書
* 三  
  製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
* 四  
  製造所の構造設備に関する書類
* 五  
  放射性医薬品を取り扱おうとするとき（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
* 六  
  当該外国製造業者が存する国が医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可、製造業の許可、製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

#### 第三十六条（医薬品等外国製造業者の認定の区分）

法第十三条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品の医薬品等外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  令第八十条第二項第三号イ、ハ及びニに規定する医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの
* 二  
  放射性医薬品（前号に掲げるものを除く。）の製造工程の全部又は一部を行うもの
* 三  
  無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの（第五号に掲げるものを除く。）
* 四  
  前三号に掲げる医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 五  
  前二号に掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

##### ２

法第十三条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬部外品の医薬品等外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの（第三号に掲げるものを除く。）
* 二  
  前号の無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 三  
  医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

#### 第三十七条（準用）

法第十三条の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第十三条第六項の認定又は法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第三項の認定の更新については、第二十七条から第三十四条までの規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第三十八条（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認の申請）

法第十四条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認の申請は、様式第二十二による申請書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  当該品目に係る製造販売業の許可証の写し
* 二  
  法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品であることを明らかにする書類その他必要な書類

#### 第三十九条（医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合）

法第十四条第二項第三号ハ（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

##### ２

法第十四条第二項第三号ハの化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る化粧品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合及び申請に係る化粧品に含有されている成分が法第六十一条第四号の規定による名称の記載を省略しようとする成分として不適当な場合とする。

#### 第四十条（承認申請書に添付すべき資料等）

法第十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の有効成分の種類、投与経路、剤型等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

* 一  
  医薬品についての承認  
    
    
  次に掲げる資料
* 二  
  医薬部外品についての承認  
    
    
  次に掲げる資料
* 三  
  化粧品についての承認  
    
    
  次に掲げる資料

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。  
ただし、法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められる医薬品については、当該新医薬品の再審査期間中は、当該新医薬品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの以外は、医学薬学上公知であると認められない。

##### ３

第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

##### ４

申請者は、申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

##### ５

第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は都道府県知事が申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の承認のための審査につき必要と認めて当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第四十一条（特例承認に係る医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予）

厚生労働大臣は、申請者が法第十四条の三第一項の規定による法第十四条の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、前条第一項第一号イからヘまで及びチに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

#### 第四十二条（厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医薬品）

法第十四条第三項後段（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める医薬品は、法第十四条第一項に規定する医薬品（人又は動物の皮膚に貼り付けられる医薬品、薬局製造販売医薬品、令第八十条の規定により承認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている医薬品及び専ら動物のために使用することが目的とされている医薬品を除く。）とする。

#### 第四十三条（申請資料の信頼性の基準）

法第十四条第三項後段（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する資料は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

* 一  
  当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
* 二  
  前号の調査又は試験において、申請に係る医薬品についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果は当該資料に記載されていること。
* 三  
  当該資料の根拠になつた資料は、法第十四条第一項又は第九項の承認を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。  
  ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつてはこの限りではない。

#### 第四十四条

削除

#### 第四十五条（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料）

法第十四条第一項又は第九項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等についての法第八十条の六第一項の登録を受けた者（以下「原薬等登録業者」という。）との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第十四条第三項の資料のうち、第四十条第一項第一号ロからニまでに掲げる資料の一部に代えることができる。

#### 第四十六条（承認事項の一部変更の承認）

法第十四条第九項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第二十三による申請書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第九項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第三十八条第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

#### 第四十七条（承認事項の軽微な変更の範囲）

法第十四条第九項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

* 一  
  当該品目の本質、特性及び安全性に影響を与える製造方法等の変更
* 二  
  規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更
* 三  
  病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
* 四  
  用法若しくは用量又は効能若しくは効果に関する追加、変更又は削除
* 五  
  前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの

#### 第四十八条（軽微な変更の届出）

法第十四条第十項の規定による届出は、様式第二十四による届書（正副二通）を厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の届出は、法第十四条第九項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

##### ３

厚生労働大臣が法第十四条の二第一項（法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により機構に法第十四条の二第一項に規定する医薬品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

#### 第四十九条（承認台帳の記載事項）

令第十九条第一項に規定する法第十四条第一項及び第九項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  承認番号及び承認年月日
* 二  
  承認を受けた者の氏名及び住所
* 三  
  承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
* 四  
  当該品目の製造所の名称及び所在地
* 五  
  当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号又は医薬品等外国製造業者の認定の区分及び認定番号
* 六  
  当該品目の名称
* 七  
  当該品目の成分及び分量
* 八  
  当該品目の効能、効果又は使用目的
* 九  
  当該品目の用法及び用量
* 十  
  当該品目の規格及び試験方法

#### 第五十条（医薬品等適合性調査の申請）

法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査（以下この章において「医薬品等適合性調査」という。）の申請は、様式第二十五による申請書を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  医薬品等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
* 二  
  医薬品等適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

##### ３

厚生労働大臣が法第十四条の二第一項の規定により機構に医薬品等適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事）」とあるのは、「機構」とする。

#### 第五十一条（医薬品等適合性調査の結果の通知）

医薬品等適合性調査実施者（令第二十三条に規定する医薬品等適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者（同条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。）又は医薬品等承認権者（同条に規定する医薬品等承認権者をいう。）に対して行う医薬品等適合性調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。  
ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

#### 第五十二条（医薬品等適合性調査台帳の記載事項）

令第二十四条第一項に規定する医薬品等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  調査結果及び結果通知年月日
* 二  
  当該品目の名称
* 三  
  当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
* 四  
  承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。）
* 五  
  製造所の名称及び所在地
* 六  
  製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所
* 七  
  前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日

#### 第五十三条（医薬品等適合性調査を行わない承認された事項の変更）

令第二十五条第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の用法、用量、効能又は効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

#### 第五十四条（機構に対する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）

法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十四条の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条第一項又は第九項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

##### ２

法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十四条第五項後段（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条第一項又は第九項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

##### ３

前二項の申請は、様式第二十七による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第一項又は第九項の承認の申請書に添付して行うものとする。

##### ４

法第十四条の二第一項の規定により機構が行う法第十四条の承認のための審査及び同条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査（次条において「医薬品等審査等」という。）については、第四十条第五項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第十四条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

#### 第五十五条（機構による医薬品等審査等の結果の通知）

法第十四条の二第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品等審査等の結果の通知は、様式第二十八による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第十四条の二第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。

##### ３

法第十四条の二第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第十項の届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

#### 第五十六条（新医薬品等の再審査の申請）

法第十四条の四第一項の規定による同項各号に掲げる医薬品の再審査の申請は、様式第三十による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

#### 第五十七条（再審査に関する調査期間に係る厚生労働省令で定める医薬品）

法第十四条の四第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める医薬品は、その製造販売の承認のあつた日後六年を超える期間当該医薬品の副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症（第六十二条及び第六十三条において「副作用等」という。）その他の使用の成績等に関する調査が必要であると認められる希少疾病用医薬品以外の医薬品とする。

##### ２

法第十四条の四第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める医薬品は、既に製造販売の承認を与えられている医薬品と用法（投与経路を除く。）又は用量が明らかに異なる医薬品であつて有効成分及び投与経路が同一のもの（同号イに掲げる医薬品を除く。）その他既に製造販売の承認を与えられている医薬品との相違が軽微であると認められる医薬品（同号イに掲げる医薬品を除く。）とする。

#### 第五十八条

削除

#### 第五十九条（再審査申請書に添付すべき資料等）

法第十四条の四第四項の規定により第五十六条の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る医薬品の使用成績に関する資料、第六十三条第二項の規定による報告に際して提出した資料の概要その他当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料とする。

##### ２

前項の資料については、第四十条第三項の規定を準用する。

##### ３

法第十四条の四第一項の再審査の申請をする者については、第四十条第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

##### ４

第一項及び前項において準用する第四十条第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該医薬品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### 第六十条（再審査の調査に係る医薬品の範囲）

法第十四条の四第四項後段の厚生労働省令で定める医薬品は、同条第一項各号に掲げる医薬品とする。

#### 第六十一条（再審査申請資料の信頼性の基準）

法第十四条の四第四項後段の資料については、第四十三条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）」とあるのは「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）」と、「法第十四条第一項又は第九項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

#### 第六十二条（新医薬品等の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等）

次の各号に掲げる医薬品（医療用医薬品を除く。）につき法第十四条の承認を受けた者が行う法第十四条の四第六項の調査は、当該各号に定める期間当該医薬品の副作用等その他の使用の成績等について行うものとする。

* 一  
  法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品  
    
    
  同号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）
* 二  
  法第十四条の四第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品  
    
    
  その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する厚生労働大臣の指示する期間の開始の日の前日まで

##### ２

法第十四条の四第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  当該医薬品の名称
* 二  
  承認番号及び承認年月日
* 三  
  調査期間及び調査症例数
* 四  
  当該医薬品の出荷数量
* 五  
  調査結果の概要及び解析結果
* 六  
  副作用等の種類別発現状況
* 七  
  副作用等の発現症例一覧

##### ３

前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認を受けた日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

##### ４

法第十四条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。

#### 第六十三条（安全性定期報告等）

医療用医薬品であつて前条第一項各号に該当するものにつき法第十四条の承認を受けた者が行う法第十四条の四第六項の調査は、前条第一項各号に定める期間当該医療用医薬品の副作用等の発現状況その他の使用の成績等（外国で使用される物であつて当該医療用医薬品と成分が同一のもの（以下この条において「成分同一物」という。）がある場合には、当該物に係るものを含む。）について行うものとする。

##### ２

法第十四条の四第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  当該医療用医薬品又は成分同一物（以下この項において「当該医療用医薬品等」という。）の名称
* 二  
  承認年月日及び承認番号（成分同一物にあつては、当該外国において製造又は販売することが認められた年月日）
* 三  
  調査期間及び調査症例数
* 四  
  当該医療用医薬品等の出荷数量
* 五  
  調査結果の概要及び解析結果
* 六  
  当該医療用医薬品等の副作用等の種類別発現状況
* 七  
  当該医療用医薬品等の副作用等の発現症例一覧
* 八  
  当該医療用医薬品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止、又は当該医療用医薬品等の適正な使用のために行われた措置
* 九  
  当該医療用医薬品等の添付文書
* 十  
  当該医療用医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報

##### ３

前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して、二年間は半年ごとに、それ以降は一年ごとに（厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間ごとに）、その期間の満了後七十日（第一項の調査により得られた資料が邦文以外で記載されている場合においては、三月）以内に行わなければならない。

##### ４

前項に規定する期間の満了日（この項において「報告期限日」という。）が第一項に規定する期間の満了日後となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該報告期限日に係る調査については、当該調査開始後九月以内に報告を行わなければならない。

##### ５

法第十四条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十二による通知書によつて行うものとする。

#### 第六十四条（機構に対する再審査に係る確認又は調査の申請）

法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十四条の四第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査（以下この条及び次条において「医薬品確認等」という。）を行わせることとしたときは、令第二十九条に規定する医薬品に係る法第十四条の四第一項の再審査の申請者は、機構に当該医薬品確認等の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第三十三による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の四第一項の規定による再審査の申請書に添付して行うものとする。

##### ３

法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二第一項の規定により機構が行う医薬品確認等については、第五十九条第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第四十条第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「再審査」とあるのは「法第十四条の四第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

#### 第六十五条（機構による再審査の医薬品確認等の結果の通知）

法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品確認等の結果の通知は、様式第三十四による通知書によつて行うものとする。

#### 第六十六条（医薬品の再評価の申請等）

法第十四条の六の医薬品の再評価の申請は、様式第三十五による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第十四条の六の医薬品の再評価に際して提出する資料については、第四十条第三項の規定を準用する。

##### ３

法第十四条の六の医薬品の再評価の申請をする者については、第四十条第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

##### ４

法第十四条の六第四項の厚生労働省令で定める医薬品は、同条第一項の厚生労働大臣の指定に係る医薬品とする。

##### ５

法第十四条の六第四項の資料については、第四十三条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）」とあるのは「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）」と、「法第十四条第一項又は第九項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の六の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

#### 第六十七条（機構に対する再評価に係る確認又は調査の申請）

法第十四条の七第一項において準用する法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十四条の六第二項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査（以下この条及び次条において「医薬品確認等」という。）を行わせることとしたときは、令第三十一条に規定する医薬品に係る法第十四条の六第一項の再評価の申請者は、機構に当該医薬品確認等の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第三十六による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の六第一項の規定による再評価の申請書に添付して、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

#### 第六十八条（機構による再評価に係る医薬品確認等の結果の通知）

法第十四条の七第一項において準用する法第十四条の二第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品確認等の結果の通知は、様式第三十七による通知書によつて行うものとする。

#### 第六十九条（承継の届出）

法第十四条の八第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

* 一  
  法第十三条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の許可又は法第十三条の三第一項の認定の申請に際して提出した資料
* 二  
  法第十四条第一項の承認の申請及び同条第九項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 三  
  法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 四  
  法第十四条の四第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 五  
  法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 六  
  法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
* 七  
  品質管理の業務に関する資料及び情報
* 八  
  製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
* 九  
  その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報

##### ２

法第十四条の八第三項の規定による届出は、様式第三十八による届書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、医薬品等承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

#### 第七十条（製造販売の届出）

法第十四条の九第一項の規定による届出は、様式第三十九による届書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第十四条の九第二項の規定による変更の届出は、様式第四十による届書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

法第十四条の十第一項の規定により機構に届け出ることとされている場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を」とあるのは、「正副二通）を機構に」とする。

#### 第七十一条（機構による製造販売の届出の受理に係る通知）

法第十四条の十第二項の規定により厚生労働大臣に対して行う製造販売の届出の受理に係る通知は、様式第四十一による通知書によつて行うものとする。

#### 第七十二条

削除

#### 第七十三条

削除

#### 第七十四条

削除

#### 第七十五条

削除

#### 第七十六条

削除

#### 第七十七条

削除

#### 第七十八条

削除

#### 第七十九条

削除

#### 第八十条

削除

#### 第八十一条

削除

#### 第八十二条

削除

#### 第八十三条

削除

#### 第八十四条

削除

#### 第八十五条（医薬品等総括製造販売責任者の基準）

医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  薬剤師
* 二  
  旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
* 三  
  旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校（以下「旧制中学」という。）若しくは学校教育法に基づく高等学校（以下「高校」という。）又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
* 四  
  厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

##### ２

化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  薬剤師
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
* 三  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
* 四  
  厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

#### 第八十六条（薬剤師を必要としない医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理）

医薬品の製造販売業者は、法第十七条第一項ただし書の規定により、次の各号に掲げる医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもつて行わせることができる。

* 一  
  令第二十条第一項第四号に掲げる医薬品  
    
    
  イ又はロのいずれかに該当する者
* 二  
  令第二十条第一項第六号に掲げる医薬品（獣医療の用に供するものを除く。以下「医療用ガス類」という。）  
    
    
  イからハまでのいずれかに該当する者

#### 第八十七条（医薬品等総括製造販売責任者の遵守事項）

法第十七条第二項の医薬品等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  品質管理及び製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
* 二  
  当該業務を公正かつ適正に行うために必要があると認めるときは、製造販売業者に対し文書により必要な意見を述べ、その写しを五年間保存すること。
* 三  
  医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理に関する業務の責任者（以下「医薬品等品質保証責任者」という。）及び製造販売後安全管理に関する業務の責任者（以下「医薬品等安全管理責任者」という。）との相互の密接な連携を図ること。

#### 第八十八条（薬剤師を必要としない医薬品の製造の管理）

医薬品の製造業者は、法第十七条第三項ただし書の規定により、次の各号に掲げる医薬品の製造の管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもつて行わせることができる。

* 一  
  令第二十条第一項第四号に掲げる医薬品  
    
    
  イ又はロのいずれかに該当する者
* 二  
  医療用ガス類  
    
    
  イからハまでのいずれかに該当する者

#### 第八十九条（管理者等の意見の尊重）

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者又は生物由来製品の製造を管理する者が法第十七条第四項若しくは第六項又は第六十八条の十六第二項において準用する法第八条第一項に規定する義務を履行するために必要と認めて述べる意見を尊重しなければならない。

#### 第九十条（製造、試験等に関する記録）

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品に関して有効期間又は使用の期限（以下第百五十二条第二項を除き「有効期間」という。）の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保管しなければならない。  
ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

#### 第九十一条（医薬部外品等責任技術者の資格）

医薬部外品の製造業者は、法第十七条第五項の規定により、次の各号のいずれかに該当する責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。  
ただし、令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品を製造する製造所にあつては、薬剤師でなければならない。

* 一  
  薬剤師
* 二  
  大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
* 三  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の製造に関する業務に三年以上従事した者
* 四  
  厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

##### ２

化粧品の製造業者は、法第十七条第五項の規定により、次の各号のいずれかに該当する責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。

* 一  
  薬剤師
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
* 三  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造に関する業務に三年以上従事した者
* 四  
  厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

#### 第九十二条（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者の遵守事項）

法第十八条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
* 二  
  製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。
* 三  
  製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。
* 四  
  医薬品等総括製造販売責任者、医薬品等品質保証責任者及び医薬品等安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。
* 五  
  医薬品等総括製造販売責任者が第八十七条の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。
* 六  
  第八十七条第二号に規定する医薬品等総括製造販売責任者の意見を尊重すること。

#### 第九十二条の二

医薬品の製造販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない。

#### 第九十二条の三

薬局製造販売医薬品の製造販売業者である薬局開設者は、当該薬局以外の薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に対して、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与してはならない。

#### 第九十三条

削除

#### 第九十四条（製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続）

製造販売のために医薬品、医薬部外品又は化粧品を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

* 一  
  法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請
* 二  
  法第十四条の九第一項又は第二項の届出
* 三  
  法第十九条の二第一項の承認又はその申請

#### 第九十五条（製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続）

製造のために医薬品、医薬部外品又は化粧品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

* 一  
  法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請
* 二  
  法第十四条の九第一項又は第二項の届出
* 三  
  法第十九条の二第一項の承認又はその申請
* 四  
  法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

#### 第九十六条（製造管理又は品質管理の方法の基準への適合）

医薬品（次に掲げるものを除く。）又は医薬部外品（令第二十条第二項の規定により製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものに限る。）の製造業者又は法第十三条の三第一項の認定を受けた医薬品等外国製造業者（以下「認定医薬品等外国製造業者」という。）は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第十四条第二項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

* 一  
  専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされている医薬品（以下「防除用医薬品」という。）のうち、人の身体に直接使用されることのないもの
* 二  
  専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品（以下「滅菌消毒用医薬品」という。）のうち、人の身体に直接使用されることのないもの
* 三  
  専ら前二号に掲げる医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品
* 四  
  生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品
* 五  
  薬局製造販売医薬品
* 六  
  医療の用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの
* 七  
  前各号に掲げるもののほか、日本薬局方に収められている物のうち、人体に対する作用が緩和なものとして厚生労働大臣が指定するもの

#### 第九十六条の二（薬局製造販売医薬品の製造業者の遵守事項）

薬局製造販売医薬品の製造業者である薬局開設者は、当該薬局で調剤に従事する薬剤師に当該薬局における設備及び器具をもつて、薬局製造販売医薬品を製造させなければならない。

##### ２

薬局製造販売医薬品の製造業者である薬局開設者は、当該薬局以外の医薬品の製造販売業者又は製造業者に対して、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与してはならない。

#### 第九十七条（製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲）

法第十八条第三項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

* 一  
  医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品、医薬部外品又は化粧品の適正な使用のために必要な情報（以下この章において「安全管理情報」という。）の収集
* 二  
  安全管理情報の解析
* 三  
  安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
* 四  
  収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

#### 第九十八条（製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲）

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務（以下「製造販売後安全管理業務」という。）を受託する者（以下この章において「受託者」という。）に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。

##### ３

第一項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、他の医薬品の製造販売業者に医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

##### ４

医薬品の製造販売業者は、前二項の規定により再委託させる製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

#### 第九十八条の二（処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が処方箋医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、当該業務の受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

* 一  
  委託する業務（以下この条において「委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
* 二  
  委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条及び第九十八条の六において「受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
* 三  
  委託安全確保業務に係る次項の手順書その他委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

##### ２

製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、次に掲げる手順を記載した委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。

* 一  
  安全管理情報の収集に関する手順
* 二  
  安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
* 三  
  安全確保措置の実施に関する手順
* 四  
  受託安全管理実施責任者から医薬品等安全管理責任者への報告に関する手順
* 五  
  医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二条第三項に規定する医薬品リスク管理（第九十八条の六第二項第五号において「医薬品リスク管理」という。）に関する手順（市販直後調査に関する手順を含む。）
* 六  
  委託の手順
* 七  
  委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
* 八  
  医薬品等品質保証責任者その他の処方箋医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
* 九  
  その他委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

##### ３

製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務の範囲
* 二  
  受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全確保業務の範囲に関する事項
* 三  
  委託安全確保業務に係る前項各号（第六号を除く。）に掲げる手順に関する事項
* 四  
  委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
* 五  
  次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
* 六  
  第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
* 七  
  第九項の情報提供に関する事項
* 八  
  その他必要な事項

##### ４

製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を医薬品等安全管理責任者に行わせなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務を統括すること。
* 二  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第九十七条第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
* 三  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 四  
  受託者が委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
* 五  
  第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び医薬品等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

##### ５

製造販売業者は、市販直後調査に係る業務であつて処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第十条第一項（同令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する市販直後調査実施計画書（以下「市販直後調査実施計画書」という。）に基づき、次に掲げる業務を医薬品等安全管理責任者に行わせなければならない。

* 一  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 二  
  前号の文書を保存すること。

##### ６

製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第四号に掲げる業務を委託する場合においては、当該委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託しなければならない。  
この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務の範囲
* 二  
  その他必要な事項

##### ７

製造販売業者は、医薬品等安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。

##### ８

製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。

##### ９

製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。

#### 第九十八条の三（処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を委託する場合においては、前条（第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

#### 第九十八条の四（医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を委託する場合においては、第九十八条の二第一項第一号及び同条第三項から第九項まで（第三項第二号及び第三号並びに第五項を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第七項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

#### 第九十八条の五（委託安全確保業務に係る記録の保存）

前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、当該記録を利用しなくなつた日から五年間とする。  
ただし、次に掲げる記録の保存期間はそれぞれ各号に定める期間とする。

* 一  
  生物由来製品（次号に掲げるものを除く。）に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から十年間
* 二  
  特定生物由来製品に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から三十年間

##### ２

製造販売業者は、前三条の規定にかかわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、前三条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

#### 第九十八条の六（処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

* 一  
  再委託する業務（以下この条において「再委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
* 二  
  再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
* 三  
  再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

##### ２

委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

* 一  
  安全管理情報の収集に関する手順
* 二  
  安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
* 三  
  安全確保措置の実施に関する手順
* 四  
  再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順
* 五  
  医薬品リスク管理に関する手順（市販直後調査に関する手順を含む。）
* 六  
  再委託の手順
* 七  
  再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
* 八  
  受託者の医薬品等品質保証責任者又は国内品質業務運営責任者その他の処方箋医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
* 九  
  その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

##### ３

委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務の範囲
* 二  
  再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項
* 三  
  再委託安全確保業務に係る前項各号（第六号を除く。）に掲げる手順に関する事項
* 四  
  再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
* 五  
  次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
* 六  
  第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
* 七  
  第九項の情報提供に関する事項
* 八  
  その他必要な事項

##### ４

委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務を統括すること。
* 二  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第九十七条第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
* 三  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 四  
  再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
* 五  
  第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

##### ５

委託元である製造販売業者は、受託者が市販直後調査に係る業務であつて処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。

* 一  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 二  
  前号の文書を保存すること。

##### ６

委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。  
この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務の範囲
* 二  
  その他必要な事項

##### ７

委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。

##### ８

委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。

##### ９

受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

##### １０

第九十八条第三項の規定により受託者が製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、委託元である製造販売業者は、必要に応じ、再受託者を直接確認する体制を確保するものとする。

#### 第九十八条の七（処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

受託者が処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を再委託する場合においては、前条（第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第四項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは「を受託者があらかじめ指定する者」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第五項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは「を受託者があらかじめ指定する者」と、同項第一号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第七項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「受託者があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

#### 第九十八条の八（再委託安全確保業務等に係る記録の保存）

前二条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第九十八条の五の規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは「受託者」と、「前三条」とあるのは「第九十八条の六及び第九十八条の七」と読み替えるものとする。

#### 第九十九条（製造販売業の医薬品等総括製造販売責任者等の変更の届出）

法第十九条第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 三  
  製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 四  
  医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所
* 五  
  当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書  
    
    
  製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第三号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  第一項第四号に掲げる事項に係る届書（新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他製造販売業者の新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者に対する使用関係を証する書類

##### ４

第一項の届出については、第十六条第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「（その」とあるのは、「（薬局製造販売医薬品を製造販売する薬局にあつては、その」と読み替えるものとする。

#### 第百条（製造業の医薬品製造管理者等の変更の届出）

法第十九条第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造業者若しくは医薬品等外国製造業者（以下この条において「製造業者等」という。）又は医薬品製造管理者若しくは医薬部外品等責任技術者（医薬品等外国製造業者にあつては、製造所の責任者）（第三項第二号において「医薬品製造管理者等」という。）の氏名又は住所
* 二  
  製造業者等が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 三  
  製造所の名称
* 四  
  製造所の構造設備の主要部分
* 五  
  製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書  
    
    
  製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第一号に掲げる医薬品製造管理者等の氏名に係る届書（新たに医薬品製造管理者等となつた者が製造業者等である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他製造業者等の新たに医薬品製造管理者等となつた者に対する使用関係を証する書類
* 三  
  第一項第二号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類

#### 第百一条（資料の保存）

医薬品等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。  
ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

* 一  
  法第十四条第一項又は第九項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料  
    
    
  承認を受けた日から五年間。  
  ただし、法第十四条の四第一項の再審査を受けなければならない医薬品（承認を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間
* 二  
  法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料（前号に掲げる資料を除く。）  
    
    
  再審査が終了した日から五年間
* 三  
  法第十四条の六の医薬品の再評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料（前二号に掲げる資料を除く。）  
    
    
  再評価が終了した日から五年間

#### 第百二条（外国製造医薬品等の製造販売の承認の申請）

法第十九条の二第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認の申請は、様式第五十三による申請書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書に添付すべき資料については、第四十条及び第四十一条の規定を準用する。  
この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

##### ３

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、法第十九条の二第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類
* 三  
  選任外国製造医薬品等製造販売業者を選任したことを証する書類
* 四  
  当該選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し
* 五  
  法第二十条において準用する法第十四条の三第一項の規定により法第十九条の二第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に掲げる医薬品であることを証する書類その他必要な書類

#### 第百三条（外国製造医薬品等の製造販売承認台帳の記載事項）

令第十九条に規定する法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第九項の承認に関する台帳に記載する事項は、第四十九条各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  当該選任外国製造医薬品等製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

#### 第百四条（選任外国製造医薬品等製造販売業者の遵守事項）

選任外国製造医薬品等製造販売業者が遵守すべき事項は、第九十二条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  選任外国製造医薬品等製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。
* 二  
  次のイからホまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。
* 三  
  法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した副作用等に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなつた日から五年間保存すること。  
  ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

#### 第百五条（選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出）

法第十九条の三の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名又は住所
* 二  
  選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

##### ２

法第十九条の三の規定による選任外国製造医薬品等製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

#### 第百六条（情報の提供）

外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

* 一  
  法第十九条の二第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第十四条第九項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由
* 二  
  法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第九項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し
* 三  
  法第十九条の四において準用する法第十四条の四第六項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
* 四  
  法第五十条、第五十九条、第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
* 五  
  法第五十二条（法第六十条又は第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十八条の十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
* 六  
  法第六十九条第一項若しくは第四項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
* 七  
  前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医薬品等製造販売業者が業務を行うために必要な情報

##### ２

外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者を変更したときは、第百四条第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者から変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き継がせなければならない。

##### ３

前項の場合において変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者が法第六十八条の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等である場合には、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者は生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き渡さなければならない。

#### 第百七条（外国製造医薬品等特例承認取得者の業務に関する帳簿）

外国製造医薬品等特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医薬品等特例承認取得者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百八条（外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出）

令第三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名又は住所
* 二  
  外国製造医薬品等特例承認取得者が法人であるときは、その業務を行う役員
* 三  
  承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称

##### ２

前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第十九条の二第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

#### 第百九条（外国製造医薬品等特例承認取得者等の申請等の手続）

法第十九条の二第一項の承認を受けようとする者又は外国製造医薬品等特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造医薬品等製造販売業者が行うものとする。

#### 第百十条（外国製造医薬品等特例承認取得者の資料の保存）

外国製造医薬品等特例承認取得者については、第百一条の規定を準用する。

##### ２

外国製造医薬品等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

##### ３

前項の資料の保存については、第百一条各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

#### 第百十一条（準用）

法第十九条の二第一項又は同条第五項において準用する法第十四条第九項の承認については、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条及び第五十四条から第六十九条までの規定を準用する。  
この場合において、第四十六条中「様式第二十三」とあるのは「様式第五十五」と、第四十八条第一項中「様式第二十四」とあるのは「様式第五十六」と、第五十条第一項中「様式第二十五」とあるのは「様式第五十七」と、第五十四条第三項中「様式第二十七」とあるのは「様式第五十八」と、第五十六条中「様式第三十」とあるのは「様式第五十九」と、第六十四条第二項中「様式第三十三」とあるのは「様式第六十」と、第六十六条第一項中「様式第三十五」とあるのは「様式第六十一」と、第六十七条第二項中「様式第三十六」とあるのは「様式第六十二」と、第六十九条第二項中「様式第三十八」とあるのは「様式第六十三」と読み替えるものとする。

#### 第百十一条の二

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の九の規定を準用する。  
この場合において、同条第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第八十五条第一項第三号若しくは第二項第三号、第八十六条第一号イ若しくは第二号ロ、第八十八条第一号イ若しくは第二号ロ又は第九十一条第一項第三号若しくは第二項第三号に規定する」と読み替えるものとする。

#### 第百十二条

医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十四条第一項及び第三項の規定を準用する。  
この場合において、同条第三項中「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

#### 第百十三条

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の十の規定を準用する。  
この場合において、「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは、「薬剤師」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

##### ２

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）については、第三条及び第十八条の規定を準用する。  
この場合において、第十八条中「届書」とあるのは、「届書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）」と読み替えるものとする。

##### ３

薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

##### ４

認定医薬品等外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

## 第三章　医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等

### 第一節　医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業

#### 第百十四条の二（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請）

法第二十三条の二第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請は、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し
* 四  
  申請者が法人であるときは、その組織図
* 五  
  申請者以外の者がその医療機器等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類
* 六  
  医療機器等総括製造販売責任者が法第二十三条の二の十四第一項に規定する者であることを証する書類
* 七  
  製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制に関する書類
* 八  
  製造販売後安全管理に係る体制に関する書類

##### ３

申請者が法人である場合であつて、令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

##### ４

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の三（製造販売業の許可証の様式）

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

#### 第百十四条の四（製造販売業の許可証の書換え交付の申請）

令第三十七条の二第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

#### 第百十四条の五（製造販売業の許可証の再交付の申請）

令第三十七条の三第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

#### 第百十四条の六（製造販売業の許可の更新の申請）

法第二十三条の二第二項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第百十四条の七（製造販売業の許可台帳の記載事項）

令第三十七条の五第一項に規定する法第二十三条の二第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  許可の種類
* 三  
  製造販売業者の氏名及び住所
* 四  
  医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所（以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。）の名称及び所在地
* 五  
  医療機器等総括製造販売責任者の氏名及び住所
* 六  
  当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該許可の種類及び許可番号

#### 第百十四条の八（製造業の登録を受ける製造所の製造工程）

法第二十三条の二の三第一項の厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

* 一  
  医療機器プログラム  
    
    
  設計
* 二  
  医療機器プログラムを記録した記録媒体たる医療機器  
    
    
  次に掲げる製造工程
* 三  
  一般医療機器  
    
    
  次に掲げる製造工程
* 四  
  単回使用の医療機器（一回限り使用できることとされている医療機器をいう。以下同じ。）のうち、再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売をすることを目的として、これに検査、分解、洗浄、滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）をされたもの（以下「再製造単回使用医療機器」という。）  
    
    
  次に掲げる製造工程
* 五  
  前各号に掲げる医療機器以外の医療機器  
    
    
  次に掲げる製造工程
* 六  
  放射性医薬品である体外診断用医薬品（以下「放射性体外診断用医薬品」という。）  
    
    
  次に掲げる製造工程
* 七  
  法第二十三条の二の五第一項及び法第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品（前号に掲げるものを除く。）  
    
    
  次に掲げる製造工程
* 八  
  前二号に掲げる体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品  
    
    
  次に掲げる製造工程

#### 第百十四条の九（製造業の登録の申請）

法第二十三条の二の三第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請は、様式第六十三の二による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 三  
  申請者以外の者がその医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  医療機器責任技術者が第百十四条の五十三に掲げる者であること又は体外診断用医薬品製造管理者が薬剤師であることを証する書類
* 五  
  登録を受けようとする製造所の場所を明らかにした図面
* 六  
  申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

##### ３

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の十（製造業の登録証の様式）

医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証は、様式第六十三の三によるものとする。

#### 第百十四条の十一（製造業の登録証の書換え交付の申請）

令第三十七条の九第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

#### 第百十四条の十二（製造業の登録証の再交付の申請）

令第三十七条の十第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

#### 第百十四条の十三（製造業の登録の更新の申請）

法第二十三条の二の三第三項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請は、様式第六十三の四による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る登録の登録証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第百十四条の十四（製造業の登録台帳の記載事項）

令第三十七条の十二第一項に規定する法第二十三条の二の三第一項の登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  登録番号及び登録年月日
* 二  
  製造業者の氏名及び住所
* 三  
  製造所の名称及び所在地
* 四  
  当該製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者の氏名及び住所
* 五  
  当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号

#### 第百十四条の十五（医療機器等外国製造業者の登録の申請）

法第二十三条の二の四第一項の医療機器等外国製造業者の登録の申請は、様式第六十三の五による申請書（正副二通）を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 二  
  製造所の責任者の履歴書
* 三  
  登録を受けようとする製造所の場所を明らかにした図面

#### 第百十四条の十六（準用）

法第二十三条の二の四第一項の登録については、第百十四条の十から第百十四条の十四までの規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第百十四条の十七（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請）

法第二十三条の二の五第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請は、様式第六十三の八による申請書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  当該品目に係る製造販売業の許可証の写し
* 二  
  法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であることを明らかにする書類その他必要な書類

#### 第百十四条の十八（医療機器又は体外診断用医薬品として不適当な場合）

法第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十一項において準用する場合を含む。）の医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

#### 第百十四条の十九（承認申請書に添付すべき資料等）

法第二十三条の二の五第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の構造、性能等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

* 一  
  医療機器についての承認  
    
    
  次に掲げる資料
* 二  
  体外診断用医薬品についての承認  
    
    
  次に掲げる資料

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二の五第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。

##### ３

第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

##### ４

申請者は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ５

第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣が申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認のための審査につき必要と認めて当該医療機器又は体外診断用医薬品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### 第百十四条の二十（特例承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予）

厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二の八第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする医療機器又は体外診断用医薬品について、前条第一項第一号イからホまで並びにト及びチ又は第二号イからトまでに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

#### 第百十四条の二十一（厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医療機器又は体外診断用医薬品）

法第二十三条の二の五第三項後段（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器とする。

#### 第百十四条の二十二（申請資料の信頼性の基準）

法第二十三条の二の五第三項後段（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する資料は、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十七号）及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

* 一  
  当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
* 二  
  前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果は当該資料に記載されていること。
* 三  
  当該資料の根拠になつた資料は、法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。  
  ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつてはこの限りではない。

#### 第百十四条の二十二の二（医療機器リスク管理計画書に関する資料に代えることができる資料）

希少疾病用医療機器その他の医療上特にその必要性が高いと認められる医療機器であり、かつ、当該医療機器についての臨床試験の実施に特に長期間を要すると認められるものに係る法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請をする場合においては、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）第九条の三第一項第一号に定める医療機器リスク管理計画書をもつて、法第二十三条の二の五第三項の資料のうち、第百十四条の十九第一項第一号ヘに掲げる資料の一部に代えることができる。

#### 第百十四条の二十三（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料）

法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等についての原薬等登録業者との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第二十三条の二の五第三項の資料のうち、第百十四条の十九第一項第一号ホ又は第二号トに掲げる資料の一部に代えることができる。

#### 第百十四条の二十四（承認事項の一部変更の承認）

法第二十三条の二の五第十一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第六十三の九による申請書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第十一項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第百十四条の十七第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

#### 第百十四条の二十五（承認事項の軽微な変更の範囲）

医療機器に係る法第二十三条の二の五第十一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

* 一  
  使用目的又は効果の追加、変更又は削除
* 二  
  病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
* 三  
  前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもののうち、厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十一項の承認を受けなければならないと認めるもの

##### ２

体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第十一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

* 一  
  使用目的の追加、変更又は削除
* 二  
  反応系に関与する成分の追加、変更又は削除
* 三  
  前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもののうち、厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十一項の承認を受けなければならないと認めるもの

#### 第百十四条の二十六（軽微な変更の届出）

法第二十三条の二の五第十二項の規定による届出は、様式第六十三の十による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の届出は、法第二十三条の二の五第十一項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

##### ３

厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により機構に法第二十三条の二の七第一項に規定する医療機器等審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第百十四条の二十七（承認台帳の記載事項）

令第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の五第一項及び第十一項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  承認番号及び承認年月日
* 二  
  承認を受けた者の氏名及び住所
* 三  
  承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
* 四  
  当該品目の製造所の名称
* 五  
  当該品目の製造所が受けている製造業者の登録番号又は医療機器等外国製造業者の登録番号
* 六  
  当該品目の名称
* 七  
  当該品目の形状、構造及び原理
* 八  
  当該品目の使用目的又は効果
* 九  
  当該品目の使用方法

#### 第百十四条の二十八（医療機器等適合性調査の申請）

法第二十三条の二の五第六項又は第八項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下この章において「医療機器等適合性調査」という。）の申請は、様式第六十三の十一による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  医療機器等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
* 二  
  医療機器等適合性調査に係る製造販売業者及び全ての製造所（法第二十三条の二の三第一項に規定する製造所をいう。以下この章において同じ。）における製造管理及び品質管理に関する資料

##### ３

厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第百十四条の二十九（医療機器等適合性調査の結果の通知）

医療機器等適合性調査実施者（令第三十七条の二十三に規定する医療機器等適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により医療機器等製造販売業許可権者（同条に規定する医療機器等製造販売業許可権者をいう。以下同じ。）に対して行う医療機器等適合性調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によつて行うものとする。

#### 第百十四条の三十（医療機器等適合性調査台帳の記載事項）

令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  調査結果及び結果通知年月日
* 二  
  当該品目の名称
* 三  
  当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
* 四  
  承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。）
* 五  
  当該品目が属する法第二十三条の二の五第七項第一号に規定する区分
* 六  
  当該品目を製造する製造所の名称及び所在地
* 七  
  当該品目の製造業者又は医療機器等外国製造業者の氏名及び住所
* 八  
  前号の製造業者又は医療機器等外国製造業者の登録番号及び登録年月日
* 九  
  基準適合証を交付した場合にあつては、その番号
* 十  
  第百十四条の三十三第二項に規定する調査結果証明書を交付した場合にあつては、その番号
* 十一  
  第百十四条の三十四第二項に規定する調査を行つた場合にあつては、当該調査を行つた旨及び当該調査の対象となつた医療機器又は体外診断用医薬品の該当する同項に規定する区分

#### 第百十四条の三十一（医療機器等適合性調査を行わない承認された事項の変更）

令第三十七条の二十五第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

#### 第百十四条の三十二（製造所が同一でない場合でも医療機器等適合性調査を要しない製造所の製造工程）

法第二十三条の二の五第七項第二号の厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げるものとする。

* 一  
  滅菌
* 二  
  最終製品の保管
* 三  
  その他厚生労働大臣が適当と認める製造工程

#### 第百十四条の三十三（法第二十三条の二の五第八項の規定による調査が必要な場合）

厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合は、法第二十三条の二の五第八項の規定による書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

* 一  
  法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認（以下この条において「承認」という。）に係る医療機器が、法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し法第二十三条の二の五第八項の規定による書面による調査又は実地の調査を受けなければならないとされた再製造単回使用医療機器である場合
* 二  
  承認に係る医療機器が、次のイからトまでのいずれかの区分に該当するものである場合（当該医療機器について有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証又は法第二十三条の二の二十四第一項の基準適合証をいう。以下この条において同じ。）が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査又は法第二十三条の二の二十三第三項若しくは第五項の規定による調査（以下この条において「医療機器等適合性調査等」という。）において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。）
* 三  
  承認に係る医療機器が、次のイからニまでのいずれにも該当するものである場合
* 四  
  承認に係る体外診断用医薬品が、次のイからハまでのいずれかの区分に該当するものである場合（当該体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。）
* 五  
  承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、次のイからハまでのいずれにも該当するものである場合
* 六  
  承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、次のイからハまでのいずれにも該当するものである場合
* 七  
  その他厚生労働大臣が必要と認める場合

##### ２

厚生労働大臣は、再製造単回使用医療機器定期確認調査（前項第一号の調査をいう。）又は追加的調査（前項第二号から第七号までの調査をいう。以下同じ。）を行つたときは、その結果を証するものとして、様式第六十三の十三による証明書（以下「調査結果証明書」という。）を交付するものとする。

##### ３

法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に医療機器等適合性調査を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

#### 第百十四条の三十四（基準適合証の交付）

基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下この条から第百十四条の三十六までにおいて同じ。）は、様式第六十三の十四によるものとする。

##### ２

基準適合証の交付に当たつては、当該基準適合証に係る法第二十三条の二の五第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による調査が前条第一項第二号イからトまで又は第四号イからハまでのいずれかの区分に該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係るものである場合にあつては、併せて、当該区分の特性に応じて必要となる調査を行つた旨を示す書類を交付するものとする。

##### ３

基準適合証の交付を受けた者は、当該基準適合証と同一の内容（有効期間を除く。）を証する別の有効な基準適合証を保有している場合にあつては、これを返納するものとする。

#### 第百十四条の三十五（基準適合証の書換え交付の申請）

令第三十七条の二十六第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

#### 第百十四条の三十六（基準適合証の再交付の申請）

令第三十七条の二十七第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

#### 第百十四条の三十七（機構に対する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）

法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

##### ２

法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第五項後段（同条第十一項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

##### ３

前二項の申請は、様式第六十三の十五による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請書に添付して行うものとする。

##### ４

法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二の五の承認のための審査及び同条第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の調査（次条において「医療機器等審査等」という。）については、第百十四条の十九第五項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第二十三条の二の五第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の三十八（機構による医療機器等審査等の結果の通知）

法第二十三条の二の七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う医療機器等審査等の結果の通知は、様式第六十三の十六による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二の七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第六項及び第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によつて行うものとする。

##### ３

法第二十三条の二の七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第十二項の規定による届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

#### 第百十四条の三十九（医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績評価の申請）

法第二十三条の二の九第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価の申請は、様式第六十三の十七による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

#### 第百十四条の四十（使用成績評価申請書に添付すべき資料等）

法第二十三条の二の九第四項の規定により、前条の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料とする。

##### ２

前項に規定する資料については、第百十四条の十九第三項の規定を準用する。

##### ３

法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請をする者については、第百十四条の十九第四項の規定を準用する。

##### ４

第一項及び前項において準用する第百十四条の十九第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### 第百十四条の四十一（使用成績評価の調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の範囲）

法第二十三条の二の九第四項後段に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品とする。

#### 第百十四条の四十二（使用成績評価申請資料の信頼性の基準）

法第二十三条の二の九第四項後段に規定する資料については、第百十四条の二十二の規定を準用する。  
この場合において、同条中「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十七号）」とあるのは「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十七号）」と、「法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の終了の日」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の四十三（医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等）

法第二十三条の二の九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品につき法第二十三条の二の五の承認を受けた者が行う法第二十三条の二の九第六項の調査は、同条第一項に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）当該医療機器又は体外診断用医薬品の不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績等について行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二の九第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第二十三条の二の十第二項前段の規定による機構に対する報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指示した日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

##### ３

法第二十三条の二の十第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う前項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。

#### 第百十四条の四十四（機構に対する使用成績評価に係る確認又は調査の申請）

法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査（以下この条及び次条において「医療機器等確認等」という。）を行わせることとしたときは、令第三十七条の三十一に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請者は、機構に当該医療機器等確認等の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第六十三の十八による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請書に添付して行うものとする。

##### ３

法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う医療機器等確認等については、第百十四条の四十第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第百十四条の十九第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「使用成績に関する評価」とあるのは「法第二十三条の二の九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の四十五（機構による使用成績評価の医療機器等確認等の結果の通知）

法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う医療機器等確認等の結果の通知は、様式第六十三の十九による通知書によつて行うものとする。

#### 第百十四条の四十六（承継の届出）

法第二十三条の二の十一第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

* 一  
  法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の登録の申請に際して提出した資料
* 二  
  法第二十三条の二の五第一項の承認の申請及び同条第十一項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 三  
  法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 四  
  法第二十三条の二の九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 五  
  法第六十八条の五第一項の規定による特定医療機器に関する記録及び当該記録に関連する資料
* 六  
  法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
* 七  
  製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び情報
* 八  
  製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
* 九  
  その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報

##### ２

法第二十三条の二の十一第三項の規定による届出は、様式第六十三の二十による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、医療機器等承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

#### 第百十四条の四十七（製造販売の届出）

法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出は、様式第六十三の二十一による届書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二の十二第二項の規定による変更の届出は、様式第四十による届書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ３

医療機器に係る第一項の届書には、届出に係る品目の添付文書の写しを添えなければならない。

##### ４

法第二十三条の二の十三第一項の規定により機構に届け出ることとされている場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に」とあるのは、「正副二通）を機構に」とする。

#### 第百十四条の四十八（機構による製造販売の届出の受理に係る通知）

法第二十三条の二の十三第二項の規定により厚生労働大臣に対して行う製造販売の届出の受理に係る通知は、様式第四十一による通知書によつて行うものとする。

#### 第百十四条の四十九（医療機器等総括製造販売責任者の基準）

高度管理医療機器又は管理医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
* 三  
  医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者
* 四  
  厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

##### ２

一般医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
* 三  
  厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

#### 第百十四条の五十（医療機器等総括製造販売責任者の遵守事項）

法第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
* 二  
  当該業務を公正かつ適正に行うために必要があると認めるときは、製造販売業者に対し文書により必要な意見を述べ、その写しを五年間保存すること。
* 三  
  医療機器又は体外診断用医薬品の国内における品質管理に関する業務の責任者（以下「国内品質業務運営責任者」という。）及び製造販売後安全管理に関する業務の責任者（以下「医療機器等安全管理責任者」という。）との相互の密接な連携を図ること。

#### 第百十四条の五十一（医療機器責任技術者等の意見の尊重）

医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者が法第二十三条の二の十四第四項若しくは第六項又は第六十八条の十六第二項において準用する法第八条第一項に規定する義務を履行するために必要と認めて述べる意見を尊重しなければならない。

#### 第百十四条の五十二（製造、試験等に関する記録）

医療機器又は体外診断用医薬品の製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医療機器又は体外診断用医薬品に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保管しなければならない。  
ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

#### 第百十四条の五十三（医療機器責任技術者の資格）

医療機器の製造業者は、法第二十三条の二の十四第三項の規定により、次の各号のいずれかに該当する医療機器責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。

* 一  
  大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者
* 三  
  医療機器の製造に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者
* 四  
  厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

##### ２

一般医療機器のみを製造する製造所にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

* 一  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者
* 三  
  厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

##### ３

医療機器の製造工程のうち設計のみを行う製造所にあつては、前二項の規定にかかわらず、製造業者が設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

#### 第百十四条の五十四（医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の遵守事項）

法第二十三条の二の十五第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
* 二  
  第百十四条の五十八第一項の規定に従い、製造販売しようとする製品の製造管理及び品質管理を適正に行うこと。
* 三  
  製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。
* 四  
  生物由来製品（医療機器に限る。）又は再製造単回使用医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者のいずれも細菌学的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として細菌学的知識を有する者を置くこと。
* 五  
  医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者のいずれもその製造販売する品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として当該専門的知識を有する者を置くこと。
* 六  
  医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。
* 七  
  医療機器等総括製造販売責任者が第百十四条の五十の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。
* 八  
  第百十四条の五十第二号に規定する医療機器等総括製造販売責任者の意見を尊重すること。
* 九  
  再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器（再製造の用に供される単回使用の医療機器であつて、未だ再製造されていないものをいう。以下同じ。）の原材料の変更その他の再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのある変更の有無を継続的に確認し、当該変更が生じた場合には、再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な設計の変更その他の必要な措置を講じること。
* 十  
  再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器の不具合及び回収に関する情報その他の品質、有効性及び安全性に関する情報を継続的に収集し、収集した情報に基づき再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性への影響について検討し、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じること。
* 十一  
  再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器の製造販売業者、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者に対し、次に掲げる情報を速やかに提供すること。
* 十二  
  再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、医療機関において使用された単回使用の医療機器であつて、未だ洗浄及び滅菌されていないものの運搬（船舶又は航空機による運搬を除く。以下この号において同じ。）を行うに当たつては、次の各号に掲げる事項に適合するものであること。

#### 第百十四条の五十四の二（医療機器の製造業者の遵守事項）

法第二十三条の二の十五第二項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）に規定する医療機器の製造業者が遵守すべき事項は、再製造単回使用医療機器を製造する製造所（第百十四条の八第一項第四号ホに掲げる製造工程に係る製造所を除く。）の医療機器責任技術者が医師でない場合又は細菌学的知識若しくは医療機器の滅菌に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器責任技術者を補佐する者として医師又は当該知識を有する者を置くこととする。

#### 第百十四条の五十五（設置に係る管理に関する文書）

設置に当たつて組立てが必要な特定保守管理医療機器であつて、保健衛生上の危害の発生を防止するために当該組立てに係る管理が必要なものとして厚生労働大臣が指定する医療機器（以下「設置管理医療機器」という。）の製造販売業者は、設置管理医療機器の品目ごとに、組立方法及び設置された設置管理医療機器の品質の確認方法について記載した文書（以下「設置管理基準書」という。）を作成しなければならない。

##### ２

設置管理医療機器の製造販売業者は、設置管理医療機器を医療機器の販売業者又は貸与業者（以下「販売業者等」という。）に販売し、授与し、又は貸与するときは、設置管理基準書を当該医療機器の販売業者等に交付しなければならない。

##### ３

設置管理医療機器の製造販売業者は、設置管理医療機器について第百七十条第一項又は第百九十一条第六項の規定による通知を受けたときは、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書を通知を行つた者に交付しなければならない。

##### ４

設置管理医療機器の製造販売業者は、前二項の規定による設置管理基準書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）の承諾を得て、当該設置管理基準書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。  
この場合において、設置管理医療機器の製造販売業者は、当該設置管理基準書の交付を行つたものとみなす。

* 一  
  電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
* 二  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

##### ５

前項に掲げる方法は、受託者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

##### ６

第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機と、受託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

##### ７

設置管理医療機器の製造販売業者は、第四項の規定により設置管理基準書に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、受託者等に対して、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

* 一  
  第四項各号に規定する方法のうち設置管理医療機器の製造販売業者が使用するもの
* 二  
  ファイルへの記録の方法

##### ８

前項の規定による承諾を得た設置管理医療機器の製造販売業者は、当該受託者等から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託者等に対し、設置管理基準書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。  
ただし、当該受託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

##### ９

設置管理医療機器の製造販売業者は、第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付したときは、その記録を作成し、その作成の日から十五年間保存しなければならない。

#### 第百十四条の五十六（製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続）

製造販売のために医療機器又は体外診断用医薬品を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

* 一  
  法第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請
* 二  
  法第二十三条の二の十二第一項又は第二項の届出
* 三  
  法第二十三条の二の十七第一項の承認又はその申請
* 四  
  基準適合性認証（法第二十三条の三の二第一項に規定する基準適合性認証をいう。以下同じ。）又はその申請

#### 第百十四条の五十七（製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続）

製造のために医療機器又は体外診断用医薬品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

* 一  
  法第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請
* 二  
  法第二十三条の二の十二第一項又は第二項の届出
* 三  
  法第二十三条の二の十七第一項の承認又はその申請
* 四  
  基準適合性認証又はその申請
* 五  
  法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

#### 第百十四条の五十八（製造管理又は品質管理の方法の基準への適合）

医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業者（選任外国製造医療機器等製造販売業者及び法第二十三条の三第一項の規定により選任された製造販売業者（次項において「選任外国製造医療機器等製造販売業者等」という。）を除く。）、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者（次項において「製造販売業者等」という。）は、その製造販売する医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法を、法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

##### ２

医療機器若しくは体外診断用医薬品の選任外国製造医療機器等製造販売業者等、製造業者（輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品のみを製造する者を除く。）又は法第二十三条の二の四第一項の登録を受けた医療機器等外国製造業者（以下「登録医療機器等外国製造業者」という。）は、医療機器又は体外診断用医薬品の取扱い又は製造に当たり、当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る製造販売業者等が行う製造管理及び品質管理に協力しなければならない。

##### ３

輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品（令第七十三条の二に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に限る。）の製造業者は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

#### 第百十四条の五十九（製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲）

法第二十三条の二の十五第三項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

* 一  
  医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医療機器又は体外診断用医薬品の適正な使用のために必要な情報（以下この章において「安全管理情報」という。）の収集
* 二  
  安全管理情報の解析
* 三  
  安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
* 四  
  収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

#### 第百十四条の六十（製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲）

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、製造販売後安全管理業務を受託する者（以下この章において「受託者」という。）に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、医療機器の製造販売業者は、薬物と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医療機器に関する製造販売後安全管理業務を当該薬物を供給する医薬品の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。

##### ３

医療機器の製造販売業者は、前項の規定により製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

#### 第百十四条の六十一（高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が高度管理医療機器又は処方箋医薬品たる体外診断用医薬品（以下「処方箋体外診断用医薬品」という。）の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

* 一  
  委託する業務（以下この条において「委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
* 二  
  委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条及び第百十四条の六十五において「受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
* 三  
  委託安全確保業務に係る次項の手順書その他委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

##### ２

製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、次に掲げる手順を記載した委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。

* 一  
  安全管理情報の収集に関する手順
* 二  
  安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
* 三  
  安全確保措置の実施に関する手順
* 四  
  受託安全管理実施責任者から医療機器等安全管理責任者への報告に関する手順
* 五  
  委託の手順
* 六  
  委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
* 七  
  国内品質業務運営責任者その他の高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
* 八  
  その他委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

##### ３

製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務の範囲
* 二  
  受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全確保業務の範囲に関する事項
* 三  
  委託安全確保業務に係る前項各号（第五号を除く。）に掲げる手順に関する事項
* 四  
  委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
* 五  
  次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
* 六  
  第六項の指示及び第七項の確認に関する事項
* 七  
  第八項の情報提供に関する事項
* 八  
  その他必要な事項

##### ４

製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を医療機器等安全管理責任者に行わせなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務を統括すること。
* 二  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第百十四条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
* 三  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 四  
  受託者が委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
* 五  
  第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

##### ５

製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第四号に掲げる業務を委託する場合においては、当該委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託しなければならない。  
この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務の範囲
* 二  
  その他必要な事項

##### ６

製造販売業者は、医療機器等安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。

##### ７

製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。

##### ８

製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。

#### 第百十四条の六十二（管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が管理医療機器又は体外診断用医薬品（処方箋体外診断用医薬品を除く。）の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を委託する場合においては、前条（第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の六十三（一般医療機器の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が一般医療機器の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を委託する場合においては、第百十四条の六十一第一項第一号及び同条第三項から第八項まで（第三項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と、同条第五項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の六十四（委託安全確保業務に係る記録の保存）

前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、当該記録を利用しなくなつた日から五年間とする。  
ただし、次に掲げる記録の保存期間はそれぞれ各号に定める期間とする。

* 一  
  生物由来製品（次号及び第三号に掲げるものを除く。）に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から十年間
* 二  
  特定生物由来製品に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から三十年間
* 三  
  特定保守管理医療機器及び設置管理医療機器（前号に掲げるものを除く。）に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から十五年間

##### ２

製造販売業者は、前三条の規定にかかわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、前三条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

#### 第百十四条の六十五（高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

* 一  
  再委託する業務（以下この条において「再委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
* 二  
  再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
* 三  
  再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

##### ２

委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

* 一  
  安全管理情報の収集に関する手順
* 二  
  安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
* 三  
  安全確保措置の実施に関する手順
* 四  
  再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順
* 五  
  再委託の手順
* 六  
  再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
* 七  
  受託者の国内品質業務運営責任者その他の高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
* 八  
  その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

##### ３

委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務の範囲
* 二  
  再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項
* 三  
  再委託安全確保業務に係る前項各号（第五号を除く。）に掲げる手順に関する事項
* 四  
  再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
* 五  
  次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
* 六  
  第六項の指示及び第七項の確認に関する事項
* 七  
  第八項の情報提供に関する事項
* 八  
  その他必要な事項

##### ４

委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務を統括すること。
* 二  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第百十四条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
* 三  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 四  
  再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
* 五  
  第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医薬品等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

##### ５

委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。  
この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務の範囲
* 二  
  その他必要な事項

##### ６

委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。

##### ７

委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。

##### ８

受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

#### 第百十四条の六十六（管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

受託者が管理医療機器又は体外診断用医薬品（処方箋体外診断用医薬品を除く。）の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を再委託する場合においては、前条（第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第四項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは「を受託者があらかじめ指定する者」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の六十七（一般医療機器の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

受託者が一般医療機器の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を再委託する場合においては、第百十四条の六十五第一項第一号及び同条第三項から第八項まで（第三項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の六十八（再委託安全確保業務等に係る記録の保存）

前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第百十四条の六十四の規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の六十九（製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者等の変更の届出）

法第二十三条の二の十六第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 三  
  製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 四  
  医療機器等総括製造販売責任者の氏名及び住所
* 五  
  当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書  
    
    
  製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第三号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  第一項第四号に掲げる事項に係る届書（新たに医療機器等総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他製造販売業者の新たに医療機器等総括製造販売責任者となつた者に対する使用関係を証する書類

##### ４

第一項の届出については、第十六条第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の七十（製造業の医療機器責任技術者等の変更の届出）

法第二十三条の二の十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造業者若しくは医療機器等外国製造業者（以下この条において「製造業者等」という。）又は医療機器責任技術者若しくは体外診断用医薬品製造管理者（医療機器等外国製造業者にあつては、製造所の責任者）（第三項第二号において「医療機器責任技術者等」という。）の氏名及び住所
* 二  
  製造業者等が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 三  
  製造所の名称
* 四  
  製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣又は都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書  
    
    
  製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第一号に掲げる医療機器責任技術者等の氏名に係る届書（新たに医療機器責任技術者等となつた者が製造業者等である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他製造業者等の新たに医療機器責任技術者等となつた者に対する使用関係を証する書類
* 三  
  第一項第二号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類

#### 第百十四条の七十一（資料の保存）

医療機器等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。  
ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

* 一  
  法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料  
    
    
  承認を受けた日から五年間。  
  ただし、法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価を受けなければならない医療機器又は体外診断用医薬品（承認を受けた日から使用成績に関する評価が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、使用成績に関する評価が終了するまでの期間
* 二  
  法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料（前号に掲げる資料を除く。）  
    
    
  使用成績に関する評価が終了した日から五年間

#### 第百十四条の七十二（外国製造医療機器等の製造販売の承認の申請）

法第二十三条の二の十七第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請は、様式第六十三の二十二による申請書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書に添付すべき資料については、第百十四条の十九及び第百十四条の二十の規定を準用する。

##### ３

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、法第二十三条の二の十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類
* 三  
  選任外国製造医療機器等製造販売業者を選任したことを証する書類
* 四  
  当該選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し
* 五  
  法第二十三条の二の二十において準用する法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の十七第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品であることを証する書類その他必要な書類

#### 第百十四条の七十三（外国製造医療機器等の製造販売承認台帳の記載事項）

令第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項の承認に関する台帳に記載する事項は、第百十四条の二十七各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  当該選任外国製造医療機器等製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

#### 第百十四条の七十四（選任外国製造医療機器等製造販売業者の遵守事項）

選任外国製造医療機器等製造販売業者が遵守すべき事項は、第百十四条の五十四各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  選任外国製造医療機器等製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。
* 二  
  次のイからニまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。
* 三  
  法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した不具合の発生、不具合による影響であると疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症（以下「不具合等」という。）に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなつた日から五年間保存すること。  
  ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

#### 第百十四条の七十五（選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出）

法第二十三条の二の十八の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名又は住所
* 二  
  選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

##### ２

法第二十三条の二の十八の規定による選任外国製造医療機器等製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

#### 第百十四条の七十六（情報の提供）

外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

* 一  
  法第二十三条の二の十七第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由
* 二  
  法第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項の承認の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料の写し
* 三  
  法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項又は第二十三条の二の十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
* 四  
  法第五十条、第六十三条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
* 五  
  法第五十二条、第六十三条の二又は第六十八条の十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
* 六  
  法第六十九条第一項若しくは第四項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
* 七  
  前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医療機器等製造販売業者が業務を行うために必要な情報

##### ２

外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者を変更したときは、第百十四条の七十四第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者から変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き継がせなければならない。

##### ３

前項の場合において変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者が法第六十八条の五第一項に規定する特定医療機器承認取得者等又は法第六十八条の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等である場合には、当該選任外国製造医療機器等製造販売業者は特定医療機器又は生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き渡さなければならない。

#### 第百十四条の七十七（外国製造医療機器等特例承認取得者の業務に関する帳簿）

外国製造医療機器等特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医療機器等特例承認取得者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百十四条の七十八（外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出）

令第三十七条の三十四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名又は住所
* 二  
  外国製造医療機器等特例承認取得者が法人であるときは、その業務を行う役員
* 三  
  承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称

##### ２

前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第二十三条の二の十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

#### 第百十四条の七十九（外国製造医療機器等特例承認取得者等の申請等の手続）

法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けようとする者又は外国製造医療機器等特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造医療機器等製造販売業者が行うものとする。

#### 第百十四条の八十（外国製造医療機器等特例承認取得者の資料の保存）

外国製造医療機器等特例承認取得者については、第百十四条の七十一の規定を準用する。

##### ２

外国製造医療機器等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

##### ３

前項の資料の保存については、第百十四条の七十一各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

#### 第百十四条の八十一（準用）

法第二十三条の二の十七第一項又は同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項の承認については、第百十四条の十八、第百十四条の二十から第百十四条の二十六まで、第百十四条の二十八及び第百十四条の三十二から第百十四条の四十六までの規定を準用する。  
この場合において、第百十四条の二十四第一項中「様式第六十三の九」とあるのは「様式第六十三の二十三」と、第百十四条の二十六第一項中「様式第六十三の十」とあるのは「様式第六十三の二十四」と、第百十四条の二十八第一項中「様式第六十三の十一」とあるのは「様式第六十三の二十五」と、第百十四条の三十三第二項中「様式第六十三の十三」とあるのは「様式第六十三の二十六」と、第百十四条の三十四第一項中「様式第六十三の十四」とあるのは「様式第六十三の二十七」と、第百十四条の三十七第三項中「様式第六十三の十五」とあるのは「様式第六十三の二十八」と、第百十四条の三十八第二項中「様式第六十三の十二」とあるのは「様式第六十三の二十九」と、第百十四条の三十九中「様式第六十三の十七」とあるのは「様式第六十三の三十」と、第百十四条の四十四第二項中「様式第六十三の十八」とあるのは「様式第六十三の三十一」と、第百十四条の四十六第二項中「様式第六十三の二十」とあるのは「様式第六十三の三十二」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の八十二

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の九の規定を準用する。  
この場合において、同条第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第百十四条の四十九第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第二号又は第百十四条の五十三第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第二号に規定する」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の八十三

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の製造販売業者又は製造業者については、第百七十三条第一項の規定を準用する。

##### ２

体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十四条第一項及び第三項の規定を準用する。  
この場合において、「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の八十四

体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の十の規定を準用する。  
この場合において、「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは、「薬剤師」と読み替えるものとする。

#### 第百十四条の八十五

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

##### ２

医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。  
この場合において、第三条中「許可証」とあるのは「登録証」と読み替えるものとする。

##### ３

登録医療機器等外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

### 第二節　登録認証機関

#### 第百十五条（認証の申請）

法第二十三条の二の二十三第一項の指定高度管理医療機器等（同項に規定する指定高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）の認証の申請は、様式第六十四による申請書（正副二通）を登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する資料
* 二  
  法第四十一条第三項又は法第四十二条第一項若しくは第二項の規定により基準が設けられている場合にあつては、当該基準への適合性に関する資料

#### 第百十六条（基準適合性認証の手続）

基準適合性認証の手続は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合する方法により行われなければならない。

#### 第百十七条（認証台帳の記載事項）

令第四十二条に規定する基準適合性認証に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  認証番号及び認証年月日
* 二  
  基準適合性認証を受けた者の氏名及び住所
* 三  
  基準適合性認証を受けた者（外国指定高度管理医療機器製造等事業者を除く。）の製造販売業の許可の種類及び許可番号
* 四  
  当該品目の製造所の名称
* 五  
  当該品目の製造所が受けている製造業者又は医療機器等外国製造業者の登録番号
* 六  
  当該品目の名称
* 七  
  当該品目の形状、構造及び原理
* 八  
  当該品目の反応系に関与する成分（体外診断用医薬品に限る。）
* 九  
  当該品目の使用目的又は効果
* 十  
  当該品目の使用方法

##### ２

外国指定高度管理医療機器製造等事業者に係る令第四十二条に規定する基準適合性認証に関する台帳に記載する事項は、第一項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  法第二十三条の三第一項の規定により選任された製造販売業者（以下「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者」という。）の氏名及び住所
* 二  
  当該選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

##### ３

登録認証機関は、前二項の台帳の全部又は一部を磁気ディスクをもつて調製することができる。

#### 第百十八条（準用）

法第二十三条の二の二十三第一項の認証については、第百十四条の二十四第一項、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六（第三項を除く。）、第百十四条の二十八（第三項を除く。）、第百十四条の二十九から第百十四条の三十一まで、第百十四条の三十三（第三項を除く。）から第百十四条の三十六まで及び第百十四条の七十一（第二号を除く。）の規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ３

外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第一項に規定するもののほか、第百十四条の七十四（第二号ハ及びニを除く。）、第百十四条の七十五、第百十四条の七十六（第一項第三号を除く。）、第百十四条の七十七及び第百十四条の八十（第一項を除く。）の規定を準用する。

##### ４

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第百十八条の二（承継の届出）

法第二十三条の三の二第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

* 一  
  法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の登録の申請に際して提出した資料
* 二  
  基準適合性認証の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 三  
  法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
* 四  
  製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び情報
* 五  
  製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
* 六  
  その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報

##### ２

法第二十三条の三の二第三項の規定による届出は、様式第六十八の五による届書（正副二通）を登録認証機関に提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、医療機器等認証取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

#### 第百十九条（登録認証機関の報告書）

法第二十三条の五第一項に規定する報告書は、毎月、次に掲げる事項を記載し、その翌月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

* 一  
  当該月に与えた基準適合性認証又は当該月に受けた法第二十三条の二の二十三第七項の規定による届出（以下この項において「認証等」という。）に係る製造販売業者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者の氏名及び住所
* 二  
  外国指定高度管理医療機器製造等事業者にあつては、その選任した選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 三  
  当該製造販売業者又は選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可番号
* 四  
  認証等に係る品目の製造所の名称、所在地及び製造工程の概要
* 五  
  認証等に係る品目の使用目的又は効果
* 六  
  認証等に係る品目の名称及びその認証番号
* 七  
  認証年月日又は届出を受けた年月日
* 八  
  基準適合性認証の申請時における法第二十三条の二の二十三第三項及び第五項の規定による調査の実施年月日並びに当該調査結果及びその概要並びに同条第三項の規定による調査に係る基準適合証及び同条第五項の規定による調査に係る調査結果証明書の写し
* 九  
  認証等に係る第百二十八条に規定する基準に基づく監査の実施年月日及び当該監査結果の概要
* 十  
  認証等に係る変更（軽微な変更を含む。）をした場合又は基準適合性認証の取消しをした場合は、その旨
* 十一  
  当該月に受理した法第二十三条の三の二第三項の規定による承継の届書に係る医療機器等認証取得者及びその地位を承継した者の氏名及び住所並びに当該品目の名称及びその認証番号

##### ２

前項に掲げるもののほか、法第二十三条の四第一項又は第二項の規定により基準適合性認証を取り消したときは、当該基準適合性認証に係る次に掲げる事項を、七日以内に厚生労働大臣を経由して医療機器等製造販売業許可権者に通知しなければならない。

* 一  
  法第二十三条の四第一項又は第二項の規定により基準適合性認証の取消しを受けた製造販売業者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者の氏名及び住所
* 二  
  外国指定高度管理医療機器製造等事業者にあつては、その選任した選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 三  
  当該製造販売業者又は選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可番号
* 四  
  基準適合性認証の取消しに係る品目の使用目的又は効果
* 五  
  基準適合性認証の取消しに係る品目の名称及びその認証番号
* 六  
  認証年月日
* 七  
  基準適合性認証を取り消した年月日
* 八  
  基準適合性認証を取り消した理由

##### ３

厚生労働大臣が、法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

#### 第百二十条（機構による報告書の受理に係る通知）

法第二十三条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う報告書の受理に係る通知は、様式第六十九により行うものとする。

#### 第百二十一条（登録の申請）

法第二十三条の六第一項の申請は、様式第七十による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  定款及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）
* 二  
  申請の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書
* 三  
  申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の事業報告書並びに申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書（基準適合性認証のための審査（以下「基準適合性認証審査」という。）の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）
* 四  
  次に掲げる事項を記載した書類
* 五  
  申請者が法第二十三条の七第一項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
* 六  
  申請者が法第二十三条の七第二項各号のいずれにも該当しないことを証する書類
* 七  
  その他参考となる事項を記載した書類

#### 第百二十二条（登録認証機関の登録証の交付等）

厚生労働大臣は、法第二十三条の六第一項の登録をしたときは、登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。  
同条第三項の規定により登録を更新したときも、同様とする。

##### ２

前項の登録証は、様式第七十一によるものとする。

#### 第百二十三条（登録認証機関の登録証の書換え交付）

登録認証機関は、登録認証機関の登録証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、様式第三による申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

#### 第百二十四条（登録認証機関の登録証の再交付）

登録認証機関は、登録認証機関の登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、様式第四による申請書により厚生労働大臣に対して行わなければならない。  
この場合において、登録証を破り、又は汚した申請者は、申請書にその登録証を添えなければならない。

##### ３

登録認証機関は、登録認証機関の登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を発見したときは、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

#### 第百二十五条（登録認証機関の登録証の返納）

登録認証機関は、法第二十三条の十六第一項から第三項までの規定による登録の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに厚生労働大臣に登録認証機関の登録証を返納しなければならない。

#### 第百二十五条の二（機構に対する登録又は登録の更新に係る調査の申請）

厚生労働大臣が法第二十三条の六第二項（同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により機構に調査を行わせることとした場合における同条第一項の登録又は同条第三項の登録の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第七十一の二による申請書により行うものとする。

#### 第百二十五条の三（機構による登録等の申請に対する調査の結果の通知）

機構は、法第二十三条の六第二項の規定による調査をしたときは、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

#### 第百二十六条（登録の更新の申請）

法第二十三条の六第三項の規定による登録の更新の申請は、様式第七十二による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る登録認証機関の登録証を添えなければならない。

#### 第百二十七条（登録の変更の届出）

登録認証機関は、次に掲げる事項について変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第六による届書を提出しなければならない。

* 一  
  法第二十三条の八第二項に規定する事項
* 二  
  役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）又は事業主
* 三  
  審査員の氏名又はその担当する業務の範囲
* 四  
  基準適合性認証審査の業務以外の業務
* 五  
  基準適合性認証の業務を行う指定高度管理医療機器等の範囲

#### 第百二十八条（登録認証機関の審査基準）

法第二十三条の九第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のほか、次に掲げる基準とする。

* 一  
  基準適合性認証のための審査に必要な情報を収集すること。
* 二  
  基準適合性認証の結果の根拠となる審査に係る記録等を邦文で作成し、これを保管すること。
* 三  
  内部監査を行い、基準適合性認証の業務に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を採るとともに、当該措置の記録を邦文で作成し、これを保管すること。
* 四  
  審査員の資格要件を明らかにし、教育訓練その他の必要な措置を講ずること。
* 五  
  その他基準適合性認証の業務の適正な実施のために必要な業務を行うこと。

#### 第百二十九条（登録認証機関の業務規程）

登録認証機関は、法第二十三条の十第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七十三による申請書に当該業務規程（正副二通）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ２

登録認証機関は、法第二十三条の十第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十四による申請書に変更後の業務規程（正副二通）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ３

法第二十三条の十第二項の規定により登録認証機関が業務規程に定めておかなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  基準適合性認証の実施方法
* 二  
  基準適合性認証に関する料金
* 三  
  基準適合性認証の一部変更又は取消しの実施方法
* 四  
  内部監査の実施方法
* 五  
  基準適合性認証の業務の範囲に応じた審査員の資格要件
* 六  
  審査員の選任及び解任に関する事項
* 七  
  審査員の能力の維持管理の方法
* 八  
  異議申立て及び苦情処理の実施方法
* 九  
  基準適合性認証に関する記録の保管及び管理の実施方法

#### 第百二十九条の二（業務規程の認可証の交付等）

厚生労働大臣は、法第二十三条の十第一項の認可をしたときは、認可を申請した者に認可証を交付しなければならない。

##### ２

前項の認可証は、様式第七十四の二によるものとする。

#### 第百三十条（帳簿の記載事項等）

法第二十三条の十一に規定する厚生労働省令で定める事項は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準において定められる事項とする。

##### ２

前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク又はシー・ディー・ロムに記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿に代えることができる。

##### ３

登録認証機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル若しくは磁気ディスク又はシー・ディー・ロムを含む。）を、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準の定める方法により管理し、当該帳簿に記載する基準適合性認証の全てが廃止され、又は取り消された日から十五年間、保存しなければならない。

#### 第百三十一条（基準適合性認証についての申請）

法第二十三条の十四第一項（法第二十三条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による申請は、様式第七十五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、当該申請に係る概要その他必要な資料を添付しなければならない。

#### 第百三十二条（休廃止等の届出）

法第二十三条の十五第一項の規定による届出は、基準適合性認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

#### 第百三十二条の二（機構による登録認証機関に対する検査又は質問の結果の通知）

法第二十三条の十六第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う検査又は質問の結果の通知は、様式第七十五の二による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十二条の三（旅費の額）

令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により計算した旅費の額とする。

##### ２

令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。）は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。

##### ３

前二項の場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

#### 第百三十二条の四（在勤官署の所在地）

令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定するものに限る。）の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

#### 第百三十二条の五（旅費の額の計算に係る細目）

旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

##### ２

法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

##### ３

旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

##### ４

厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。

##### ５

機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。

#### 第百三十二条の六（通訳人の旅費の額及び通訳料の額）

令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第二号に規定するものに限る。）及び通訳料（法第二十三条の十六第二項第七号の職員に同行する通訳人に係るものに限る。）の額に相当する額は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）その他の会計に関する法令に規定する手続に従い締結した旅費及び通訳料（以下この条において「旅費等」という。）に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

##### ２

令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第二号に規定するものに限る。）及び通訳料（法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に同行する通訳人に係るものに限る。）の額に相当する額は、会計法その他の会計に関する法令に規定する手続の例に従い締結した旅費等に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

#### 第百三十三条（電磁的記録の表示方法）

法第二十三条の十七第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

#### 第百三十四条（電磁的記録の提供方法）

法第二十三条の十七第二項第四号の規定による厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

* 一  
  送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
* 二  
  磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録した物を交付する方法

#### 第百三十五条（厚生労働大臣による基準適合性認証の業務）

法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。  
この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

##### ２

法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十九条（第三項を除く。）までの規定を準用する。  
この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

#### 第百三十六条（基準適合性認証の業務の引継ぎ）

登録認証機関は、法第二十三条の十八第四項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

* 一  
  基準適合性認証の業務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
* 二  
  基準適合性認証の業務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
* 三  
  その他厚生労働大臣が必要と認める事項

##### ２

厚生労働大臣が法第二十三条の十八第二項の規定により機構に基準適合性認証の業務の全部又は一部を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第百三十七条（厚生労働大臣への通報）

登録認証機関は、その業務において薬事に関する法令に違反する事実を知つたときは、速やかに厚生労働大臣に通報しなければならない。

## 第四章　再生医療等製品の製造販売業及び製造業

#### 第百三十七条の二（再生医療等製品の製造販売業の許可の申請）

法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品の製造販売業の許可の申請は、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し
* 四  
  申請者が法人であるときは、その組織図
* 五  
  申請者以外の者がその再生医療等製品総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその再生医療等製品総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類
* 六  
  再生医療等製品総括製造販売責任者が法第二十三条の三十四第一項に規定する者であることを証する書類
* 七  
  品質管理に係る体制に関する書類
* 八  
  製造販売後安全管理に係る体制に関する書類

##### ３

申請者が法人である場合であつて、令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

##### ４

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の三（製造販売業の許可証の様式）

再生医療等製品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

#### 第百三十七条の四（製造販売業の許可証の書換え交付の申請）

令第四十三条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

#### 第百三十七条の五（製造販売業の許可証の再交付の申請）

令第四十三条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

#### 第百三十七条の六（製造販売業の許可の更新の申請）

法第二十三条の二十第二項の再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第百三十七条の七（製造販売業の許可台帳の記載事項）

令第四十三条の七第一項に規定する法第二十三条の二十第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  製造販売業者の氏名及び住所
* 三  
  再生医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所（以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。）の名称及び所在地
* 四  
  再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名及び住所
* 五  
  当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該許可の種類及び許可番号

#### 第百三十七条の八（製造業の許可の申請）

法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可の申請は、様式第十二による申請書（正本一通及び副本二通）を第二百八十一条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 三  
  申請者以外の者がその再生医療等製品製造管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその再生医療等製品製造管理者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  再生医療等製品製造管理者が法第二十三条の三十四第三項の承認を受けた者であることを証する書類
* 五  
  製造所の構造設備に関する書類
* 六  
  製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類
* 七  
  申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証若しくは登録証又は当該特定細胞加工物の製造の許可証の写し

##### ３

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「地方厚生局長」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の九（製造業の許可の区分）

法第二十三条の二十二第二項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 二  
  再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

#### 第百三十七条の十（製造業の許可証の様式）

再生医療等製品の製造業の許可証は、様式第十三によるものとする。

#### 第百三十七条の十一（製造業の許可証の書換え交付の申請）

令第四十三条の十一第二項の申請書（正副二通）は、様式第三によるものとする。

##### ２

前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

#### 第百三十七条の十二（製造業の許可証の再交付の申請）

令第四十三条の十二第二項の申請書（正副二通）は、様式第四によるものとする。

##### ２

前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

#### 第百三十七条の十三（製造業の許可の更新の申請）

法第二十三条の二十二第三項の再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請は、様式第十四による申請書（正本一通及び副本二通）を地方厚生局長に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第百三十七条の十四（製造業の許可の区分の変更等の申請）

法第二十三条の二十二第六項の再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請は、様式第十五による申請書（正本一通及び副本二通）を地方厚生局長に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  許可証
* 二  
  変更又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
* 三  
  変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備に関する書類

#### 第百三十七条の十五（製造業の許可台帳の記載事項）

令第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十二第一項及び第六項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  許可の区分
* 三  
  製造業者の氏名及び住所
* 四  
  製造所の名称及び所在地
* 五  
  当該製造所の再生医療等製品製造管理者の氏名及び住所
* 六  
  当該製造業者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物の製造の許可番号

#### 第百三十七条の十六（機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請）

法第二十三条の二十三第一項の規定により機構に法第二十三条の二十二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の十五に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十二第一項若しくは第六項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第十六による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十二第一項若しくは第六項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請書に添付して、地方厚生局長を経由して行うものとする。

#### 第百三十七条の十七（機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知）

法第二十三条の二十三第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十七条の十八（再生医療等製品外国製造業者の認定の申請）

法第二十三条の二十四第一項の規定による再生医療等製品外国製造業者の認定の申請は、様式第十八による申請書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 二  
  製造所の責任者の履歴書
* 三  
  製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
* 四  
  製造所の構造設備に関する書類
* 五  
  当該再生医療等製品外国製造業者が存する国が再生医療等製品の製造販売業の許可、製造業の許可、製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

#### 第百三十七条の十九（再生医療等製品外国製造業者の認定の区分）

法第二十三条の二十四第二項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
* 二  
  再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

#### 第百三十七条の二十（準用）

法第二十三条の二十四第一項の認定については、第百三十七条の十から第百三十七条の十七までの規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の二十一（再生医療等製品の製造販売の承認の申請）

法第二十三条の二十五第一項の再生医療等製品の製造販売の承認の申請は、様式第七十五の二の二による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  当該品目に係る製造販売業の許可証の写し
* 二  
  法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の二十五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二十八第一項第二号に規定する再生医療等製品であることを明らかにする書類その他必要な書類

#### 第百三十七条の二十二（再生医療等製品として不適当な場合）

法第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の再生医療等製品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

#### 第百三十七条の二十三（承認申請書に添付すべき資料等）

法第二十三条の二十五第三項（同条第九項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定により第百三十七条の二十一第一項又は第百三十七条の二十七第一項の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る再生医療等製品の構成細胞、導入遺伝子の種類、投与経路、構造、性能等に応じ、次に掲げる資料とする。

* 一  
  起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料
* 二  
  製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料
* 三  
  安定性に関する資料
* 四  
  効能、効果又は性能に関する資料
* 五  
  体内動態に関する資料
* 六  
  非臨床安全性に関する資料
* 七  
  臨床試験等の試験成績に関する資料
* 八  
  リスク分析に関する資料
* 九  
  法第六十五条の三に規定する添付文書等記載事項に関する資料

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二十五第三項の規定により第百三十七条の二十一第一項又は第百三十七条の二十七第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。  
ただし、法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品とその構成細胞、導入遺伝子、用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる再生医療等製品については、当該新再生医療等製品の再審査期間中は、当該新再生医療等製品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの以外は、医学薬学上公知であると認められない。

##### ３

第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

##### ４

申請者は、申請に係る再生医療等製品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

##### ５

第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣が申請に係る再生医療等製品の承認のための審査につき必要と認めて当該再生医療等製品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### 第百三十七条の二十四（特例承認に係る再生医療等製品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予）

厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二十八第一項の規定による法第二十三条の二十五の承認を受けて製造販売しようとする再生医療等製品について、前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

#### 第百三十七条の二十五（申請資料の信頼性の基準）

法第二十三条の二十五第三項後段（同条第九項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する資料は、再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十八号）、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十九号）及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

* 一  
  当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
* 二  
  前号の調査又は試験において、申請に係る再生医療等製品についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果は当該資料に記載されていること。
* 三  
  当該資料の根拠になつた資料は、法第二十三条の二十五第一項の承認（法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）又は同条第九項の承認を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。  
  ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつてはこの限りではない。

#### 第百三十七条の二十六（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料）

法第二十三条の二十五第一項又は第九項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第二項の登録証の写し及び当該原薬等についての原薬等登録業者との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第二十三条の二十五第三項に規定する資料のうち、第百三十七条の二十三第一項第二号から第四号まで掲げる資料の一部に代えることができる。

#### 第百三十七条の二十七（承認事項の一部変更の承認）

法第二十三条の二十五第九項の再生医療等製品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第七十五の三による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の二十五第九項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第百三十七条の二十一第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

#### 第百三十七条の二十八（承認事項の軽微な変更の範囲）

法第二十三条の二十五第九項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

* 一  
  当該品目の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法等の変更
* 二  
  規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更
* 三  
  病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
* 四  
  用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する追加、変更又は削除
* 五  
  前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの

#### 第百三十七条の二十九（軽微な変更の届出）

法第二十三条の二十五第十項の規定による届出は、様式第七十五の四による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の届出は、法第二十三条の二十五第九項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

##### ３

厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により機構に法第二十三条の二十七第一項に規定する再生医療等製品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第百三十七条の三十（承認台帳の記載事項）

令第四十三条の二十二に規定する法第二十三条の二十五第一項及び第九項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  承認番号及び承認年月日
* 二  
  承認を受けた者の氏名及び住所
* 三  
  承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
* 四  
  当該品目の製造所の名称及び所在地
* 五  
  当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号又は外国製造業者の認定の区分及び認定番号
* 六  
  当該品目の名称
* 七  
  当該品目の成分及び分量又は形状、構造及び原理
* 八  
  当該品目の効能、効果又は使用目的
* 九  
  当該品目の用法及び用量又は使用方法
* 十  
  当該品目の規格及び試験方法

#### 第百三十七条の三十一（再生医療等製品適合性調査の申請）

法第二十三条の二十五第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下この章において「再生医療等製品適合性調査」という。）の申請は、様式第七十五の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  再生医療等製品適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
* 二  
  再生医療等製品適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

##### ３

厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に再生医療等製品適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第百三十七条の三十二（再生医療等製品適合性調査の結果の通知）

再生医療等製品適合性調査実施者（令第四十三条の二十五に規定する再生医療等製品適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者（同条に規定する再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。）に対して行う再生医療等製品適合性調査の結果の通知は、様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十七条の三十三（再生医療等製品適合性調査台帳の記載事項）

令第四十三条の二十六に規定する再生医療等製品適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  調査結果及び結果通知年月日
* 二  
  当該品目の名称
* 三  
  当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
* 四  
  承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。）
* 五  
  製造所の名称及び所在地
* 六  
  製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の氏名及び住所
* 七  
  前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日

#### 第百三十七条の三十四（再生医療等製品適合性調査を行わない承認された事項の変更）

令第四十三条の二十七第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の用法、用量、効能又は効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

#### 第百三十七条の三十五（条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告）

法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付した法第二十三条の二十五第一項の承認を受けた再生医療等製品につき当該承認を受けた者が行う法第二十三条の二十六第三項の調査は、当該期限（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期限）までの期間、当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等について行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二十六第三項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  当該再生医療等製品の名称
* 二  
  承認番号及び承認年月日
* 三  
  調査期間及び調査症例数
* 四  
  当該再生医療等製品の出荷数量
* 五  
  調査結果の概要及び解析結果
* 六  
  不具合等の種類別発現状況
* 七  
  不具合等の発現症例一覧

##### ３

前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

#### 第百三十七条の三十六（機構に対する再生医療等製品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）

法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十五の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第四十三条の二十九に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第一項又は第九項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

##### ２

法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十五第五項後段（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の二十九に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第一項又は第九項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

##### ３

前二項の申請は、様式第七十五の七による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十五第一項又は第九項の承認の申請書に添付して行うものとする。

##### ４

法第二十三条の二十七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二十五の承認のための審査及び同条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査（次条において「再生医療等製品審査等」という。）については、第百三十七条の二十三第五項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第二十三条の二十五第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の三十七（機構による再生医療等製品審査等の結果の通知）

法第二十三条の二十七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品審査等の結果の通知は、様式第七十五の八による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第二十三条の二十七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二十五第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査の結果の通知は、様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

##### ３

法第二十三条の二十七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二十五第十項の規定による届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十七条の三十八（新再生医療等製品等の再審査の申請）

法第二十三条の二十九第一項の規定による同項各号に掲げる再生医療等製品の再審査の申請は、様式第七十五の九による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

#### 第百三十七条の三十九（再審査に関する調査期間に係る厚生労働省令で定める再生医療等製品）

法第二十三条の二十九第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、その製造販売の承認（法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。次項及び次条第一項において同じ。）のあつた日後六年を超える期間当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等に関する調査が必要であると認められる希少疾病用再生医療等製品以外の再生医療等製品とする。

##### ２

法第二十三条の二十九第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と用法（投与経路を除く。）、用量又は使用方法が明らかに異なる再生医療等製品であつて構成細胞又は導入遺伝子及び投与経路が同一のもの（同号イに掲げる再生医療等製品を除く。）その他既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品との相違が軽微であると認められる再生医療等製品（同号イに掲げる再生医療等製品を除く。）とする。

#### 第百三十七条の四十（再審査申請書に添付すべき資料等）

法第二十三条の二十九第四項の規定により第百三十七条の三十八の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る再生医療等製品の使用成績に関する資料その他当該再生医療等製品の効能、効果又は性能及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料とする。

##### ２

前項に規定する資料については、第百三十七条の二十三第三項の規定を準用する。

##### ３

法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請をする者については、第百三十七条の二十三第四項の規定を準用する。

##### ４

第一項及び前項において準用する第百三十七条の二十三第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該再生医療等製品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### 第百三十七条の四十一（再審査の調査に係る再生医療等製品の範囲）

法第二十三条の二十九第四項後段に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、同条第一項各号に掲げる再生医療等製品とする。

#### 第百三十七条の四十二（再審査申請資料の信頼性の基準）

法第二十三条の二十九第四項後段に規定する資料については、第百三十七条の二十五の規定を準用する。  
この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二十五第一項の承認（法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）又は同条第九項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第二十三条の二十九第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の四十三（新再生医療等製品等の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等）

次の各号に掲げる再生医療等製品につき法第二十三条の二十五の承認（法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第三項において同じ。）を受けた者が行う法第二十三条の二十九第六項の調査は、当該各号に定める期間当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等について行うものとする。

* 一  
  法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品  
    
    
  同号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）
* 二  
  法第二十三条の二十九第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した再生医療等製品  
    
    
  その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する厚生労働大臣の指示する期間の開始の日の前日まで

##### ２

法第二十三条の二十九第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第二十三条の三十第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  当該再生医療等製品の名称
* 二  
  承認番号及び承認年月日
* 三  
  調査期間及び調査症例数
* 四  
  当該再生医療等製品の出荷数量
* 五  
  調査結果の概要及び解析結果
* 六  
  不具合等の種類別発現状況
* 七  
  不具合等の発現症例一覧

##### ３

前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

##### ４

法第二十三条の三十第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十七条の四十四（機構に対する再審査に係る確認又は調査の申請）

法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査（以下この条及び次条において「再生医療等製品確認等」という。）を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十一に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請者は、機構に当該再生医療等製品確認等の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第七十五の十による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請書に添付して行うものとする。

##### ３

法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構が行う再生医療等製品確認等については、第百三十七条の四十第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第百三十七条の二十三第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「再審査」とあるのは「法第二十三条の二十九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の四十五（機構による再審査の再生医療等製品確認等の結果の通知）

法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品確認等の結果の通知は、様式第七十五の十一による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十七条の四十六（再生医療等製品の再評価の申請等）

法第二十三条の三十一の再生医療等製品の再評価の申請は、様式第七十五の十二による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価に際して提出する資料については、第百三十七条の二十三第三項の規定を準用する。

##### ３

法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価の申請をする者については、第百三十七条の二十三第四項の規定を準用する。

##### ４

法第二十三条の三十一第四項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、同条第一項の厚生労働大臣の指定に係る再生医療等製品とする。

##### ５

法第二十三条の三十一第四項に規定する資料については、第百三十七条の二十五の規定を準用する。  
この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二十五第一項の承認（法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）又は同条第九項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第二十三条の三十一の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の四十七（機構に対する再評価に係る確認又は調査の申請）

法第二十三条の三十二第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の三十一第二項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査（以下この条及び次条において「再生医療等製品確認等」という。）を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十三に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請者は、機構に当該再生医療等製品確認等の申請をしなければならない。

##### ２

前項の申請は、様式第七十五の十三による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請書に添付して、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

#### 第百三十七条の四十八（機構による再評価に係る再生医療等製品確認等の結果の通知）

法第二十三条の三十二第一項において準用する法第二十三条の二十七第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品確認等の結果の通知は、様式第七十五の十四による通知書によつて行うものとする。

#### 第百三十七条の四十九（承継の届出）

法第二十三条の三十三第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

* 一  
  法第二十三条の二十二第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の許可又は法第二十三条の二十四第一項の認定の申請に際して提出した資料
* 二  
  法第二十三条の二十五第一項の承認の申請及び同条第九項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 三  
  法第二十三条の二十六第三項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 四  
  法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 五  
  法第二十三条の二十九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 六  
  法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
* 七  
  法第六十八条の七第一項の規定による再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
* 八  
  品質管理の業務に関する資料及び情報
* 九  
  製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
* 十  
  その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報

##### ２

法第二十三条の三十三第三項の規定による届出は、様式第七十五の十五による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、再生医療等製品承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

#### 第百三十七条の五十（再生医療等製品総括製造販売責任者の基準）

再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の三十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  大学等で医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した者
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
* 三  
  厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

#### 第百三十七条の五十一（再生医療等製品総括製造販売責任者の遵守事項）

法第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  品質管理及び製造販売後安全管理業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
* 二  
  当該業務を公正かつ適正に行うために必要があると認めるときは、製造販売業者に対し文書により必要な意見を述べ、その写しを五年間保存すること。
* 三  
  再生医療等製品の品質管理に関する業務の責任者（以下「再生医療等製品品質保証責任者」という。）及び製造販売後安全管理に関する業務の責任者（以下「再生医療等製品安全管理責任者」という。）との相互の密接な連携を図ること。

#### 第百三十七条の五十二（再生医療等製品製造管理者の承認）

法第二十三条の三十四第三項の承認の申請は、様式第七十五の十六による申請書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、当該申請に係る再生医療等製品製造管理者になろうとする者の履歴書を添えなければならない。

#### 第百三十七条の五十三（再生医療等製品製造管理者の意見の尊重）

再生医療等製品の製造業者は、再生医療等製品製造管理者が法第二十三条の三十四第四項において準用する法第八条第一項に規定する義務を履行するために必要と認めて述べる意見を尊重しなければならない。

#### 第百三十七条の五十四（製造、試験等に関する記録）

再生医療等製品製造管理者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る再生医療等製品に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保管しなければならない。  
ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

#### 第百三十七条の五十五（再生医療等製品の製造販売業者の遵守事項）

法第二十三条の三十五第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
* 二  
  製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。
* 三  
  製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。
* 四  
  再生医療等製品総括製造販売責任者、再生医療等製品品質保証責任者及び再生医療等製品安全管理責任者のいずれもその製造販売する品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあつては、再生医療等製品総括製造販売責任者を補佐する者として当該専門的知識を有する者を置くこと。
* 五  
  再生医療等製品総括製造販売責任者、再生医療等製品品質保証責任者及び再生医療等製品安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。
* 六  
  再生医療等製品総括製造販売責任者が第百三十七条の五十一の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。
* 七  
  第百三十七条の五十一第二号に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者の意見を尊重すること。

#### 第百三十七条の五十六（製造販売のための再生医療等製品の輸入に係る手続）

製造販売のために再生医療等製品を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

* 一  
  法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請
* 二  
  法第二十三条の三十七第一項の承認又はその申請

#### 第百三十七条の五十七（製造のための再生医療等製品の輸入に係る手続）

製造のために再生医療等製品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

* 一  
  法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請
* 二  
  法第二十三条の三十七第一項の承認又はその申請
* 三  
  法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

#### 第百三十七条の五十八（製造管理又は品質管理の方法の基準への適合）

再生医療等製品の製造業者又は法第二十三条の二十四第一項の認定を受けた再生医療等製品外国製造業者（以下「認定再生医療等製品外国製造業者」という。）は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第二十三条の二十五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

#### 第百三十七条の五十九（製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲）

法第二十三条の三十五第三項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他再生医療等製品の適正な使用のために必要な情報（以下この章において「安全管理情報」という。）の収集
* 二  
  安全管理情報の解析
* 三  
  安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
* 四  
  収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

#### 第百三十七条の六十（製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲）

再生医療等製品の製造販売業者は、製造販売後安全管理業務を受託する者（以下この章において「受託者」という。）に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。

##### ３

再生医療等製品の製造販売業者は、前項の規定により製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

#### 第百三十七条の六十一（再生医療等製品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

製造販売業者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、当該業務の受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

* 一  
  委託する業務（以下この条において「委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
* 二  
  委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条及び第百三十七条の六十三において「受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
* 三  
  委託安全確保業務に係る次項の手順書その他委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

##### ２

製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、次に掲げる手順を記載した委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。

* 一  
  安全管理情報の収集に関する手順
* 二  
  安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
* 三  
  安全確保措置の実施に関する手順
* 四  
  受託安全管理実施責任者から再生医療等製品安全管理責任者への報告に関する手順
* 五  
  市販直後調査に関する手順
* 六  
  委託の手順
* 七  
  委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
* 八  
  再生医療等製品品質保証責任者その他の再生医療等製品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
* 九  
  その他委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

##### ３

製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務の範囲
* 二  
  受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全確保業務の範囲に関する事項
* 三  
  委託安全確保業務に係る前項各号（第六号を除く。）に掲げる手順に関する事項
* 四  
  委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
* 五  
  次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
* 六  
  第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
* 七  
  第九項の情報提供に関する事項
* 八  
  その他必要な事項

##### ４

製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を再生医療等製品安全管理責任者に行わせなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務を統括すること。
* 二  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第百三十七条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
* 三  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 四  
  受託者が委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
* 五  
  第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び再生医療等製品総括製造販売責任者に文書により報告すること。

##### ５

製造販売業者は、市販直後調査に係る業務であつて再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を再生医療等製品安全管理責任者に行わせなければならない。

* 一  
  受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 二  
  前号の文書を保存すること。

##### ６

製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第四号に掲げる業務を委託する場合においては、当該委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託しなければならない。  
この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

* 一  
  委託安全確保業務の範囲
* 二  
  その他必要な事項

##### ７

製造販売業者は、再生医療等製品安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。

##### ８

製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。

##### ９

製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。

#### 第百三十七条の六十二（委託安全確保業務に係る記録の保存）

前条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、次の各号に掲げる再生医療等製品について、それぞれ当該各号に定める期間とする。

* 一  
  再生医療等製品（次号に掲げるものを除く。）に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から十年間
* 二  
  指定再生医療等製品に係る記録  
    
    
  利用しなくなつた日から三十年間

##### ２

製造販売業者は、前条の規定にかかわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、同条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

#### 第百三十七条の六十三（再生医療等製品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

* 一  
  再委託する業務（以下この条において「再委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
* 二  
  再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
* 三  
  再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

##### ２

委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

* 一  
  安全管理情報の収集に関する手順
* 二  
  安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
* 三  
  安全確保措置の実施に関する手順
* 四  
  再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順
* 五  
  市販直後調査に関する手順
* 六  
  再委託の手順
* 七  
  再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
* 八  
  受託者の国内品質業務運営責任者その他の再生医療等製品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
* 九  
  その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

##### ３

委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務の範囲
* 二  
  再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項
* 三  
  再委託安全確保業務に係る前項各号（第六号を除く。）に掲げる手順に関する事項
* 四  
  再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
* 五  
  次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
* 六  
  第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
* 七  
  第九項の情報提供に関する事項
* 八  
  その他必要な事項

##### ４

委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務を統括すること。
* 二  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第百三十七条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
* 三  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 四  
  再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
* 五  
  第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

##### ５

委託元である製造販売業者は、受託者が市販直後調査に係る業務であつて再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。

* 一  
  再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
* 二  
  前号の文書を保存すること。

##### ６

委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。  
この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

* 一  
  再委託安全確保業務の範囲
* 二  
  その他必要な事項

##### ７

委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。

##### ８

委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。

##### ９

受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

#### 第百三十七条の六十四（再委託安全確保業務等に係る記録の保存）

前条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第百三十七条の六十二の規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の六十五（製造販売業の再生医療等製品総括製造販売責任者等の変更の届出）

法第二十三条の三十六第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 三  
  製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 四  
  再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名及び住所
* 五  
  当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書  
    
    
  製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第三号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 三  
  第一項第四号に掲げる事項に係る届書（新たに再生医療等製品総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他製造販売業者の新たに再生医療等製品総括製造販売責任者となつた者に対する使用関係を証する書類

##### ４

第一項の届出については、第十六条第四項の規定を準用する。  
この場合において、同項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の六十六（再生医療等製品製造管理者等の変更の届出）

法第二十三条の三十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者（以下この条において「製造業者等」という。）又は再生医療等製品製造管理者（再生医療等製品外国製造業者にあつては、当該製造所の責任者。第三項第二号において同じ。）の氏名及び住所
* 二  
  製造業者等が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 三  
  製造所の名称
* 四  
  製造所の構造設備の主要部分
* 五  
  製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書  
    
    
  製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第一号に掲げる再生医療等製品製造管理者の氏名に係る届書（新たに再生医療等製品製造管理者となつた者が製造業者等である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他製造業者等の新たに再生医療等製品製造管理者となつた者に対する使用関係を証する書類
* 三  
  第一項第二号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類

#### 第百三十七条の六十七（資料の保存）

再生医療等製品承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。  
ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

* 一  
  法第二十三条の二十五第一項又は第九項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料  
    
    
  承認を受けた日（当該承認が法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第二十三条の二十五第一項の承認を受けた日）から五年間。  
  ただし、法第二十三条の二十九第一項の再審査を受けなければならない再生医療等製品（承認（法第二十三条の二十六第一項の条件及び期限を付したものを除く。）を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間
* 二  
  法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料（前号に掲げる資料を除く。）  
    
    
  再審査が終了した日から五年間
* 三  
  法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料（前二号に掲げる資料を除く。）  
    
    
  再評価が終了した日から五年間

#### 第百三十七条の六十八（外国製造再生医療等製品の製造販売の承認の申請）

法第二十三条の三十七第一項の再生医療等製品の製造販売の承認の申請は、様式第七十五の十七による申請書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書に添付すべき資料については、第百三十七条の二十三及び第百三十七条の二十四の規定を準用する。

##### ３

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類
* 二  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が、法第二十三条の三十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類
* 三  
  選任外国製造再生医療等製品製造販売業者を選任したことを証する書類
* 四  
  当該選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し
* 五  
  法第二十三条の四十において準用する法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の三十七第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

#### 第百三十七条の六十九（外国製造再生医療等製品の製造販売承認台帳の記載事項）

令第四十三条の二十二に規定する法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項の承認に関する台帳に記載する事項は、第百三十七条の三十各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  当該選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

#### 第百三十七条の七十（選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の遵守事項）

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が遵守すべき事項は、第百三十七条の五十五各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  選任外国製造再生医療等製品製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。
* 二  
  次のイからホまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。
* 三  
  法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した不具合等に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなつた日から五年間保存すること。  
  ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

#### 第百三十七条の七十一（選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出）

法第二十三条の三十八の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は住所
* 二  
  選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

##### ２

法第二十三条の三十八の規定による選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合には、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

#### 第百三十七条の七十二（情報の提供）

外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

* 一  
  法第二十三条の三十七第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由
* 二  
  法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第三項の規定により厚生労働大臣に報告した事項
* 三  
  法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一の再評価の申請に際して提出した資料の写し
* 四  
  法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第六項又は法第二十三条の三十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
* 五  
  法第六十五条の二に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
* 六  
  法第六十五条の三に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
* 七  
  法第六十九条第一項若しくは第四項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
* 八  
  前各号に掲げるもののほか、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が業務を行うために必要な情報

##### ２

外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者を変更したときは、第百三十七条の七十第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者から変更後の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き継がせなければならない。

##### ３

前項の場合において、変更前の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き渡さなければならない。

#### 第百三十七条の七十三（外国製造再生医療等製品特例承認取得者の業務に関する帳簿）

外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造再生医療等製品特例承認取得者としての業務に関する事項を記載し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百三十七条の七十四（外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出）

令第四十三条の三十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は住所
* 二  
  外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法人であるときは、その業務を行う役員
* 三  
  承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称

##### ２

前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第二十三条の三十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

#### 第百三十七条の七十五（外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の申請等の手続）

法第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとする者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が行うものとする。

#### 第百三十七条の七十六（外国製造再生医療等製品特例承認取得者の資料の保存）

外国製造再生医療等製品特例承認取得者については、第百三十七条の六十七の規定を準用する。

##### ２

外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

##### ３

前項の資料の保存については、第百三十七条の六十七各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

#### 第百三十七条の七十七（準用）

法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項の承認については、第百三十七条の二十二、第百三十七条の二十四から第百三十七条の二十九まで、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十五から第百三十七条の四十九までの規定を準用する。  
この場合において、第百三十七条の二十七中「様式第七十五の三」とあるのは「様式第七十五の十八」と、第百三十七条の二十九第一項中「様式第七十五の四」とあるのは「様式第七十五の十九」と、第百三十七条の三十一第一項中「様式第七十五の五」とあるのは「様式第七十五の二十」と、第百三十七条の三十六第三項中「様式第七十五の七」とあるのは「様式第七十五の二十一」と、第百三十七条の三十八中「様式第七十五の九」とあるのは「様式第七十五の二十二」と、第百三十七条の四十四第二項中「様式第七十五の十」とあるのは「様式第七十五の二十三」と、第百三十七条の四十六第一項中「様式第七十五の十二」とあるのは「様式第七十五の二十四」と、第百三十七条の四十七第二項中「様式第七十五の十三」とあるのは「様式第七十五の二十五」と、第百三十七条の四十九第二項中「様式第七十五の十五」とあるのは「様式第七十五の二十六」と読み替えるものとする。

#### 第百三十七条の七十八

再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者については、第三条、第十五条の九、第十五条の十、第十八条及び第百七十三条第一項の規定を準用する。  
この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第百三十七条の五十第二号に規定する」と、第十五条の十中「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「薬剤師」と、第百七十三条第一項中「、販売業者、貸与業者若しくは修理業者」とあるのは「若しくは販売業者」と、「授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」とあるのは「又は授与した」と、「、授与若しくは貸与若しくは電気通信回線を通じた提供」とあるのは「又は授与」と読み替えるものとする。

##### ２

再生医療等製品外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

## 第五章　医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等

#### 第百三十八条（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

* 一  
  国、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
* 二  
  助産所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する助産所をいう。）の開設者であつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 三  
  救急用自動車等（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第二項に規定する救急用自動車等をいう。以下同じ。）により業務を行う事業者であつて救急用自動車等に医薬品を備え付けるもの
* 四  
  臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項の許可を受けた者であつて同項に規定する業として行う臓器のあつせんに使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 五  
  施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条の二第一項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第二項に規定する施術所をいう。以下同じ。）の開設者であつて施術所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 六  
  歯科技工所（歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第三項に規定する歯科技工所をいう。以下同じ。）の開設者であつて歯科技工所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 七  
  滅菌消毒（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ。）の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 八  
  ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者であつて防除の業務に防除用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 九  
  浄化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備（以下「浄化槽等」という。）の衛生管理を行う事業者であつて浄化槽等で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 十  
  登録試験検査機関その他検査施設の長であつて検査を行うに当たり必要な体外診断用医薬品その他の医薬品を使用するもの
* 十一  
  研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
* 十二  
  医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者であつて製造を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
* 十三  
  航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を行う事業者であつて航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第二項の規定に基づく医薬品を使用するもの
* 十四  
  船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十三条第一項の規定に基づく医薬品を使用するもの
* 十五  
  前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

#### 第百三十九条（店舗販売業の許可の申請）

法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。

##### ２

法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条第二項各号に掲げる事項とする。

##### ３

法第二十六条第三項第四号の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

* 一  
  要指導医薬品
* 二  
  第一類医薬品
* 三  
  指定第二類医薬品
* 四  
  第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第百四十七条の七第三号において同じ。）
* 五  
  第三類医薬品

##### ４

法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  特定販売を行う際に使用する通信手段
* 二  
  次のイからニまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分
* 三  
  特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
* 四  
  特定販売を行うことについての広告に、法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
* 五  
  特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要
* 六  
  都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第百四十七条の七第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

##### ５

法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  法人にあつては、登記事項証明書
* 二  
  店舗管理者（法第二十八条第一項の規定によりその店舗を実地に管理する店舗販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
* 三  
  法第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定してその店舗を実地に管理させる場合にあつては、その店舗管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその店舗管理者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
* 五  
  店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類
* 六  
  その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類
* 七  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

##### ６

法第二十六条第二項の申請については、第一条第六項から第八項まで及び第九条の規定を準用する。  
この場合において、第一条第六項中「第四条第三項各号」とあるのは「第二十六条第三項各号」と、同条第七項中「第五項第九号」とあるのは「第百三十九条第五項第七号」と読み替えるものとする。

#### 第百四十条（店舗管理者の指定）

店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

* 一  
  要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗  
    
    
  薬剤師
* 二  
  第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗  
    
    
  薬剤師又は登録販売者（第十五条第二項の登録販売者を除く。）

##### ２

前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

* 一  
  要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間
* 二  
  第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間

#### 第百四十一条（店舗管理者を補佐する者）

第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗販売業者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師でない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない。

##### ２

前項に規定する店舗管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及び店舗管理者に対し必要な意見を述べなければならない。

##### ３

店舗販売業者及び店舗管理者は、第一項の規定により店舗管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定による店舗管理者を補佐する者の意見を尊重しなければならない。

#### 第百四十二条（準用）

店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第八号及び第九号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十一号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、同条第十二号中「第一条第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

#### 第百四十三条（店舗販売業者の遵守事項）

法第二十九条の二第一項の厚生労働省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十七条の十一までに定めるものとする。

#### 第百四十四条（試験検査の実施方法）

店舗販売業者は、店舗管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、店舗管理者に行わせなければならない。  
ただし、当該店舗の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると店舗管理者が認めた場合には、店舗販売業者は、当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

##### ２

店舗販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、店舗管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

#### 第百四十五条（店舗の管理に関する帳簿）

店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

##### ２

店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

##### ３

店舗販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百四十六条（医薬品の購入等に関する記録）

店舗販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
* 四  
  購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）
* 五  
  前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）
* 六  
  購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

##### ２

店舗販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。  
ただし、購入者等が当該店舗販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

##### ３

店舗販売業者は、要指導医薬品又は第一類医薬品（以下この項において「要指導医薬品等」という。）を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  販売又は授与の日時
* 四  
  販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名
* 五  
  要指導医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

##### ４

店舗販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。

##### ５

店舗販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  販売又は授与の日時
* 四  
  販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名
* 五  
  第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

##### ６

店舗販売業者は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与したときは、当該要指導医薬品又は一般用医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

#### 第百四十七条（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

##### ２

店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しなければならない。  
ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、この限りでない。

#### 第百四十七条の二（店舗における従事者の区別等）

店舗販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その店舗において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十七条の九第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

##### ２

店舗販売業者は、第十五条第二項の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

##### ３

店舗販売業者は、第十五条第二項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

#### 第百四十七条の三（濫用等のおそれのある医薬品の販売等）

店舗販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

* 一  
  当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
* 二  
  当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

#### 第百四十七条の四（使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）

店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

#### 第百四十七条の五（競売による医薬品の販売等の禁止）

店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。

#### 第百四十七条の六（店舗における医薬品の広告）

店舗販売業者は、その店舗において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

##### ２

店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

#### 第百四十七条の七（特定販売の方法等）

店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。
* 二  
  特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。
* 三  
  特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の区分ごとに表示すること。
* 四  
  特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

#### 第百四十七条の八（指定第二類医薬品の販売等）

店舗販売業者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

#### 第百四十七条の九（実務の証明及び記録）

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

##### ３

店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第百四十七条の十（業務経験の証明及び記録）

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。以下この項において同じ。）に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

##### ３

店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第百四十七条の十一（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置）

店舗販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

#### 第百四十七条の十二（店舗における掲示）

法第二十九条の三の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

##### ２

法第二十九条の三の厚生労働省令で定める事項は、別表第一の二のとおりとする。

#### 第百四十八条（配置販売業の許可の申請）

配置販売業の許可を受けようとする者は、様式第八十三による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

* 一  
  法人にあつては、登記事項証明書
* 二  
  法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその業務に係る都道府県の区域（以下単に「区域」という。）を管理させる場合にあつては、その区域管理者の氏名及び住所を記載した書類
* 三  
  区域管理者（法第三十一条の二第一項の規定によりその区域を管理する配置販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
* 四  
  法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその区域を管理させる場合にあつては、その区域管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその区域管理者に対する使用関係を証する書類
* 五  
  区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類
* 六  
  区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
* 七  
  区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類
* 八  
  その区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の次に掲げる区分を記載した書類
* 九  
  その区域において配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類
* 十  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

##### ３

第一項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第八項並びに第九条の規定を準用する。  
この場合において、第一条第七項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「第五項第九号」とあるのは「第百四十八条第二項第十号」と、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百四十九条（準用）

配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第八号、第九号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十一号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

#### 第百四十九条の二（区域管理者の指定）

区域管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

* 一  
  第一類医薬品を販売し、又は授与する区域  
    
    
  薬剤師
* 二  
  第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する区域  
    
    
  薬剤師又は登録販売者（第十五条第二項の登録販売者を除く。）

##### ２

前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

* 一  
  要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間
* 二  
  第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間

##### ３

前項の場合においては、第百四十一条の規定を準用する。

#### 第百四十九条の三（配置販売業者の遵守事項）

法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める配置販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十九条の十四までに定めるものとする。

#### 第百四十九条の四（区域の管理に関する帳簿）

配置販売業者は、当該区域の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

##### ２

区域管理者は、不良品の処理その他当該区域の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

##### ３

配置販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百四十九条の五（医薬品の購入等に関する記録）

配置販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  購入又は譲受けの年月日
* 四  
  当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）
* 五  
  前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）
* 六  
  当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者が自然人であり、かつ、当該者以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び当該者が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は当該者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

##### ２

配置販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、当該者の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。  
ただし、当該者が当該配置販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

##### ３

配置販売業者は、第一類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  配置した日時
* 四  
  配置した薬剤師の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名
* 五  
  第一類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

##### ４

配置販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。

##### ５

配置販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  配置した日時
* 四  
  配置した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名
* 五  
  第二類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

##### ６

配置販売業者は、一般用医薬品を配置したときは、当該一般用医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

#### 第百四十九条の六（区域における従事者の区別等）

配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十九条の十二第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

##### ２

配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

##### ３

配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

#### 第百四十九条の七（濫用等のおそれのある医薬品の配置）

配置販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を配置するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

* 一  
  当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
* 二  
  当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、配置させること。

#### 第百四十九条の八（使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）

配置販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

#### 第百四十九条の九（配置販売業における医薬品の広告）

配置販売業者は、その区域において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を配置販売によつて購入し、若しくは譲り受けた者又は配置した医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

##### ２

配置販売業者は、医薬品の配置販売による購入又は譲受けの履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の配置販売による購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

#### 第百四十九条の十（配置販売に関する文書の添付）

配置販売業者は、一般用医薬品を配置するときは、別表第一の四に掲げる事項を記載した書面を添えて配置しなければならない。

#### 第百四十九条の十一（指定第二類医薬品の配置）

配置販売業者は、指定第二類医薬品を配置する場合は、当該指定第二類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の四第二の五に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

#### 第百四十九条の十二（実務の証明及び記録）

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

##### ３

配置販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第百四十九条の十三（業務経験の証明及び記録）

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含む。以下この項において同じ。）に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

##### ３

配置販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第百四十九条の十四（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置）

配置販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

#### 第百五十条（配置従事の届出事項）

法第三十二条の規定により、配置販売業者又はその配置員が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  配置販売業者の氏名及び住所
* 二  
  配置販売に従事する者の氏名及び住所
* 三  
  配置販売に従事する区域及びその期間

#### 第百五十一条（配置従事者の身分証明書）

法第三十三条第一項の身分証明書の交付を申請しようとする者は、様式第八十四による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類（第二号に掲げる書類に限る。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・二センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真
* 二  
  申請者が配置員であるときは、雇用契約書の写しその他配置販売業者のその配置員に対する使用関係を証する書類

#### 第百五十二条

法第三十三条第一項の身分証明書は、様式第八十五によるものとする。

##### ２

前項の身分証明書の有効期間は、発行の日から発行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

#### 第百五十三条（卸売販売業の許可の申請）

卸売販売業の許可を受けようとする者は、様式第八十六による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

* 一  
  営業所の平面図
* 二  
  法人にあつては、登記事項証明書
* 三  
  申請者以外の者がその医薬品営業所管理者である場合にあつては、その医薬品営業所管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその医薬品営業所管理者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  放射性医薬品を取り扱おうとするとき（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
* 五  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

##### ３

第一項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第八項並びに第九条の規定を準用する。  
この場合において、第一条第七項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「第五項第九号」とあるのは「第百五十三条第二項第五号」と、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百五十四条（卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理）

法第三十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、薬剤師以外の者であつて、次の各号に掲げるその取り扱う医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

* 一  
  医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定卸売医療用ガス類」という。）  
    
    
  イからニまでのいずれかに該当する者
* 二  
  歯科医療の用に供する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定卸売歯科用医薬品」という。）  
    
    
  イからニまでのいずれかに該当する者
* 三  
  指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品  
    
    
  前二号のいずれにも該当する者

#### 第百五十五条（準用）

卸売販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第六号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と、同条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「卸売販売業以外の医薬品の販売業」と読み替えるものとする。

#### 第百五十六条（卸売販売業者の遵守事項）

法第三十六条の二第一項の厚生労働省令で定める卸売販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百五十八条の六までに定めるものとする。

#### 第百五十七条（試験検査の実施方法）

卸売販売業者は、医薬品営業所管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、医薬品営業所管理者に行わせなければならない。  
ただし、当該営業所の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると医薬品営業所管理者が認めた場合には、卸売販売業者は、当該卸売販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

##### ２

卸売販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、医薬品営業所管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

#### 第百五十八条（医薬品の適正管理の確保）

卸売販売業者は、医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「医薬品の適正管理」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

##### ２

前項に掲げる卸売販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

* 一  
  従事者から卸売販売業者への事故報告の体制の整備
* 二  
  医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定
* 三  
  医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
* 四  
  医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

#### 第百五十八条の二（卸売販売業者からの医薬品の販売等）

卸売販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない。

#### 第百五十八条の三（営業所の管理に関する帳簿）

卸売販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

##### ２

医薬品営業所管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該営業所の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

##### ３

卸売販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百五十八条の四（医薬品の購入等に関する記録）

卸売販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  ロツト番号（ロツトを構成しない医薬品については製造番号）
* 三  
  使用の期限
* 四  
  数量
* 五  
  購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
* 六  
  購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）
* 七  
  前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）
* 八  
  購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

##### ２

医薬品の卸売販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。  
ただし、購入者等が当該卸売販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

##### ３

卸売販売業者は、第一項の書面を、記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百五十八条の五（業務経験の証明）

卸売販売業者は、その営業所において第百五十四条第一号ロ若しくはハ又は第二号ロ若しくはハに規定する業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、卸売販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

#### 第百五十八条の六（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師に対する措置）

卸売販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師であるとき、又はその営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

#### 第百五十八条の七（薬局医薬品の販売等）

薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

* 一  
  当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者であることを確認させること。  
  この場合において、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の三第二項に規定する薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。
* 二  
  当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該薬局医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該薬局医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。
* 三  
  前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。
* 四  
  法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
* 五  
  当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。
* 六  
  当該薬局医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

#### 第百五十八条の八（薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等）

薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。）において行わせること。
* 二  
  当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
* 三  
  当該薬局医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
* 四  
  情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
* 五  
  必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
* 六  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 七  
  当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

##### ２

法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  当該薬局医薬品の名称
* 二  
  当該薬局医薬品の有効成分の名称及びその分量
* 三  
  当該薬局医薬品の用法及び用量
* 四  
  当該薬局医薬品の効能又は効果
* 五  
  当該薬局医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
* 六  
  その他当該薬局医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

##### ３

法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

##### ４

法第三十六条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  年齢
* 二  
  他の薬剤又は医薬品の使用の状況
* 三  
  性別
* 四  
  症状
* 五  
  前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
* 六  
  現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名
* 七  
  妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
* 八  
  授乳しているか否かの別
* 九  
  当該薬局医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
* 十  
  調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否かの別並びにかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
* 十一  
  その他法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項

#### 第百五十八条の九

薬局開設者は、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
* 二  
  当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
* 三  
  必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
* 四  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 五  
  当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

#### 第百五十八条の十（薬局製造販売医薬品の特例）

薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第三項において同じ。）を販売し、又は授与する場合について第百五十八条の七（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第百五十八条の八第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第四項並びに第百五十八条の九（第三号に係る部分を除く。）の規定を適用する場合においては、第百五十八条の七第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の八第一項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるのは「ある場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局内の場所」と、同項第二号中「提供させ、及び必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同項第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第七号及び同条第四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の九各号列記以外の部分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、又は必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」とする。

##### ２

前項に規定する場合については、第百五十八条の七（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第百五十八条の八第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第百五十八条の九（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用しない。

##### ３

薬局開設者は、薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合においては、当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局製造販売医薬品を使用する者が令第七十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供を対面又は電話により行うことを希望する場合は、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない。

#### 第百五十八条の十一（要指導医薬品の販売等）

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の五第一項の規定により、要指導医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

* 一  
  当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者であることを確認させること。  
  この場合において、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の五第二項の薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。
* 二  
  当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該要指導医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者又は店舗販売業者からの当該要指導医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。
* 三  
  前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。
* 四  
  法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
* 五  
  当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該要指導医薬品を販売し、又は授与させること。
* 六  
  当該要指導医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局又は店舗の電話番号その他連絡先を、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

#### 第百五十八条の十二（要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等）

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。）において行わせること。
* 二  
  当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該要指導医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
* 三  
  当該要指導医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
* 四  
  情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
* 五  
  必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
* 六  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 七  
  当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

##### ２

法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  当該要指導医薬品の名称
* 二  
  当該要指導医薬品の有効成分の名称及びその分量
* 三  
  当該要指導医薬品の用法及び用量
* 四  
  当該要指導医薬品の効能又は効果
* 五  
  当該要指導医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
* 六  
  その他当該要指導医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

##### ３

法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

##### ４

法第三十六条の六第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  年齢
* 二  
  他の薬剤又は医薬品の使用の状況
* 三  
  性別
* 四  
  症状
* 五  
  前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
* 六  
  現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名
* 七  
  妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
* 八  
  授乳しているか否かの別
* 九  
  当該要指導医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
* 十  
  調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否かの別並びにかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
* 十一  
  その他法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項

#### 第百五十九条

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該要指導医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
* 二  
  当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該要指導医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
* 三  
  必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
* 四  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 五  
  当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

#### 第百五十九条の二（法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間）

法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

#### 第百五十九条の三（登録販売者試験）

法第三十六条の八第一項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）は、筆記試験とする。

##### ２

筆記試験は、次の事項について行う。

* 一  
  医薬品に共通する特性と基本的な知識
* 二  
  人体の働きと医薬品
* 三  
  主な医薬品とその作用
* 四  
  薬事に関する法規と制度
* 五  
  医薬品の適正使用と安全対策

#### 第百五十九条の四

登録販売者試験は、毎年少なくとも一回、都道府県知事が行う。

##### ２

試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。

#### 第百五十九条の五（受験の申請）

登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍。第百五十九条の八第一項第二号において同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第百五十九条の六（合格の通知及び公示）

都道府県知事は、登録販売者試験に合格した者に、当該試験に合格したことを通知するとともに、合格した者の受験番号を公示する。

#### 第百五十九条の七（販売従事登録の申請）

販売従事登録を受けようとする者は、様式第八十六の二による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

* 一  
  販売従事登録を受けようと申請する者（以下この項において「申請者」という。）が登録販売者試験に合格したことを証する書類
* 二  
  申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））
* 三  
  申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 四  
  申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

##### ３

二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行つた都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

#### 第百五十九条の八（登録販売者名簿及び登録証の交付）

販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

* 一  
  登録番号及び登録年月日
* 二  
  本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別
* 三  
  登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名
* 四  
  前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項

##### ２

都道府県知事は、販売従事登録を行つたときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、様式第八十六の三による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

#### 第百五十九条の九（登録販売者名簿の登録事項の変更）

登録販売者は、前条第一項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、その旨を届け出なければならない。

##### ２

前項の届出をするには、様式第八十六の四による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第百五十九条の十（販売従事登録の消除）

登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなつたときは、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

##### ２

登録販売者が死亡し、又は失踪そう  
の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪そう  
の届出義務者は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

##### ３

前二項の申請をするには、様式第八十六の五による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

##### ４

登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。

##### ５

都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない。

* 一  
  第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪そう  
  の宣告を受けたことが確認されたとき
* 二  
  法第五条第三号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき
* 三  
  偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

#### 第百五十九条の十一（販売従事登録証の書換え交付）

登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請をするには、様式第八十六の六による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第百五十九条の十二（販売従事登録証の再交付）

登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失つたときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請をするには、様式第八十六の七による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

##### ３

販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が第一項の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。

##### ４

登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失つた販売従事登録証を発見したときは、五日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

#### 第百五十九条の十三（販売従事登録証の返納）

登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。  
第百五十九条の十第二項の規定により販売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

##### ２

登録販売者は、登録を消除されたときは、前項に規定する場合を除き、五日以内に、販売従事登録証を、登録を消除された都道府県知事に返納しなければならない。

#### 第百五十九条の十四（一般用医薬品の販売等）

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第一類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

* 一  
  法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
* 二  
  当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行つた後に、当該第一類医薬品を販売し、又は授与させること。
* 三  
  当該第一類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

##### ２

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第二類医薬品又は第三類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならない。

* 一  
  当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行つた後に、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与させること。
* 二  
  当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

#### 第百五十九条の十五（一般用医薬品に係る情報提供の方法等）

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

* 一  
  当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。）において行わせること。
* 二  
  当該第一類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第一類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第一類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第一類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。
* 三  
  当該第一類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
* 四  
  情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
* 五  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 六  
  当該情報の提供を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

##### ２

法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  当該第一類医薬品の名称
* 二  
  当該第一類医薬品の有効成分の名称及びその分量
* 三  
  当該第一類医薬品の用法及び用量
* 四  
  当該第一類医薬品の効能又は効果
* 五  
  当該第一類医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
* 六  
  その他当該第一類医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

##### ３

法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

##### ４

法第三十六条の十第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  年齢
* 二  
  他の薬剤又は医薬品の使用の状況
* 三  
  性別
* 四  
  症状
* 五  
  前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
* 六  
  現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名
* 七  
  妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
* 八  
  授乳しているか否かの別
* 九  
  当該第一類医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
* 十  
  調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否かの別並びにかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
* 十一  
  その他法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行うために確認が必要な事項

#### 第百五十九条の十六

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。

* 一  
  当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所において行わせること。
* 二  
  前条第二項各号に掲げる事項について説明を行わせること。  
  この場合において、同項各号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第六号中「薬剤師」とあるのは「薬剤師又は登録販売者」と読み替えて適用する。
* 三  
  当該第二類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第二類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第二類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第二類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。
* 四  
  当該第二類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
* 五  
  情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
* 六  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 七  
  当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。

##### ２

法第三十六条の十第四項の厚生労働省令で定める事項は、前条第四項各号に掲げる事項とする。  
この場合において、同項第九号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第十一号中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第三項」と読み替えて適用する。

#### 第百五十九条の十七

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。

* 一  
  第一類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせること。
* 二  
  第二類医薬品又は第三類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせること。
* 三  
  当該一般用医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
* 四  
  当該一般用医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該一般用医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該一般用医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させること。
* 五  
  必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
* 六  
  当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。

##### ２

薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の特定販売を行う場合においては、当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者が法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を対面又は電話により行うことを希望する場合は、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない。

#### 第百五十九条の十八（準用）

配置販売業者については、前三条（前条第二項を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、前三条の規定中「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と、第百五十九条の十五第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。）」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「情報を、」とあるのは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同項第六号中「販売し、又は授与する」とあるのは「配置する」と、同条第三項中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第二項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第二項」と、同項第十一号中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、第百五十九条の十六第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第三項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「前条第二項各号」とあるのは「第百五十九条の十八において準用する前条第二項各号」と、同項第三号中「情報を、」とあるのは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項中「第三十六条の十第四項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第四項」と、「前条第四項各号」とあるのは「第百五十九条の十八において準用する前条第四項各号」と、「第三十六条の十第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第三十六条の十第三項」とあるのは「同条第三項」と、前条第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第五項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号及び第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第四号中「その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置販売によつて当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は配置した当該一般用医薬品を使用する者」と読み替えるものとする。

#### 第百五十九条の十九（変更の届出）

法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  店舗販売業者の氏名（店舗販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
* 二  
  店舗の構造設備の主要部分
* 三  
  通常の営業日及び営業時間
* 四  
  店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
* 五  
  店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
* 六  
  当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第百三十九条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）
* 七  
  当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

##### ２

法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号」と、同条第三項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号又は第五号」と、同条第四項中「前項第二号」とあるのは「第百五十九条の十九第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

#### 第百五十九条の二十

法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
* 二  
  特定販売の実施の有無
* 三  
  第百三十九条第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。）

##### ２

法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項及び第三項の規定を準用する。  
この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

#### 第百五十九条の二十一

法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  配置販売業者の氏名（配置販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
* 二  
  営業の区域
* 三  
  通常の営業日及び営業時間
* 四  
  相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
* 五  
  区域管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
* 六  
  区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
* 七  
  当該区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の第百四十八条第二項第八号イからニまでに掲げる区分
* 八  
  当該区域において併せ行う配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

##### ２

法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の二十一第一項第五号又は第六号」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とあるのは「第百五十九条の二十一第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

#### 第百五十九条の二十二

法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  卸売販売業者の氏名（卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
* 二  
  営業所の名称
* 三  
  営業所の構造設備の主要部分
* 四  
  相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
* 五  
  医薬品営業所管理者の氏名又は住所
* 六  
  放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
* 七  
  当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

##### ２

法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の二十二第一項第五号」と、「医薬品営業所管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「医薬品営業所管理者」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とあるのは「第百五十九条の二十二第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

#### 第百五十九条の二十三（休廃止等の届書の様式）

店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

#### 第百六十条（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請）

法第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けようとする者は、様式第八十七による申請書を都道府県知事（当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。  
この場合において、貸与業の許可については、高度管理医療機器等の陳列その他の管理を行う者が申請するものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  営業所（高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）の構造設備に関する書類
* 二  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 三  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
* 四  
  高度管理医療機器等営業所管理者が第百六十二条第一項各号（同項第一号に規定する指定視力補正用レンズ等のみの販売、授与又は貸与（以下「販売等」という。）を実地に管理する者にあつては同項各号又は同条第二項各号、プログラム高度管理医療機器（高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）のみの販売等又は電気通信回線を通じた提供（以下「販売提供等」という。）を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第二項各号及び第三項各号）に掲げる者であることを証する書類
* 五  
  申請者以外の者がその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に対する使用関係を証する書類

##### ３

申請者が法人である場合であつて、都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

##### ４

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。

#### 第百六十一条（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可台帳の記載事項）

令第四十八条に規定する法第三十九条第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  許可の別
* 三  
  高度管理医療機器等の販売業者等の氏名及び住所
* 四  
  営業所の名称及び所在地
* 五  
  高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所

#### 第百六十二条（管理者の基準）

法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  高度管理医療機器等（令別表第一機械器具の項第七十二号に掲げる視力補正用レンズ及び同表第七十二号の二に掲げるコンタクトレンズ（視力補正用のものを除く。）のうち厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定視力補正用レンズ等」という。）並びにプログラム高度管理医療機器を除く。第百七十五条第一項において同じ。）の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
* 二  
  厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

##### ２

指定視力補正用レンズ等のみを販売等する営業所における法第三十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  高度管理医療機器等（プログラム高度管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
* 二  
  厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

##### ３

プログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、前二項の規定にかかわらず、第一項各号又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
* 二  
  厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

##### ４

指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、前三項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれか又は第二項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であることとする。

#### 第百六十三条（管理医療機器の販売業又は貸与業の届出）

法第三十九条の三第一項の規定により管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。第百七十三条から第百七十八条までにおいて同じ。）を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供しようとする者（法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。）が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。  
この場合において、貸与業の届出については、管理医療機器の陳列その他の管理を行う者が行うものとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所
* 二  
  営業所の名称及び所在地
* 三  
  当該営業所において第百七十五条第一項に規定する特定管理医療機器を販売提供等する場合にあつては、同条第二項に規定する特定管理医療機器営業所管理者等の氏名及び住所
* 四  
  営業所（管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）の構造設備の概要
* 五  
  営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類

##### ２

前項の届出は、様式第八十八による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、当該営業所の平面図を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該平面図が当該届書の提出先とされている都道府県知事（当該営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

#### 第百六十四条（営業所の管理に関する帳簿）

高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

##### ２

高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる事項を前項の帳簿に記載しなければならない。

* 一  
  高度管理医療機器等営業所管理者の第百六十八条に規定する研修の受講状況
* 二  
  営業所における品質確保の実施の状況
* 三  
  苦情処理、回収処理その他不良品の処理の状況
* 四  
  営業所の従業者の教育訓練の実施の状況
* 五  
  その他営業所の管理に関する事項

##### ３

高度管理医療機器等の販売業者等は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から六年間、保存しなければならない。

#### 第百六十五条（品質の確保）

高度管理医療機器等の販売業者等は、適正な方法により、当該医療機器に被包の損傷その他の瑕疵かし  
がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければならない。

#### 第百六十五条の二（医療機器プログラムの広告）

高度管理医療機器等の販売業者等は、医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することについて広告をするときは、次に掲げる事項を表示しなければならない。

* 一  
  高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所
* 二  
  電話番号その他連絡先
* 三  
  その他必要な事項

#### 第百六十六条（苦情処理）

高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があつたときは、その苦情に係る事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じさせなければならない。

#### 第百六十七条（回収）

高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至つた理由が自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかな場合に限り、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

* 一  
  回収に至つた原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
* 二  
  回収した医療機器（医療機器プログラムを除く。）を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

#### 第百六十八条（高度管理医療機器等営業所管理者の継続的研修）

高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等営業所管理者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させなければならない。

#### 第百六十九条（教育訓練）

高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与、又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければならない。

#### 第百七十条（中古品の販売等に係る通知等）

高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器を他に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。  
ただし、当該使用された医療機器が他の医療機器の販売業者等から販売、授与若しくは貸与又は電気回線を通じて提供された場合であつて、当該使用された医療機器を他の医療機器の販売業者等に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、この限りでない。

##### ２

高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器の品質の確保その他当該医療機器の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。

#### 第百七十一条（製造販売業者の不具合等の報告への協力）

高度管理医療機器等の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知つた場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

#### 第百七十二条（管理者の意見の尊重）

高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の高度管理医療機器等営業所管理者が法第四十条第一項において準用する法第八条第一項に規定する義務を履行するために必要と認めて述べる意見を尊重しなければならない。

#### 第百七十三条（高度管理医療機器等の購入等に関する記録）

高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を購入し、又は譲り受けたとき及び高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者若しくは修理業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  製造番号又は製造記号
* 四  
  購入、譲受け、販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供の年月日
* 五  
  購入者等若しくは貸与された者又は電気通信回線を通じて提供を受けた者の氏名及び住所

##### ２

高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を前項に掲げる者以外の者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供の年月日
* 四  
  販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供を受けた者の氏名及び住所

##### ３

高度管理医療機器等の販売業者等は、前二項の書面を、記載の日から三年間（特定保守管理医療機器に係る書面にあつては、記載の日から十五年間）、保存しなければならない。  
ただし、貸与した特定保守管理医療機器について、貸与を受けた者から返却されてから三年を経過した場合にあつては、この限りではない。

##### ４

高度管理医療機器等の販売業者等は、管理医療機器又は一般医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この条及び第百七十八条において同じ。）を取り扱う場合にあつては、管理医療機器又は一般医療機器の購入、譲受け、販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

#### 第百七十四条（変更の届出）

法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  高度管理医療機器等の販売業者等及び高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所
* 二  
  許可の別
* 三  
  高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 四  
  営業所の名称
* 五  
  営業所（高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）の構造設備の主要部分

##### ２

法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項及び次項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる高度管理医療機器等の販売業者等の氏名に係る届書  
    
    
  高度管理医療機器等の販売業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第一号に掲げる高度管理医療機器等営業所管理者の氏名に係る届書  
    
    
  新たに高度管理医療機器等営業所管理者になつた者が第百六十二条第一項各号（指定視力補正用レンズ等のみの販売等を実地に管理する者にあつては同項各号又は同条第二項各号、プログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第二項各号及び同条第三項各号）に掲げる者であることを証する書類及び新たに高度管理医療機器等営業所管理者になつた者が高度管理医療機器等の販売業者等以外の者であるときは、雇用契約書の写しその他高度管理医療機器等の販売業者等の新たに高度管理医療機器等営業所管理者となつた者に対する使用関係を証する書類
* 三  
  第一項第三号に掲げる事項に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員となつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

##### ４

高度管理医療機器等の販売業者等が法人である場合であつて、都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

#### 第百七十五条（特定管理医療機器の販売業者等の遵守事項）

特定管理医療機器（専ら家庭において使用される管理医療機器であつて厚生労働大臣の指定するもの以外の管理医療機器をいう。以下同じ。）の販売業者等（法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。以下この条及び第百七十八条第二項において同じ。）は、特定管理医療機器の販売提供等を実地に管理させるために、特定管理医療機器を販売提供等する営業所ごとに、高度管理医療機器等の販売等に関する業務に一年以上若しくは特定管理医療機器（令別表第一機械器具の項第七十三号に掲げる補聴器（以下「補聴器」という。）、同項第七十八号に掲げる家庭用電気治療器（以下「家庭用電気治療器」という。）及びプログラム特定管理医療機器（特定管理医療機器のうちプログラムであるもの及びこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）を除く。）の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「特定管理医療機器営業所管理者」という。）を置かなければならない。  
ただし、次の各号に掲げる営業所にあつては、特定管理医療機器営業所管理者に代え、それぞれ当該各号に掲げる者を置けば足りる。

* 一  
  補聴器のみを販売等する営業所  
    
    
  特定管理医療機器（家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「補聴器営業所管理者」という。）
* 二  
  家庭用電気治療器のみを販売等する営業所  
    
    
  特定管理医療機器（補聴器及びプログラム特定管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「家庭用電気治療器営業所管理者」という。）
* 三  
  プログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
    
    
  別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「プログラム特定管理医療機器営業所管理者」という。）
* 四  
  補聴器及び家庭用電気治療器のみを販売等する営業所  
    
    
  補聴器営業所管理者及び家庭用電気治療器営業所管理者
* 五  
  補聴器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
    
    
  補聴器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者
* 六  
  家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
    
    
  家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者
* 七  
  補聴器、家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
    
    
  補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者

##### ２

特定管理医療機器の販売業者等は、特定管理医療機器営業所管理者、補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者（以下「特定管理医療機器営業所管理者等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させるよう努めなければならない。

##### ３

特定管理医療機器の販売業者等は、医療機器の譲受け及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

##### ４

特定管理医療機器営業所管理者等は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。

##### ５

特定管理医療機器営業所管理者等は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、特定管理医療機器の販売業者等に対し必要な意見を述べなければならない。

#### 第百七十六条（変更の届出）

法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、第百六十三条第一項（第二号における所在地を除く。）に規定する事項とする。

##### ２

法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

#### 第百七十七条（休廃止等の届出書の様式）

管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した営業所を再開した場合における法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

#### 第百七十八条（準用）

高度管理医療機器等の販売業者等については、第二条から第六条まで、第十五条の九及び第十八条の規定を準用する。  
この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第八十九」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十」と、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百六十二条第一項第一号又は第二項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

##### ２

特定管理医療機器の販売業者等については、第十五条の九、第百六十四条から第百六十七条まで及び第百六十九条から第百七十二条までの規定を準用する。  
この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百七十五条第一項各号列記以外の部分、第一号及び第二号に規定する」と、第百六十四条第二項、第百六十六条及び第百六十七条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「特定管理医療機器営業所管理者等」と読み替えるものとする。

##### ３

特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等については、第百六十四条（第二項第一号を除く。）、第百六十五条から第百六十七条まで、第百六十九条から第百七十一条まで及び第百七十五条第三項の規定を準用する。  
この場合において、第百六十四条第二項中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等」と、第百六十六条及び第百六十七条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

#### 第百七十九条（設置管理医療機器等の販売業者等の遵守事項）

設置管理医療機器の販売業者等は、自ら当該設置管理医療機器の設置を行うときは、第百十四条の五十五第二項の規定により交付を受けた設置管理基準書に基づき、適正な方法により設置に係る管理を行わなければならない。

##### ２

設置管理医療機器の販売業者等は、設置管理医療機器の設置を委託するときは、設置に係る管理に関する報告についての条項を含む委託契約を行うとともに、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書を受託者に交付しなければならない。

##### ３

設置管理医療機器の販売業者等は、設置に係る管理の業務を行うために必要な専門的知識及び経験を有する者に、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書に基づき、適正な方法により設置に係る管理の業務を行わせなければならない。

##### ４

設置管理医療機器の販売業者等は、設置管理医療機器の設置を行う者に対し、必要に応じ、設置管理医療機器の品目に応じた設置に係る管理に関する教育訓練を実施しなければならない。

##### ５

設置管理医療機器の販売業者等については、第百十四条の五十五第二項及び第四項から第九項までの規定を準用する。  
この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する第二項又は同条第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する前項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する前項」と、同条第九項中「第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付した」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する第二項及び第四項から前項まで又は第百七十九条第一項から第四項までの規定により設置に係る管理を行い、設置管理基準書を交付し、又は教育訓練を実施した」と読み替えるものとする。

#### 第百八十条（修理業の許可の申請）

法第四十条の二第一項の規定による医療機器の修理業の許可の申請は、様式第九十一による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  事業所の構造設備に関する書類
* 二  
  申請者が法人であるときは、登記事項証明書
* 三  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類
* 四  
  事業所の医療機器修理責任技術者が第百八十八条第一号又は第二号に掲げる者であることを証する書類
* 五  
  申請者以外の者がその事業所の医療機器修理責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器修理責任技術者に対する使用関係を証する書類

##### ３

第一項の申請については、第九条の規定を準用する。  
この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「地方厚生局長又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百八十一条（医療機器の修理区分）

法第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める区分（以下「修理区分」という。）は、特定保守管理医療機器及び特定保守管理医療機器以外の医療機器について、それぞれ別表第二のとおりとする。

#### 第百八十二条（修理業の許可証の様式）

医療機器の修理業の許可証は、様式第九十二によるものとする。

#### 第百八十三条（修理業の許可証の書換え交付の申請）

令第五十五条において準用する令第三十七条の九第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第三によるものとする。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

#### 第百八十四条（修理業の許可証の再交付の申請）

令第五十五条において準用する令第三十七条の十第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第四によるものとする。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

#### 第百八十五条（修理業の許可の更新の申請）

法第四十条の二第三項の医療機器の修理業の許可の更新の申請は、様式第九十三による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

##### ３

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

#### 第百八十六条（修理区分の変更等の申請）

法第四十条の二第五項の医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請は、様式第九十四による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  許可証
* 二  
  変更し、又は追加しようとする修理区分に係る事業所の構造設備に関する書類

#### 第百八十七条（修理業の許可台帳の記載事項）

令第五十五条において準用する令第三十七条の十二に規定する法第四十条の二第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  許可番号及び許可年月日
* 二  
  修理区分
* 三  
  修理業者の氏名及び住所
* 四  
  事業所の名称及び所在地
* 五  
  当該事業所の医療機器修理責任技術者の氏名及び住所

#### 第百八十八条（医療機器修理責任技術者の資格）

法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第三項に規定する医療機器の修理業の医療機器修理責任技術者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

* 一  
  特定保守管理医療機器の修理を行う修理業者  
    
    
  イ又はロのいずれかに該当する者
* 二  
  特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理を行う修理業者  
    
    
  イ又はロのいずれかに該当する者

#### 第百八十九条（医療機器修理責任技術者の意見の尊重）

医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者が法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第四項において準用する法第八条第一項に規定する義務を履行するために必要と認めて述べる意見を尊重しなければならない。

#### 第百九十条（修理、試験等に関する記録）

医療機器の修理業の医療機器修理責任技術者は、修理及び試験に関する記録その他当該事業所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医療機器に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保管しなければならない。

#### 第百九十一条（特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理）

特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書を作成しなければならない。

* 一  
  業務の内容に関する文書
* 二  
  修理手順その他修理の作業について記載した文書

##### ２

特定保守管理医療機器の修理業者は、前項第二号に掲げる文書に基づき、適正な方法により医療機器の修理を行わなければならない。

##### ３

特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に関して苦情があつたときは、その苦情に係る事項が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

* 一  
  苦情に係る事項の原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
* 二  
  当該医療機器に係る苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

##### ４

特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至つた理由が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

* 一  
  回収に至つた原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
* 二  
  回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。
* 三  
  当該医療機器に係る回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

##### ５

特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

* 一  
  作業員に対して、医療機器の修理に係る作業管理及び品質管理に関する教育訓練を実施すること。
* 二  
  教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

##### ６

特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理（軽微なものを除く。次項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。  
ただし、当該医療機器を使用する者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合その他の正当な理由がある場合であつて、修理後速やかに製造販売業者に通知するときは、この限りでない。

##### ７

特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。

##### ８

特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理をしたときは、自らの氏名及び住所を当該医療機器又はその直接の容器若しくは被包に記載しなければならない。

##### ９

特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理を依頼した者に対し、修理の内容を文書により通知しなければならない。

##### １０

前項に規定する文書による通知については、第百十四条の五十五第四項から第八項までの規定を準用する。  
この場合において、これらの規定中「設置管理医療機器の製造販売業者」とあるのは「特定保守管理医療機器の修理業者」と、同条第四項中「これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）」とあるのは「修理を依頼した者」と、「設置管理基準書に記載すべき事項」とあるのは「第百九十一条第九項に規定する修理の内容」と、「受託者等の」とあるのは「修理を依頼した者の」と、同条第五項及び第六項中「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第七項中「設置管理基準書に記載すべき事項」とあるのは「第百九十一条第九項に規定する修理の内容」と、「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第五項及び第八項中「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と読み替えるものとする。

##### １１

特定保守管理医療機器の修理業者は、その修理した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知つた場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

#### 第百九十二条（特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理）

特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者については、前条第三項（第二号を除く。）、第四項（第三号を除く。）、第六項から第八項まで及び第十一項の規定を準用する。

#### 第百九十三条（設置管理医療機器の修理業者の遵守事項）

設置管理医療機器の修理業者については、第百十四条の五十五第二項及び第四項から第九項までの規定並びに第百七十九条第一項から第四項までの規定を準用する。  
この場合において、第百十四条の五十五第四項中「前二項」とあるのは「第百九十三条において準用する第二項又は第百七十九条第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第百九十三条において準用する前項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百九十三条において準用する前項」と、同条第九項中「第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付した」とあるのは「第百九十三条において準用する第二項及び第四項から前項まで又は第百七十九条第一項から第四項までの規定により設置管理基準書を交付し、設置に係る管理を行い、又は教育訓練を実施した」と読み替えるものとする。

#### 第百九十四条（医療機器修理責任技術者の継続的研修）

医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させなければならない。

#### 第百九十四条の二（準用）

医療機器の修理業者については、第三条、第十五条の九及び第十八条の規定を準用する。  
この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百八十八条第一号イ又は第二号イに規定する」と読み替えるものとする。

#### 第百九十五条（医療機器修理責任技術者等の変更の届出）

法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  修理業者又は医療機器修理責任技術者の氏名又は住所
* 二  
  修理業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名
* 三  
  事業所の名称
* 四  
  事業所の構造設備の主要部分
* 五  
  修理業者が他の区分の修理業の許可を受け、又はその事業所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号

##### ２

前項の届出は、様式第六による届書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  第一項第一号に掲げる修理業者の氏名に係る届書  
    
    
  修理業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（修理業者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  第一項第一号に掲げる医療機器修理責任技術者の氏名に係る届書（新たに医療機器修理責任技術者となつた者が修理業者である場合を除く。）  
    
    
  雇用契約書の写しその他修理業者の新たに医療機器修理責任技術者となつた者に対する使用関係を証する書類
* 三  
  第一項第二号に掲げる役員に係る届書  
    
    
  新たに役員となつた者が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類

#### 第百九十六条（医療機器の修理業の特例の適用を受けない製造）

令第五十六条に規定する厚生労働省令で定める製造は、医療機器の製造工程のうち設計又は最終製品の保管のみを行うものとする。

#### 第百九十六条の二（再生医療等製品の販売業の許可の申請）

再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者は、様式第九十四の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

* 一  
  営業所の平面図
* 二  
  法人にあつては、登記事項証明書
* 三  
  申請者以外の者がその再生医療等製品営業所管理者である場合にあつては、当該再生医療等製品営業所管理者の雇用契約書の写しその他申請者の当該再生医療等製品営業所管理者に対する使用関係を証する書類
* 四  
  申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

##### ３

第一項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第八項並びに第九条の規定を準用する。  
この場合において、第一条第七項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「第五項第九号」とあるのは「第百九十六条の二第二項第四号」と、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第百九十六条の三（再生医療等製品の販売業における販売等の相手方）

法第四十条の五第五項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

* 一  
  国、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
* 二  
  研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行うに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの
* 三  
  医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者であつて製造を行うに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの
* 四  
  前三号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

#### 第百九十六条の四（再生医療等製品営業所管理者の基準）

再生医療等製品営業所管理者に係る法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

* 一  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者
* 二  
  旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する科目を修得した後、再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者
* 三  
  再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者
* 四  
  都道府県知事が第一号から前号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

#### 第百九十六条の五（準用）

再生医療等製品の販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。  
この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

#### 第百九十六条の六（再生医療等製品の販売業者の遵守事項）

法第四十条の七において準用する法第九条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等製品の販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百九十六条の十一までに定めるものとする。

#### 第百九十六条の七（試験検査の実施方法）

再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品営業所管理者が再生医療等製品の適切な管理のために必要と認める再生医療等製品の試験検査を、再生医療等製品営業所管理者に行わせなければならない。  
ただし、当該再生医療等製品の営業所の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると再生医療等製品営業所管理者が認めた場合には、再生医療等製品の販売業者は、当該販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

##### ２

再生医療等製品の販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、再生医療等製品営業所管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

#### 第百九十六条の八（再生医療等製品の適正管理の確保）

再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品の販売又は授与の業務に係る適正な管理（以下「再生医療等製品の適正管理」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

##### ２

前項に掲げる再生医療等製品の販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

* 一  
  従事者から再生医療等製品の販売業者への事故報告の体制の整備
* 二  
  再生医療等製品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
* 三  
  再生医療等製品の適正管理のために必要となる情報の収集その他再生医療等製品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

#### 第百九十六条の九（再生医療等製品の営業所の管理に関する帳簿）

再生医療等製品の販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

##### ２

再生医療等製品営業所管理者は、試験検査、不良品の処理その他営業所の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

##### ３

再生医療等製品の販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百九十六条の十（再生医療等製品の購入等に関する記録）

再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
* 四  
  購入者等の氏名

##### ２

再生医療等製品の販売業者は、前項の書面を、記載の日から三年間、保存しなければならない。

#### 第百九十六条の十一（業務経験の証明）

再生医療等製品の販売業者は、その営業所において第百九十六条の四第二号又は第三号に規定する業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ２

前項の場合において、再生医療等製品の販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

#### 第百九十六条の十二（変更の届出）

法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品の販売業者の氏名（当該販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
* 二  
  営業所の名称
* 三  
  営業所の構造設備の主要部分
* 四  
  再生医療等製品営業所管理者の氏名又は住所

##### ２

法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、「管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「再生医療等製品営業所管理者」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とあるのは「第百九十六条の十二第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

#### 第百九十六条の十三（休廃止等の届書の様式）

再生医療等製品の販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した再生医療等製品の販売業の営業所を再開した場合における法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

## 第六章　医薬品等の検定

#### 第百九十七条（医薬品の検定の申請及び検定機関）

法第四十三条第一項の医薬品の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の医薬品ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該医薬品を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。  
ただし、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された同一の一般的名称の医薬品であつて、容量のみが異なるものについて同時に検定の申請を行う場合は、一の検定申請書において行うことができる。

##### ２

前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

* 一  
  生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定製剤」という。）の検定の申請（当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。）  
    
    
  次のイ及びロに掲げる書類
* 二  
  前号に掲げる検定の申請以外の検定の申請  
    
    
  自家試験の記録を記載した書類

##### ３

前項の規定にかかわらず、同項第一号ロの承認書については、前回の検定の際に既に都道府県知事に提出されている当該承認書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

##### ４

令第五十八条の検定機関は、生物学的製剤又は抗菌性物質製剤である医薬品については国立感染症研究所、その他の医薬品については国立医薬品食品衛生研究所とする。

##### ５

令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第九項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項において準用する法第十四条第九項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者とする。

##### ６

第一項の申請書には、令第五十八条の厚生労働大臣の定める手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

#### 第百九十七条の二（製造・試験記録等要約書）

製造・試験記録等要約書には、当該品目に係る法第十四条又は第十九条の二の承認の内容に応じて、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

* 一  
  製品の名称
* 二  
  承認番号
* 三  
  製造所の名称及び所在地
* 四  
  製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の名称及び所在地
* 五  
  製造年月日及び製造量
* 六  
  製造番号又は製造記号
* 七  
  原材料（シード及びセルバンクを含む。）に関する情報
* 八  
  使用した中間体及び原液等の名称及び構成
* 九  
  製造工程及び品質管理試験の記録
* 十  
  その他厚生労働大臣が定める事項

#### 第百九十七条の三（製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更）

製造・試験記録等要約書の様式は、製造販売業者（選任外国製造医薬品等製造販売業者を含む。第百九十七条の七から第百九十七条の十までにおいて同じ。）の申請に基づき、品目ごとに、国立感染症研究所が作成し、又は変更するものとする。

#### 第百九十七条の四（製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請）

製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。  
指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第九項の承認を受けた場合においても、同様とする。

##### ２

前項の申請は、様式第九十五の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

* 一  
  当該品目に係る承認書の写し
* 二  
  当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案
* 三  
  その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料

##### ３

指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第一項の承認を受ける前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請することができる。

##### ４

前項の申請は、様式第九十五の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

* 一  
  当該品目の法第十四条第一項の承認に係る申請書の写し
* 二  
  当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案
* 三  
  その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料

##### ５

第三項の規定による申請を行つた製造販売業者は、当該品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。

##### ６

第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第一項の承認を受けられなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

#### 第百九十七条の五（製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請）

製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をしなければならない。

* 一  
  当該品目について法第十四条第九項の承認を受けた場合
* 二  
  当該品目について法第十四条第十項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合
* 三  
  その他製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

##### ２

前項の申請は、様式第九十五の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。  
ただし、前項第三号に掲げる場合に係る申請においては、第一号に掲げる資料は、当該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。

* 一  
  当該品目に係る承認書の写し
* 二  
  当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案（変更の必要がないときは、その旨）
* 三  
  その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料

##### ３

指定製剤に該当する品目について法第十四条第九項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第九項の承認を受ける前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をすることができる。

##### ４

前項の申請は、様式第九十五の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。  
ただし、第一号に掲げる資料は、当該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。

* 一  
  当該品目の承認書及び法第十四条第九項の承認に係る申請書の写し
* 二  
  当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案（変更の必要がないときは、その旨）
* 三  
  その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料

##### ５

第三項の規定による申請を行つた製造販売業者は、当該品目について法第十四条第九項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。

##### ６

第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第九項の承認を受けられなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

#### 第百九十七条の六

第百九十七条の四第一項及び第二項の規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた場合について準用する。  
この場合において、第百九十七条の四第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、「法第十四条第一項」とあるのは「当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が同項」と、「同条第九項」とあるのは「同条第五項において準用する法第十四条第九項」と読み替えるものとする。

##### ２

第百九十七条の四第三項から第六項までの規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が指定製剤に該当する品目について同項の承認の申請を行つた場合について準用する。  
この場合において、第百九十七条の四第三項中「第十四条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項」と、「製造販売業者」とあるのは「同項に規定する者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「第十四条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項」と、同条第五項中「製造販売業者は、」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者は、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が」と、「法第十四条第一項」とあるのは「同項」と、同条第六項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者」と、「法第十四条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

##### ３

第百九十七条の五第一項及び第二項の規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項の承認を受けた場合について準用する。  
この場合において、第百九十七条の五第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同項第一号中「第十四条第九項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項」と、同項第二号中「第十四条第十項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十項」と読み替えるものとする。

##### ４

第百九十七条の五第三項から第六項までの規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項の承認の申請を行つた場合について準用する。  
この場合において、第百九十七条の五第三項中「第十四条第九項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項」と、「製造販売業者」とあるのは「外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「第十四条第九項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項」と、同条第五項中「製造販売業者は、」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者は、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者が」と、「第十四条第九項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項」と、同条第六項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者」と、「第十四条第九項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第九項」と読み替えるものとする。

#### 第百九十七条の七（資料の提出）

国立感染症研究所は、第百九十七条の三の申請を行つた製造販売業者又は法第八十条の六第一項に規定する原薬等を製造する者に対して、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更のために必要な資料の提出を求めることができる。

#### 第百九十七条の八（国立感染症研究所と製造販売業者との協議）

国立感染症研究所は、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更に当たつては、必要に応じ、第百九十七条の三の申請を行つた製造販売業者と協議するものとする。

#### 第百九十七条の九（国立感染症研究所による様式の変更）

国立感染症研究所は、第百九十七条の三の規定にかかわらず、作成した製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となつたと認める場合は、当該様式に係る製造販売業者と協議の上、当該様式を変更することができる。

#### 第百九十七条の十（製造販売業者への通知）

国立感染症研究所は、製造・試験記録等要約書の様式を作成又は変更したときは、当該作成又は変更の申請を行つた製造販売業者（前条の規定による変更の場合にあつては、当該様式に係る申請を行つた製造販売業者）に通知するものとする。

#### 第百九十七条の十一（再生医療等製品の検定の申請及び検定機関）

法第四十三条第一項の再生医療等製品の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の再生医療等製品ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該再生医療等製品を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、自家試験の記録を記載した書類を添えなければならない。

##### ３

令第五十八条の検定機関は、再生医療等製品については、国立医薬品食品衛生研究所とする。

##### ４

令第五十八条の出願者は、再生医療等製品については、当該品目に係る法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項の承認を取得している製造販売業者又は法第二十三条の三十七第一項若しくは同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項の承認を取得している外国製造再生医療等製品特例承認取得者に係る選任外国製造再生医療等製品製造販売業者とする。

##### ５

第一項の申請については、第百九十七条第六項の規定を準用する。

#### 第百九十七条の十二（医療機器の検定の申請及び検定機関）

法第四十三条第二項の規定による医療機器の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の医療機器ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該医療機器を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、自家試験の記録を記載した書類を添えなければならない。

##### ３

令第五十八条の検定機関は、医療機器については、国立医薬品食品衛生研究所とする。

##### ４

令第五十八条の出願者は、医療機器については、当該品目に係る法第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項の承認若しくは基準適合性認証を取得している製造販売業者又は法第二十三条の二の十七第一項若しくは同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項の承認を取得している外国製造医療機器等特例承認取得者に係る選任外国製造医療機器等製造販売業者若しくは基準適合性認証を取得している外国指定高度管理医療機器製造等事業者（以下「外国製造医療機器等特例認証取得者」という。）に係る選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者とする。

##### ５

第一項の申請については、第百九十七条第六項の規定を準用する。

#### 第百九十八条（収納及び表示）

令第五十八条に規定する出願者は、検定を受けようとするときは、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を販売又は授与（医療機器にあつては、販売、授与又は貸与）の用に供する容器又は被包に入れ、これを封印するのに適当な箱その他の容器に収め、その容器に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

* 一  
  医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称
* 二  
  製造番号又は製造記号
* 三  
  製造年月日
* 四  
  数量

##### ２

出願者は、生物学的製剤である医薬品について検定を受けようとするときは、令第五十九条の規定により試験品を採取する薬事監視員の立会いのもとで、当該医薬品について前項に規定する措置を講じなければならない。

##### ３

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合における最終段階の検定以外の検定に関しては、前二項の規定は、適用しない。

#### 第百九十九条（試験品の採取等）

薬事監視員は、令第五十九条の規定により試験品を採取するときは、厚生労働大臣の定める数量の試験品を採取して適当な容器に収め、封印し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

* 一  
  出願者の氏名
* 二  
  医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称
* 三  
  製造番号又は製造記号
* 四  
  製造年月日
* 五  
  採取量

##### ２

前項の場合において、試験品を前条第一項の規定により収納された箱その他の容器から採取したときは、その箱その他の容器に封印しなければならない。

##### ３

次に掲げる場合でなければ、前項の試験品を採取した箱その他の容器の封印を解いてはならない。

* 一  
  薬事監視員が次に掲げる場合に該当する場合に解く場合
* 二  
  検定に不合格の通知を受けた後、出願者が解く場合

#### 第二百条（検定合格証明書）

令第六十条第一項に規定する検定合格証明書は、様式第九十六によるものとする。

#### 第二百一条（出願者による表示等）

出願者は、検定に合格した医薬品、医療機器又は再生医療等製品を収めた容器又は被包の見やすい場所に、次項の表示を付さなければならない。

##### ２

令第六十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、検定に合格した旨及び検定の合格年月日とする。

##### ３

令第六十一条第二項の規定による確認は、同条第一項の規定による表示が付されている医薬品、医療機器又は再生医療等製品の数量及び当該数量が適正であることを示すために必要な資料を確認することにより行うものとする。

#### 第二百二条（検定記録表）

出願者は、検定を受けた医薬品、医療機器又は再生医療等製品について様式第九十七による検定記録表を作成しておかなければならない。

#### 第二百三条（検定の特例）

医薬品又は再生医療等製品の製造業者は、法第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、その製造し、又は輸入した医薬品又は再生医療等製品を、医薬品又は再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

##### ２

医療機器の製造業者は、法第四十三条第二項本文の規定にかかわらず、その製造し、又は輸入した医療機器を、医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

##### ３

前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、法第四十三条第一項又は第二項の規定による検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定にかかわらず、販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

## 第七章　医薬品等の取扱い

#### 第二百四条（毒薬及び劇薬の範囲）

法第四十四条第一項及び第二項に規定する毒薬及び劇薬は、別表第三のとおりとする。

#### 第二百五条（毒薬又は劇薬の譲渡手続に係る文書）

法第四十六条第一項の規定により作成する文書は、譲受人の署名又は記名押印のある文書とする。

#### 第二百六条（情報通信の技術を利用する方法）

法第四十六条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

* 一  
  電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
* 二  
  磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

* 一  
  薬局開設者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであること。
* 二  
  ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、薬局開設者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第二百七条

法第四十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。

#### 第二百八条

令第六十三条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  第二百六条第一項各号に規定する方法のうち薬局開設者等が使用するもの
* 二  
  ファイルへの記録の方式

#### 第二百九条（処方箋医薬品の譲渡に関する帳簿）

法第四十九条第二項の規定により、同条第一項に規定する医薬品の販売又は授与に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  品名
* 二  
  数量
* 三  
  販売又は授与の年月日
* 四  
  処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名及びその者の住所又はその者の勤務する病院若しくは診療所若しくは家畜診療施設の名称及び所在地
* 五  
  購入者又は譲受人の氏名及び住所

#### 第二百九条の二（要指導医薬品の表示）

法第五十条第六号の厚生労働省令で定める事項は、「要指導医薬品」の文字とする。

##### ２

前項の文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。  
ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明瞭に判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができる。

##### ３

第一項の文字については、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。  
ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りではない。

#### 第二百九条の三（法第三十六条の七第一項に規定する区分ごとの表示）

法第五十条第七号の厚生労働省令で定める事項については、次の表の上欄に掲げる法第三十六条の七第一項に規定する区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の表の下欄に掲げる字句の記載については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、同条第三項中「第一項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、「文字を」とあるのは「文字及び数字を」と読み替えるものとする。

#### 第二百十条（医薬品の直接の容器等の記載事項）

法第五十条第十五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  専ら他の医薬品の製造の用に供されることを目的として医薬品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される医薬品（以下「製造専用医薬品」という。）にあつては、「製造専用」の文字
* 二  
  法第十九条の二第一項の承認を受けた医薬品にあつては、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所
* 三  
  法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた体外診断用医薬品にあつては、外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 四  
  基準適合性認証を受けた指定高度管理医療機器等（体外診断用医薬品に限る。）であつて本邦に輸出されるものにあつては、外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 五  
  法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するもの以外の一般用医薬品にあつては、「店舗専用」の文字
* 六  
  指定第二類医薬品にあつては、枠の中に「２」の数字
* 七  
  分割販売される医薬品にあつては、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地

#### 第二百十一条（医薬品に関する表示の特例）

次に掲げる医薬品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第五十条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

* 一  
  二ミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた医薬品
* 二  
  二ミリリットルを超え十ミリリットル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められた医薬品

##### ２

その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた医薬品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。

#### 第二百十二条

内容量を個数で表示することのできる医薬品であつて、その内容量が六個以下であり、かつ、包装を開かないで容易にこれを知ることができるものは、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号に規定する内容量が記載されていることを要しない。

#### 第二百十三条（都道府県知事が行う製造販売業の許可に係る医薬品に関する表示の特例）

令第八十条の規定により都道府県知事が法第十二条第一項又は第二十三条の二第一項の製造販売業の許可の権限に属する事務を行うこととされている場合における法第五十条第一号の規定の適用については、同号中「住所」とあるのは、「医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」とする。

##### ２

前項の場合における第二百十条第二号から第四号まで、第二百十一条第一項、第二百十五条及び第二百十六条第一項の規定の適用については、第二百十条第二号中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十条第三号及び第四号中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十一条第一項の表中「名称及び住所」とあるのは「名称及び医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十五条第一項の表法第五十条第一号の項中欄中「製造販売業者の住所」とあり、及び同項下欄中「製造販売業者の住所地」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」とする。

#### 第二百十四条（製造専用医薬品に関する表示の特例）

製造専用医薬品について法第五十条第一号の規定を適用する場合においては、同号中「製造販売業者」とあるのは、「製造業者」とする。

##### ２

製造専用医薬品については、法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項並びに第五十二条の二の規定は、適用しない。

#### 第二百十五条（体外診断用医薬品に関する表示の特例）

体外診断用医薬品については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

##### ２

体外診断用医薬品であつて、その外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記載のあるものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載（前項の規定により、同項の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略したものを含む。）は、当該事項が当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ次の表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

#### 第二百十六条（調剤専用医薬品に関する表示の特例）

薬局において調剤の用に供するため当該薬局の開設者に、薬局開設者又は卸売販売業者が、その直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売する医薬品であつて、当該分割販売される医薬品の直接の容器又は直接の被包に次に掲げる事項の記載のあるものについては、当該医薬品の販売時において当該医薬品の分割販売の相手方たる薬局開設者が当該医薬品に関する次の表の上欄に掲げる法の規定による同表の中欄に掲げる事項が記載された文書又は容器若しくは被包を所持している場合に限り、同表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

* 一  
  「調剤専用」の文字
* 二  
  第二百十条第七号に掲げる事項

##### ２

前項の規定により、同項に掲げる医薬品について同項の表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は省略することができる場合において、薬局開設者が所持している同項に規定する文書又は容器若しくは被包に当該医薬品に関する法第五十二条各号に規定する事項が記載されているときは、当該医薬品については同条の規定は適用しない。

#### 第二百十六条の二（区分等表示変更医薬品に関する表示）

法第五十条に規定する直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（第二百九条の二、第二百九条の三及び第二百十条第六号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）について、その区分等表示を変更する必要があるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品であつて、変更前に製造販売されたもの（以下「区分等表示変更医薬品」という。）については、厚生労働大臣が指定する期間内は、当該変更後の区分等表示が記載されていることを要しない。

##### ２

区分等表示変更医薬品については、その外部の容器又は外部の被包に区分等表示が記載されている場合には、当該区分等表示変更医薬品の直接の容器又は直接の被包に区分等表示が記載されていることを要しない。

#### 第二百十六条の三（添付文書等記載事項の提供）

製造販売業者は、法第五十二条第二項第一号の規定により、添付文書等記載事項について、情報通信の技術を利用する方法で提供するときは、次に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  当該体外診断用医薬品に添付する文書又はその容器若しくは被包（以下「添付文書等」という。）に、添付文書等記載事項が掲載されているホームページの閲覧その他情報通信の技術を利用した添付文書等記載事項の入手方法を記載すること。
* 二  
  当該体外診断用医薬品を使用する薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは卸売販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者から添付文書等記載事項が記載された文書の提供を求められた場合に、速やかに提供を行うこと。
* 三  
  添付文書等記載事項の変更を行つた場合は、前号の者に対して、速やかにその旨を情報提供すること。

#### 第二百十六条の四（情報通信の技術を利用する方法）

法第五十二条第二項第一号の厚生労働省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

#### 第二百十六条の五（添付文書等記載事項の省略の承諾）

法第五十二条第二項第二号の体外診断用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の承諾は、当該体外診断用医薬品を販売し、又は授与しようとする者が、あらかじめ、書面又は電磁的方法により得なければならないものとする。

#### 第二百十六条の六（添付文書等届出事項）

法第五十二条の二第一項の規定により、同条第一項に規定する医薬品の製造販売業者は、当該医薬品の添付文書等記載事項のうち、次に掲げるものを、書面又は電磁的方法により、厚生労働大臣に届け出るものとする。

* 一  
  当該医薬品の名称
* 二  
  当該医薬品に係る使用及び取扱い上の必要な注意

##### ２

法第五十二条の三第二項の規定により機構に法第五十二条の二第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百十六条の七（情報通信の技術を利用する方法）

法第五十二条の二第二項の厚生労働省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

#### 第二百十六条の八（添付文書等記載事項の届出の受理に係る通知）

法第五十二条の三第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う添付文書等記載事項の届出の受理に係る通知は、様式第九十七の二による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百十七条（添付文書等の記載）

法の規定により医薬品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、特に明瞭に記載されていなければならない。

##### ２

日本薬局方に収められている医薬品であつて、添付文書等に日本薬局方で定められた名称と異なる名称が記載されているものについては、日本薬局方で定められた名称は、少なくとも他の名称と同等程度に明瞭に記載されていなければならない。

#### 第二百十八条（邦文記載）

法第五十条から第五十二条までに規定する事項の記載は、邦文でされていなければならない。

#### 第二百十八条の二（販売、授与等の禁止の特例）

製造販売業者が、その製造販売する医薬品の添付文書等記載事項を変更した場合には、当該変更の際現に変更前の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用されている医薬品であつて、当該変更前に既に製造販売されているものについては、法第五十二条第一項の規定にかかわらず、変更後の添付文書等記載事項が添付文書等に記載されていることを要しない。

##### ２

製造販売業者が、その製造販売する医薬品の添付文書等記載事項を変更した場合には、当該変更の際現に変更前の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用されている医薬品（前項に規定するものを除く。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、法第五十二条第一項の規定にかかわらず、変更後の添付文書等記載事項が添付文書等に記載されていることを要しない。

* 一  
  当該医薬品が、当該変更の日から起算して六月（法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の医薬品の添付文書等記載事項が変更された場合であつて、変更後の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用された製品を速やかに製造販売することができない場合にあつては、一年）以内に製造販売されるものであること。
* 二  
  機構のホームページに変更後の添付文書等記載事項が掲載されていること。
* 三  
  当該医薬品の製造販売業者が、当該医薬品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、添付文書等記載事項を変更した旨を速やかに情報提供すること。

##### ３

前項の場合であつても、当該医薬品の製造販売業者は、変更後の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用された医薬品を、できるだけ速やかに製造販売しなければならない。

#### 第二百十八条の三（要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列）

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項の規定により、要指導医薬品及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

* 一  
  要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。  
  ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
* 二  
  要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

#### 第二百十八条の四（一般用医薬品の陳列）

薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第三項の規定により、一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

* 一  
  第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。  
  ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
* 二  
  指定第二類医薬品を陳列する場合には、薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号又は第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備から七メートル以内の範囲に陳列すること。  
  ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。
* 三  
  第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列すること。

##### ２

配置販売業者は、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように配置しなければならない。

#### 第二百十九条（封）

法第五十八条に規定する封は、封を開かなければ医薬品を取り出すことができず、かつ、その封を開いた後には、容易に原状に復することができないように施さなければならない。

#### 第二百十九条の二（法第五十九条第三号に規定する医薬部外品の表示）

法第五十九条第三号の厚生労働省令で定める文字は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項に掲げる字句が記載されている場合には、法第五十九条第二号に規定する「医薬部外品」の文字が記載されているものとする。

#### 第二百二十条（医薬部外品の直接の容器等の記載事項）

法第五十九条第十二号の規定により医薬部外品（法第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。）の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項は、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所とする。

#### 第二百二十条の二（医薬部外品に関する表示の特例）

法第五十九条第八号に掲げる事項が次の各号のいずれかのものに記載されている医薬部外品（人体に直接使用されないものを除く。）については、直接の容器又は直接の被包への当該事項の記載を省略することができる。

* 一  
  外部の容器又は外部の被包
* 二  
  直接の容器又は直接の被包に固着したタツグ又はデイスプレイカード
* 三  
  前二号に掲げるもののいずれをも有しない小容器の見本品にあつては、これに添付する文書

#### 第二百二十条の三（準用）

医薬部外品については、第二百十一条から第二百十三条（第二項を除く。）まで、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）の規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第二百二十一条（化粧品の直接の容器等の記載事項）

法第六十一条第七号の規定により化粧品（法第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。）の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項は、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所とする。

#### 第二百二十一条の二（化粧品に関する表示の特例）

法第六十一条第四号に掲げる事項が次の各号のいずれかのものに記載されている化粧品については、直接の容器又は直接の被包への当該事項の記載を省略することができる。

* 一  
  外部の容器又は外部の被包
* 二  
  直接の容器又は直接の被包に固着したタツグ又はデイスプレイカード
* 三  
  内容量が五十グラム又は五十ミリリツトル以下の直接の容器又は直接の被包に収められた化粧品及び前二号に掲げるもののいずれをも有しない小容器の見本品にあつては、これに添付する文書
* 四  
  外部の容器又は外部の被包を有する化粧品のうち内容量が十グラム又は十ミリリツトル以下の直接の容器若しくは直接の被包に収められた化粧品にあつては、外部の容器若しくは外部の被包に添付する文書又は直接の容器若しくは直接の被包に添付する文書及びデイスプレイカード

#### 第二百二十一条の三（準用）

化粧品については、第二百十一条、第二百十三条（第二項を除く。）、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）の規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第二百二十二条（医療機器の直接の容器等の記載事項）

法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の別
* 二  
  法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた医療機器にあつては、外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 三  
  法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けた指定高度管理医療機器等（体外診断用医薬品を除く。）であつて本邦に輸出されるものにあつては、外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
* 四  
  特定保守管理医療機器にあつては、その旨
* 五  
  単回使用の医療機器にあつては、その旨

#### 第二百二十三条（歯科用金属の表示）

法第六十三条第一項第八号の規定により歯科用金属又はその直接の容器若しくは直接の被包に記載されていなければならない事項は、前条に規定するもののほか、当該歯科用金属を組成する成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量とする。  
ただし、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミン以外の成分にあつては、その重量百分率による数値が五以下であるときに限り、その記載を要しない。

##### ２

前項の規定による分量の記載は、重量百分率によるものとし、その数値は、地金及び水銀にあつては小数点以下第一位の数値、合金にあつては整数をもつて足りるものとする。

#### 第二百二十四条（医療機器に関する表示の特例）

別表第四に掲げる医療機器については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代えることができる。

##### ２

その直接の容器又は直接の被包の面積が著しく狭いため第二百二十二条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができない医療機器については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医療機器の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代えることができる。

##### ３

その構造及び性状により法第六十三条第二項に規定する事項を記載することが著しく困難である特定保守管理医療機器については、当該事項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。

##### ４

医療機器プログラムを記録した記録媒体については、法第六十三条第一項各号に掲げる事項を当該記録媒体又は当該記録媒体の直接の容器若しくは被包に記載するほか、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該事項を記録した電磁的記録を記録し、又は当該記録媒体とともに当該電磁的記録を提供しなければならない。

##### ５

電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムについては、法第六十三条第一項各号に掲げる事項の記載は、次に掲げるところにより当該事項の情報が当該医療機器プログラムを使用する者に対して提供されることをもつてこれに代えることができる。

* 一  
  当該医療機器プログラムの販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が電気通信回線を通じて当該医療機器プログラムの提供を受ける前に、当該事項の情報を提供すること。
* 二  
  当該医療機器プログラムの製造販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該事項を記録した電磁的記録を当該医療機器プログラムとともに提供すること。

#### 第二百二十五条（プログラム医療機器に関する添付文書等記載事項の特例）

プログラム医療機器（医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下この条において同じ。）であつて、添付文書等記載事項が当該プログラム医療機器を使用する者が容易に閲覧できる電磁的記録をもつて添付されているものについては、法第六十三条の二第一項の規定にかかわらず、添付文書等記載事項がその添付文書等に記載されていることを要しない。

#### 第二百二十六条（特定保守管理医療機器に関する添付文書等記載事項の特例）

特定保守管理医療機器については、その添付文書等に、保守点検に関する事項が記載されていなければならない。

#### 第二百二十七条（添付文書等記載事項の提供）

製造販売業者は、法第六十三条の二第二項第一号の規定により、添付文書等記載事項について、情報通信の技術を利用する方法により提供するときは、次に掲げるところにより行わなければならない。

* 一  
  当該医療機器の添付文書等に、添付文書等記載事項が掲載されているホームページの閲覧その他情報通信の技術を利用した添付文書等記載事項の入手方法を記載すること。
* 二  
  当該医療機器を使用する病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者若しくは貸与業者又は医師、歯科医師、獣医師その他の医薬関係者から添付文書等記載事項が記載された文書の提供を求められた場合に、速やかに提供を行うこと。
* 三  
  添付文書等記載事項の変更を行つた場合は、前号の者に対して、速やかにその旨を情報提供すること。

#### 第二百二十七条の二（情報通信の技術を利用する方法）

法第六十三条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める情報通信技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

#### 第二百二十七条の三（添付文書等記載事項の省略の承諾）

法第六十三条の二第二項第二号の医療機器を購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は電気通信回線を通じて提供を受けようとする者の承諾は、当該医療機器を販売し、貸与し、若しくは授与し、又は電気通信回線を通じて提供しようとする者が、あらかじめ、書面又は電磁的方法により得なければならないものとする。

#### 第二百二十七条の四（添付文書等届出事項）

法第六十三条の三第一項の規定により、同条第一項に規定する医療機器の製造販売業者は、当該医療機器の添付文書等記載事項のうち、次に掲げるものを、書面又は電磁的方法により、厚生労働大臣に届け出るものとする。

* 一  
  当該医療機器の名称
* 二  
  当該医療機器に係る使用及び取扱い上の必要な注意

##### ２

法第六十四条において準用する第五十二条の三第二項の規定により機構に法第六十三条の三第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百二十七条の五（情報通信の技術を利用する方法）

法第六十三条の三第二項の厚生労働省令で定める情報通信技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

#### 第二百二十八条（準用）

医療機器については、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二の規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第二百二十八条の二（再生医療等製品の表示）

法第六十五条の二第四号の厚生労働省令で定める表示は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品（指定再生医療等製品を除く。）にあつては、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「再生等」の文字
* 二  
  指定再生医療等製品にあつては、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「指定再生等」の文字

#### 第二百二十八条の三（条件及び期限付承認の表示）

法第六十五条の二第五号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「条件・期限付」の文字とする。

#### 第二百二十八条の四（再生医療等製品の直接の容器等の記載事項）

法第六十五条の二第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  法第二十三条の三十七第一項の承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名及び住所
* 二  
  人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血液を原材料（製造に使用する原料又は材料（製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。）の由来となるものをいう。以下同じ。）として製造される指定再生医療等製品にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別（原材料である血液の由来が再生医療等製品を使用される者のみである場合を除く。）
* 三  
  再生医療等製品の原料となる細胞を提供した者の氏名その他の適切な識別表示（当該再生医療等製品がその原料となる細胞を提供した者に使用される場合に限る。）

#### 第二百二十八条の五（再生医療等製品に関する表示の特例）

次に掲げる再生医療等製品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第六十五条の二各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該再生医療等製品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

* 一  
  二ミリリツトル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品
* 二  
  二ミリリツトルを超え十ミリリツトル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められた再生医療等製品

##### ２

その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の直接の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。

#### 第二百二十八条の六（再生医療等製品の添付文書等の記載事項）

法第六十五条の三第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  遺伝子組換え技術を応用して製造される場合にあつては、その旨
* 二  
  当該再生医療等製品の原料又は材料のうち、人その他の生物（植物を除く。以下同じ。）に由来する成分の名称
* 三  
  当該再生医療等製品の原材料である人その他の生物の部位等の名称（当該人その他の生物の名称を含む。）
* 四  
  その他当該再生医療等製品を適正に使用するために必要な事項

##### ２

指定再生医療等製品にあつては、その添付文書等に、前項に掲げる事項のほか、原材料に由来する感染症を完全に排除することはできない旨が記載されていなければならない。

#### 第二百二十八条の七（添付文書等届出事項）

法第六十五条の四第一項の規定により、再生医療等製品の製造販売業者は、当該再生医療等製品の添付文書等記載事項のうち、次に掲げるものを、書面又は電磁的方法により、厚生労働大臣に届け出るものとする。

* 一  
  当該再生医療等製品の名称
* 二  
  当該再生医療等製品に係る使用及び取扱い上の必要な注意

##### ２

法第六十五条の五において準用する第五十二条の三第二項の規定により機構に法第六十五条の四第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百二十八条の八（情報通信の技術を利用する方法）

法第六十五条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

#### 第二百二十八条の九（準用）

再生医療等製品については、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二の規定を準用する。

##### ２

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 第八章　医薬品等の広告

#### 第二百二十八条の十

法第六十七条第一項の規定により指定する医薬品又は再生医療等製品は、別表第五のとおりとする。

##### ２

前項に規定する医薬品又は再生医療等製品の令第六十四条に規定する特殊疾病に関する広告は、医事又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合その他主として医薬関係者を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

## 第九章　医薬品等の安全対策

#### 第二百二十八条の十一（特定医療機器の記録に関する事項）

法第六十八条の五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  特定医療機器利用者の氏名、住所、生年月日及び性別
* 二  
  特定医療機器の名称及び製造番号若しくは製造記号又はこれに代わるもの
* 三  
  特定医療機器の植込みを行つた年月日
* 四  
  植込みを行つた医療機関の名称及び所在地
* 五  
  その他特定医療機器に係る保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項

#### 第二百二十八条の十二（記録等の事務の委託）

法第六十八条の五第四項の厚生労働省令で定める基準は、本邦内において特定医療機器の一の品目の全てを取り扱う販売業者若しくは貸与業者又は製造販売業者（当該品目について法第二十三条の二の五第一項の承認を受けた者を除く。）であることとする。

##### ２

法第六十八条の五第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  特定医療機器承認取得者等及び記録等の事務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  当該特定医療機器の名称、承認番号及び承認年月日

##### ３

法第六十八条の五第四項の規定による届出は、様式第九十八による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ４

前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  受託者の住民票の写し（受託者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類
* 三  
  委託契約書の写し

#### 第二百二十八条の十三（記録等に係る事務の受託者等の変更の届出）

特定医療機器承認取得者等は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

##### ２

前項の届出は、様式第九十八による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

#### 第二百二十八条の十四（記録の保存）

特定医療機器に関する記録は、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、これを保存しなければならない。

* 一  
  特定医療機器利用者が死亡したとき。
* 二  
  当該特定医療機器が利用に供されなくなつたとき。
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、当該記録を保存する理由が消滅したとき。

#### 第二百二十八条の十五（再生医療等製品の記録に関する事項）

法第六十八条の七第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品を譲り受けた者の氏名又は名称及び住所
* 二  
  再生医療等製品の名称及び製造番号又は製造記号
* 三  
  再生医療等製品の数量
* 四  
  再生医療等製品を譲り渡した年月日
* 五  
  再生医療等製品の使用の期限
* 六  
  前各号に掲げるもののほか、再生医療等製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

#### 第二百二十八条の十六（指定再生医療等製品の記録に関する事項）

法第六十八条の七第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  指定再生医療等製品の使用の対象者の氏名及び住所
* 二  
  指定再生医療等製品の名称及び製造番号又は製造記号
* 三  
  指定再生医療等製品の使用の対象者に使用した年月日
* 四  
  前三号に掲げるもののほか、指定再生医療等製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

#### 第二百二十八条の十七（記録又は保存の事務の委託）

法第六十八条の七第六項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品承認取得者等から、その再生医療等製品を譲り受ける製造販売業者又は販売業者であること。
* 二  
  記録又は保存の事務を実地に管理する者（以下この条において「記録受託責任者」という。）を選任していること。

##### ２

法第六十八条の七第六項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  再生医療等製品承認取得者等及び法第六十八条の七第一項に規定する記録又は保存の事務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
* 二  
  記録受託責任者の氏名及び住所
* 三  
  当該再生医療等製品の名称、承認番号及び承認年月日

##### ３

法第六十八条の七第六項の規定による届出は、様式第九十八の二による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ４

前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
ただし、申請等の行為の際に厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  受託者の住民票の写し（受託者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類
* 三  
  委託契約書の写し

#### 第二百二十八条の十八（記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出）

再生医療等製品承認取得者等は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

##### ２

前項の届出は、様式第九十八の二による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

#### 第二百二十八条の十九（記録の保存）

再生医療等製品承認取得者等は、法第六十八条の七第一項の規定による再生医療等製品に関する記録を、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

* 一  
  指定再生医療等製品又は人の血液を原材料として製造される再生医療等製品にあつては、その出荷日から起算して少なくとも三十年間
* 二  
  再生医療等製品（前号に掲げるものを除く。）にあつては、その出荷日から起算して少なくとも十年間

##### ２

病院、診療所又は動物診療施設の管理者は、法第六十八条の七第三項の規定による指定再生医療等製品に関する記録を、その使用した日から起算して少なくとも二十年間、これを保存しなければならない。

##### ３

前二項の規定にかかわらず、再生医療等製品承認取得者等又は病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品にあつては、法第六十八条の七第一項又は第三項の規定による記録を、厚生労働大臣が指定する期間、保存しなければならない。

#### 第二百二十八条の二十（副作用等報告）

医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医薬品について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる事項  
    
    
  十五日
* 二  
  次に掲げる事項  
    
    
  三十日
* 三  
  次に掲げる医薬品の副作用によるものと疑われる症例等の発生（死亡又は第一号ハ（１）から（５）までに掲げる事項を除く。）のうち、当該医薬品の使用上の注意等から予測することができないもの  
    
    
  次に掲げる医薬品の区分に応じて次に掲げる期間ごと

##### ２

医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医療機器について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる事項  
    
    
  十五日
* 二  
  次に掲げる事項  
    
    
  三十日
* 三  
  次に掲げる事項  
    
    
  当該医療機器が製造販売の承認を受けた日等から一年ごとに、その期間の満了後二月以内

##### ３

機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者による当該医薬品の機械器具等に係る部分の不具合の報告については、前項の規定を準用する。

##### ４

再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた再生医療等製品について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる事項  
    
    
  十五日
* 二  
  次に掲げる事項  
    
    
  三十日
* 三  
  次に掲げる事項  
    
    
  当該再生医療等製品が製造販売の承認を受けた日等から一年ごとに、その期間の満了後二月以内

##### ５

医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医薬部外品又は化粧品について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる事項  
    
    
  十五日
* 二  
  次に掲げる事項  
    
    
  三十日

#### 第二百二十八条の二十一（副作用救済給付等の請求のあつた者に係る情報の整理等の結果の報告）

法第六十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う同項の情報の整理の結果の報告は、様式第九十八の三による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第六十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う同項の調査の結果の報告は、様式第九十八の四による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百二十八条の二十二（回収報告）

法第六十八条の十一の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第八十条第一項から第三項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者（次項及び第三項において「製造販売業者等」という。）が、報告を行う場合には、回収に着手した後速やかに、次の事項を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に報告しなければならない。

* 一  
  回収を行う者の氏名及び住所
* 二  
  回収の対象となる医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、当該品目の製造販売又は製造に係る許可番号及び許可年月日又は登録番号及び登録年月日並びに当該品目の承認番号及び承認年月日、認証番号及び認証年月日又は届出年月日
* 三  
  回収の対象となる当該品目の数量、製造番号又は製造記号及び製造販売、製造又は輸入年月日
* 四  
  当該品目の製造所及び主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 五  
  当該品目が輸出されたものである場合にあつては、当該輸出先の国名
* 六  
  回収に着手した年月日
* 七  
  回収の方法
* 八  
  回収終了予定日
* 九  
  その他保健衛生上の被害の発生又は拡大の防止のために講じようとする措置の内容

##### ２

回収に着手した製造販売業者等は、次に掲げる場合は速やかに厚生労働大臣にその旨及びその内容（第三号に掲げる場合にあつては、回収の状況）を報告しなければならない。

* 一  
  前項各号に掲げる報告事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき
* 二  
  回収に着手した時点では想定していなかつた健康被害の発生のおそれを知つたとき
* 三  
  その他厚生労働大臣が必要があると認めて回収の状況の報告を求めたとき

##### ３

製造販売業者等は、回収終了後速やかに、回収を終了した旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

#### 第二百二十八条の二十三（機構に対する副作用等の報告）

法第六十八条の十三第三項の規定により機構に対して行う報告については、第二百二十八条の二十及び前条の規定を準用する。  
この場合において、第二百二十八条の二十中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前条第一項中「第六十八条の十一」とあるのは「第六十八条の十三第三項」と、「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）」とあるのは「機構」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

#### 第二百二十八条の二十四（機構による副作用等の報告の情報の整理又は調査の結果の通知）

法第六十八条の十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第九十八の五による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第九十八の四による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百二十八条の二十五（再生医療等製品の感染症定期報告）

法第六十八条の十四第一項の規定に基づき、再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者若しくは選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、その製造販売をし、又は承認を受けた再生医療等製品について、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  当該再生医療等製品の名称
* 二  
  承認番号及び承認年月日
* 三  
  調査期間
* 四  
  当該再生医療等製品の出荷数量
* 五  
  当該再生医療等製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物と同じ人その他の生物又は当該再生医療等製品について報告された、人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告
* 六  
  当該再生医療等製品又は外国で使用されている物であつて当該再生医療等製品の成分（当該再生医療等製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。）と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品（以下この項において「当該再生医療等製品等」という。）によるものと疑われる感染症の種類別発生状況及び発生症例一覧
* 七  
  当該再生医療等製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該再生医療等製品の適正な使用のために行われた措置
* 八  
  当該再生医療等製品の安全性に関する当該報告を行う者の見解
* 九  
  当該再生医療等製品の添付文書
* 十  
  当該再生医療等製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該再生医療等製品の適正な使用のために必要な情報

##### ２

前項の報告は、当該再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日等から六月（厚生労働大臣が指定する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指定する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。  
ただし、邦文以外で記載されている当該報告に係る資料の翻訳を行う必要がある場合においては、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

#### 第二百二十八条の二十六（機構に対する再生医療等製品の感染症定期報告）

法第六十八条の十五第三項の規定により機構に対して行う報告については、前条の規定を準用する。  
この場合において、同条第一項中「法第六十八条の十四第一項」とあるのは「法第六十八条の十五第三項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

#### 第二百二十八条の二十七（機構による再生医療等製品の感染症定期報告の情報の整理又は調査の結果の通知）

法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百一による通知書によつて行うものとする。

## 第十章　生物由来製品の特例

#### 第二百二十九条（管理者の承認）

法第六十八条の十六第一項の承認の申請は、様式第九十九による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、当該申請に係る製造所の管理者になろうとする者の履歴書を添えなければならない。

#### 第二百三十条（生物由来製品の表示）

法第六十八条の十七第一号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「生物」の文字とする。

#### 第二百三十一条（特定生物由来製品の表示）

法第六十八条の十七第二号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「特生物」の文字とする。

#### 第二百三十二条（生物由来製品の表示の特例）

第二百十一条（第二百二十条の三及び第二百二十一条の三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、生物由来製品については、製造番号又は製造記号の記載を省略することができない。

#### 第二百三十三条（人の血液を有効成分とする生物由来製品等の表示の特例）

法第六十八条の十七第四号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別とする。

#### 第二百三十四条（生物由来製品の添付文書等の記載事項）

法第六十八条の十八第一号及び第三号の規定により生物由来製品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  遺伝子組換え技術を応用して製造される場合にあつては、その旨
* 二  
  当該生物由来製品の原料又は材料のうち、人その他の生物に由来する成分の名称
* 三  
  当該生物由来製品の原材料である人その他の生物の部位等の名称（当該人その他の生物の名称を含む。）
* 四  
  その他当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項

##### ２

特定生物由来製品にあつては、その添付文書等に、前項に掲げる事項のほか、原材料に由来する感染症を完全に排除することはできない旨が記載されていなければならない。

#### 第二百三十五条（準用）

生物由来製品については、第二百十四条、第二百十七条第一項及び第二百十八条の規定を準用する。  
この場合において、第二百十四条中「製造専用医薬品」とあるのは「製造専用生物由来製品」と、「法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項並びに第五十二条の二」とあるのは「法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項、第五十二条の二、第六十八条の十七並びに第六十八条の十八」と、第二百十八条中「法第五十条から第五十二条まで」とあるのは「法第五十条、第五十一条（法第六十八条の十九において準用する場合を含む。）、第五十二条、第六十八条の十七及び第六十八条の十八」と読み替えるものとする。

#### 第二百三十六条（生物由来製品の記録に関する事項）

法第六十八条の二十二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  生物由来製品を譲り受け、又は貸借した者の氏名又は名称及び住所
* 二  
  生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号
* 三  
  生物由来製品の数量
* 四  
  生物由来製品を譲り渡し、又は貸与した年月日
* 五  
  生物由来製品の使用の期限
* 六  
  前各号に掲げるもののほか、生物由来製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

#### 第二百三十七条（特定生物由来製品の記録に関する事項）

法第六十八条の二十二第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  特定生物由来製品の使用の対象者の氏名及び住所
* 二  
  特定生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号
* 三  
  特定生物由来製品の使用の対象者に使用した年月日
* 四  
  前三号に掲げるもののほか、特定生物由来製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

#### 第二百三十八条（記録又は保存の事務の委託）

法第六十八条の二十二第六項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  生物由来製品承認取得者等から、その生物由来製品を譲り受け、又は貸借する製造販売業者又は販売業者若しくは貸与業者であること。
* 二  
  記録又は保存の事務を実地に管理する者（以下この条において「記録受託責任者」という。）を選任していること。

##### ２

法第六十八条の二十二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  生物由来製品承認取得者等及び法第六十八条の二十二第一項に規定する記録又は保存の事務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
* 二  
  記録受託責任者の氏名及び住所
* 三  
  当該生物由来製品の名称、承認番号及び承認年月日

##### ３

法第六十八条の二十二第六項の規定による届出は、様式第九十九の二による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ４

前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
ただし、申請等の行為の際に厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

* 一  
  受託者の住民票の写し（受託者が法人であるときは、登記事項証明書）
* 二  
  受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類
* 三  
  委託契約書の写し

#### 第二百三十九条（記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出）

生物由来製品承認取得者等は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

##### ２

前項の届出は、様式第九十九の二による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

#### 第二百四十条（記録の保存）

生物由来製品承認取得者等は、法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録を、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

* 一  
  特定生物由来製品又は人の血液を原材料として製造される生物由来製品にあつては、その出荷日から起算して少なくとも三十年間
* 二  
  生物由来製品（前号に掲げるものを除く。）にあつては、その出荷日から起算して少なくとも十年間

##### ２

薬局の管理者又は病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、法第六十八条の二十二第三項の規定による特定生物由来製品に関する記録を、その使用した日から起算して少なくとも二十年間、これを保存しなければならない。

##### ３

前二項の規定にかかわらず、生物由来製品の承認取得者等又は薬局の管理者若しくは病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、厚生労働大臣が指定する生物由来製品にあつては、法第六十八条の二十二第一項又は第三項の規定による記録を、厚生労働大臣が指定する期間、保存しなければならない。

#### 第二百四十一条（生物由来製品の感染症定期報告）

法第六十八条の二十四第一項の規定に基づき、生物由来製品の製造販売業者、外国医薬品等特例承認取得者若しくは外国医療機器等特例承認取得者又は外国製造医薬品等選任製造販売業者若しくは外国製造医療機器等選任製造販売業者は、その製造販売をし、又は承認を受けた生物由来製品について、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  当該生物由来製品の名称
* 二  
  承認番号及び承認年月日
* 三  
  調査期間
* 四  
  当該生物由来製品の出荷数量
* 五  
  当該生物由来製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物と同じ人その他の生物又は当該生物由来製品について報告された、人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告
* 六  
  当該生物由来製品又は外国で使用されている物であつて当該生物由来製品の成分（当該生物由来製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。）と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品（以下この項において「当該生物由来製品等」という。）によるものと疑われる感染症の種類別発生状況及び発生症例一覧
* 七  
  当該生物由来製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該生物由来製品の適正な使用のために行われた措置
* 八  
  当該生物由来製品の安全性に関する当該報告を行う者の見解
* 九  
  当該生物由来製品の添付文書
* 十  
  当該生物由来製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該生物由来製品の適正な使用のために必要な情報

##### ２

前項の報告は、当該生物由来製品の製造販売の承認を受けた日等から六月（厚生労働大臣が指定する生物由来製品にあつては、厚生労働大臣が指定する期間）ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。  
ただし、邦文以外で記載されている当該報告に係る資料の翻訳を行う必要がある場合においては、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

#### 第二百四十二条（機構に対する生物由来製品の感染症定期報告）

法第六十八条の二十五第三項の規定により機構に対して行う報告については、前条の規定を準用する。  
この場合において、同条第一項中「法第六十八条の二十四第一項」とあるのは「法第六十八条の二十五第三項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

#### 第二百四十三条（機構による生物由来製品の感染症定期報告の情報の整理又は調査の結果の通知）

法第六十八条の二十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第六十八条の二十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百一による通知書によつて行うものとする。

## 第十一章　監督

#### 第二百四十四条（報告）

厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項（法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）、第三項及び第四項の規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、法第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して必要な報告をさせるとき、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対して必要な報告を求めるとき、法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者に対して必要な報告を求めるとき又は法第七十五条の五第一項第一号の規定により登録医療機器等外国製造業者に対して必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

#### 第二百四十五条（収去証）

薬事監視員又は法第六十九条の二第四項に規定する機構の職員は、法第六十九条第四項又は法第六十九条の二第一項若しくは第二項の規定により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品又はこれらの原料材料を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百二による収去証を交付しなければならない。

#### 第二百四十六条（身分を示す証明書）

法第六十九条第六項（法第七十条第三項、第七十六条の七第三項及び第七十六条の八第二項において準用する場合並びに法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、薬事監視員については様式第百三によるものとし、麻薬取締官又は麻薬取締員については様式第百三の二によるものとする。

#### 第二百四十七条（機構による製造販売業者等に対する立入検査等の結果の通知）

法第六十九条の二第三項（法第八十条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に対して行う立入検査、質問又は収去の結果の通知は、様式第百四による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百四十八条（機構の職員の身分を示す証明書）

法第六十九条の二第五項（法第八十条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第百五によるものとする。

#### 第二百四十九条（機構による外国特例承認取得者又は医薬品等外国製造業者等に対する検査又は質問の結果の通知）

法第七十五条の二の二第四項（法第七十五条の四第三項又は法第七十五条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に対して行う検査又は質問の結果の通知は、様式第百六による通知書によつて行うものとする。

## 第十二章　指定薬物の取扱い

#### 第二百四十九条の二（指定薬物等である疑いがある物品の検査）

法第七十六条の六第一項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した検査命令書により行うものとする。

* 一  
  検査を受けるべき者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一号、第二百四十九条の四第一号及び第二百四十九条の五において同じ。）
* 二  
  検査を受けるべき物品の名称及び形状
* 三  
  検査を受けるべきことを命ずる理由
* 四  
  次項の検査の申請書の提出先
* 五  
  次項の検査の申請書の提出期限

##### ２

法第七十六条の六第一項の規定により検査を受けようとする者は、次条で定めるところにより、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者に申請書を提出しなければならない。

##### ３

厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者は、前項の申請書を受理したときは、検査命令書に記載されたところに従い、試験品を採取し、検査を行うものとする。

#### 第二百四十九条の三（検査の申請）

法第七十六条の六第一項の検査の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

* 一  
  申請者の氏名及び住所
* 二  
  物品の名称及び形状

##### ２

前項の申請書には、前条第一項の検査命令書の写しを添えなければならない。

#### 第二百四十九条の四（検査中の製造等の制限）

法第七十六条の六第二項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した禁止命令書により行うものとする。

* 一  
  製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告すること（以下この条及び次条において「製造等」という。）を禁止される者の氏名及び住所
* 二  
  製造等を禁止する物品の名称及び形状
* 三  
  製造等を禁止する理由

#### 第二百四十九条の五（法第七十六条の六第二項の規定による命令に係る厚生労働大臣への報告事項）

法第七十六条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第二項の規定により製造等を禁止される者の氏名及び住所とする。

#### 第二百四十九条の六（指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止及び禁止の解除の方法）

法第七十六条の六の二第三項の告示は、同条第一項の規定による禁止又は同条第二項の規定による禁止の解除に係る物品の名称、形状、包装について行うものとする。

#### 第二百四十九条の七（報告）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七十六条の八第一項の規定により、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

#### 第二百四十九条の八（収去証）

薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法第七十六条の八第一項の規定により指定薬物若しくはその疑いがある物品又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百六の二による収去証を交付しなければならない。

## 第十三章　希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定等

#### 第二百五十条（希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定の申請）

法第七十七条の二第一項の規定による希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七による申請書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関し、その用途に係る本邦における対象者の数に関する資料、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。

#### 第二百五十条の二（感染性の疾病の予防の用途に用いる医薬品又は再生医療等製品に係る対象者）

前条第一項の申請に係る医薬品又は再生医療等製品が感染性の疾病の予防の用途に用いるものである場合においては、法第七十七条の二第一項第一号の対象者は、当該申請時において当該医薬品又は再生医療等製品につき、製造販売の承認が与えられるとしたならば当該医薬品又は再生医療等製品を当該用途に使用すると見込まれる者とする。

#### 第二百五十一条（対象者数の上限）

法第七十七条の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。  
ただし、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の用途が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病である場合は、同項に規定する人数とする。

#### 第二百五十二条（試験研究等の中止の届出）

法第七十七条の五の規定による希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の試験研究又は製造販売若しくは製造の中止の届出は、様式第百八による届書を提出することによつて行うものとする。

## 第十四章　雑則

#### 第二百五十三条

削除

#### 第二百五十四条

削除

#### 第二百五十五条

削除

#### 第二百五十六条

削除

#### 第二百五十七条

削除

#### 第二百五十八条

削除

#### 第二百五十九条

削除

#### 第二百六十条

削除

#### 第二百六十一条

削除

#### 第二百六十二条（許可等の条件の変更）

法第十二条、第十三条、第二十三条の二、第二十三条の二十、第二十三条の二十二若しくは第四十条の二の許可、法第十三条の三若しくは第二十三条の二十四の認定又は法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けている者は、法第七十九条の規定により付された当該許可、認定又は承認に係る条件又は期限の変更を申し出ることができる。

##### ２

前項の申出は、様式第百十二による申出書を提出することによつて行うものとする。

#### 第二百六十三条（輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の結果の通知）

令第七十三条の規定による調査の結果の通知は、厚生労働大臣に対し、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百六十四条（準用）

法第八十条第五項において準用する法第十三条の二第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第一項若しくは第二項の調査又は法第八十条第六項において準用する法第二十三条の二十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第三項の調査の結果の通知は、様式第二十六若しくは様式第百十二の二又は様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第八十条第一項又は第二項の規定による調査については、第五十条及び第五十二条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、第五十条第一項中「第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十条第一項又は第二項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、「様式第二十五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第二項において準用する前項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、同条第三項中「第十四条の二第一項」とあるのは「第八十条第五項において準用する法第十三条の二第一項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第二項において準用する第一項」と、第五十二条中「令」とあるのは「令第七十二条において準用する令」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品等適合性調査又は令第七十三条の四において準用する令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査」と、同条第六号中「医薬品等外国製造業者」とあるのは「医薬品等外国製造業者若しくは医療機器等外国製造業者」と、同条第七号中「許可年月日」とあるのは「許可年月日若しくは登録番号及び登録年月日」と、「認定年月日」とあるのは「認定年月日若しくは医療機器等外国製造業者の登録番号及び登録年月日」と読み替えるものとする。

##### ３

法第八十条第三項の規定による調査については、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十三（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。  
この場合において、第百三十七条の三十一第一項中「第二十三条の二十五第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十条第三項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「様式第七十五の五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第三項において準用する前項」と、同条第三項中「第二十三条の二十七第一項」とあるのは「第八十条第六項において準用する法第二十三条の二十三第一項」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第三項において準用する第一項」と、第百三十七条の三十三中「令」とあるのは「令第七十三条の六において準用する令」と読み替えるものとする。

#### 第二百六十五条（輸出用医薬品等に関する届出）

令第七十四条第一項の規定により医薬品等輸出業者が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所
* 二  
  当該医薬品等輸出業者が製造販売業者である場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 三  
  当該医薬品等輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
* 四  
  第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
* 五  
  第三号に掲げる場合にあつては、製造業の許可の区分、許可番号及び許可年月日
* 六  
  輸出するために製造等（法第二条第十三項に規定する製造等をいう。以下同じ。）をし、又は輸入をしようとする医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この条において同じ。）、医薬部外品又は化粧品の品目及びその輸出先その他の当該医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る情報

##### ２

前項の届出は、様式第百十四による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

#### 第二百六十五条の二（輸出用医療機器等に関する届出）

令第七十四条の二第一項の規定により医療機器等輸出業者が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所
* 二  
  当該医療機器等輸出業者が製造販売業者である場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 三  
  当該医療機器等輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
* 四  
  第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
* 五  
  第三号に掲げる場合にあつては、製造業の登録番号及び登録年月日
* 六  
  輸出するために製造等をし、又は輸入をしようとする医療機器又は体外診断用医薬品の品目及びその輸出先その他の当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る情報

##### ２

前項の届出は、様式第百十四の二による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条の二第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

#### 第二百六十五条の三（輸出用再生医療等製品に関する届出）

令第七十四条の三第一項の規定により再生医療等製品輸出業者が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所
* 二  
  当該再生医療等製品輸出業者が製造販売業者である場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
* 三  
  当該再生医療等製品輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
* 四  
  第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
* 五  
  第三号に掲げる場合にあつては、製造業の許可の区分、許可番号及び許可年月日
* 六  
  輸出するために製造等をし、又は輸入をしようとする再生医療等製品の品目及びその輸出先その他の当該再生医療等製品に係る情報

##### ２

前項の届出は、様式第百十四の三による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条の三第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。

#### 第二百六十六条（特例承認に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関する添付文書等の記載）

令第七十五条第五項の規定により法第五十二条の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医薬品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―特例承認医薬品」の文字とする。

##### ２

令第七十五条第五項の規定により法第六十三条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医療機器の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―特例承認医療機器」の文字とする。

##### ３

令第七十五条第五項の規定により法第六十五条の三の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する再生医療等製品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意―特例承認再生医療等製品」の文字とする。

#### 第二百六十七条（外国製造化粧品の製造販売に係る届出）

令第七十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  法第八十条第九項に規定する化粧品であつて本邦に輸出されるものを外国において製造販売し、又は製造する者の氏名及び住所
* 二  
  前号に掲げる者の事務所又は製造所の名称及び所在地
* 三  
  当該品目を本邦内において製造販売しようとする者の氏名及び住所

##### ２

前項の届出は、様式第百十五による届書（正本一通及び副本二通）を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ３

前項の届書には、製造販売しようとする第一項第一号に規定する化粧品の品目の一覧表を添えなければならない。

#### 第二百六十八条（薬物に係る治験の届出を要する場合）

法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める薬物は、次に掲げるものとする。  
ただし、第二号から第六号までに掲げる薬物にあつては、生物学的な同等性を確認する試験を行うものを除く。

* 一  
  日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が異なる薬物
* 二  
  日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が同一の薬物であつて投与経路が異なるもの
* 三  
  日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が同一の薬物であつてその有効成分の配合割合又はその効能、効果、用法若しくは用量が異なるもの（前二号に掲げるもの及び医師若しくは歯科医師によつて使用され又はこれらの者の処方箋によつて使用されることを目的としないものを除く。）
* 四  
  日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が異なる医薬品として製造販売の承認を与えられた医薬品であつてその製造販売の承認のあつた日後法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないものと有効成分が同一の薬物
* 五  
  生物由来製品となることが見込まれる薬物（前各号に掲げるものを除く。）
* 六  
  遺伝子組換え技術を応用して製造される薬物（前各号に掲げるものを除く。）

#### 第二百六十九条（薬物に係る治験の計画の届出）

治験（薬物を対象とするものに限る。以下この条から第二百七十三条までにおいて同じ。）の依頼をしようとする者又は自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、治験の計画に関し、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

* 一  
  治験の対象とされる薬物（以下「被験薬」という。）の成分及び分量
* 二  
  被験薬の製造方法
* 三  
  被験薬の予定される効能又は効果
* 四  
  被験薬の予定される用法及び用量
* 五  
  治験の目的、内容及び期間
* 六  
  治験を行う医療機関の名称及び所在地
* 七  
  医療機関において治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行う委員会の設置者の名称及び所在地
* 八  
  治験を行う医療機関ごとの治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師（次号において「治験責任医師」という。）の氏名及び職名
* 九  
  治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師がある場合にあつては、その氏名
* 十  
  治験を行う医療機関ごとの予定している被験薬及び被験薬と比較する目的で用いられる医薬品又は薬物その他の物質を交付し、又は入手した数量
* 十一  
  治験を行う医療機関ごとの予定している被験者数
* 十二  
  被験薬を有償で譲渡する場合はその理由
* 十三  
  治験の依頼をしようとする者が本邦内に住所を有しない場合にあつては、被験薬による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を採らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わつて治験の依頼を行うことができる者であつて本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。）のうちから選任した者（次条及び第二百七十一条において「治験国内管理人」という。）の氏名及び住所
* 十四  
  治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を医師又は歯科医師に委嘱する場合にあつては、その氏名及び職名
* 十五  
  治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を複数の医師又は歯科医師で構成される委員会に委嘱する場合にあつては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名
* 十六  
  治験の依頼をしようとする者が治験の依頼及び管理に係る業務の全部若しくは一部を委託する場合又は自ら治験を実施しようとする者が治験の準備及び管理に係る業務の全部若しくは一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託する者の氏名、住所及び当該委託する業務の範囲
* 十七  
  実施医療機関又は自ら治験を実施しようとする者が治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託する者の氏名、住所及び当該委託する業務の範囲
* 十八  
  自ら治験を実施しようとする者にあつては、治験の費用に関する事項
* 十九  
  自ら治験を実施しようとする者にあつては、治験薬を提供する者の氏名又は名称及び住所

##### ２

前項の届出には、被験薬の毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。

#### 第二百七十条（薬物に係る治験の計画の変更等の届出）

前条の届出をした者は、当該届出に係る事項若しくは治験国内管理人を変更したとき又は当該届出に係る治験を中止し、若しくは終了したときは、その内容及び理由等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

#### 第二百七十一条（薬物に係る治験の計画の届出等の手続）

治験の依頼をしようとする者又は治験の依頼をした者が本邦内に住所を有しない場合にあつては、前二条（これらの規定を第二百七十七条において準用する場合を含む。）の届出に係る手続は、治験国内管理人が行うものとする。

#### 第二百七十二条（治験の開始後の届出を認める場合）

法第八十条の二第二項ただし書に規定する場合は、その治験に係る薬物が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

* 一  
  被験者の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病その他の健康被害の防止のため緊急に使用されることが必要な薬物であり、かつ、当該薬物の使用以外に適当な方法がないものであること。
* 二  
  その用途に関し、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている薬物であること。
* 三  
  治験が実施されている薬物であること。

#### 第二百七十三条（薬物に係る治験に関する副作用等の報告）

治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、被験薬について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験薬又は外国で使用されている物であつて当該被験薬と成分が同一性を有すると認められるもの（以下この条において「当該被験薬等」という。）の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験薬の治験薬概要書（当該被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。）から予測できないもの  
    
    
  七日
* 二  
  次に掲げる事項（前号に掲げるものを除く。）  
    
    
  十五日

##### ２

前項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医薬品について法第十四条第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項の一部の変更（当該変更が第四十七条第四号に該当するものに限る。）の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、前項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る被験薬と成分が同一性を有すると認められるものの副作用によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

##### ３

治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項並びに同号イ（１）から（５）までに掲げる症例等の発生であつて当該被験薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの（同号に掲げるものを除く。）について、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。  
ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている医薬品に係る治験を行つた場合又は既に当該被験薬について治験の依頼をした者が治験を行つている場合については、この限りでない。

##### ４

機械器具等と一体的に製造された被験薬について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験薬の機械器具等に係る部分に係る治験に関する不具合情報等の報告については、第二百七十四条の二の規定を準用する。

#### 第二百七十四条（機械器具等に係る治験の届出を要する場合）

法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める機械器具等は、次に掲げるものとする。

* 一  
  既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が異なる機械器具等（既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められるもの、人の身体に直接使用されることがないもの、法第二十三条の二の十二第一項に規定する医療機器並びに法第二十三条の二の二十三第一項に規定する高度管理医療機器及び管理医療機器その他これらに準ずるものを除く。）
* 二  
  既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なる医療機器として製造販売の承認を与えられた医療機器であつてその製造販売の承認のあつた日後法第二十三条の二の九第一項に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないものと構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる機械器具等
* 三  
  生物由来製品となることが見込まれる機械器具等（前二号に掲げるものを除く。）
* 四  
  遺伝子組換え技術を応用して製造される機械器具等（前各号に掲げるものを除く。）

#### 第二百七十四条の二（機械器具等に係る治験に関する不具合情報等の報告）

治験（機械器具等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験の対象とされる機械器具等（以下この条において「被験機器」という。）について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器又は外国で使用されている物であつて当該被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるもの（以下この条において「当該被験機器等」という。）の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書（当該被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。）から予測できないもの  
    
    
  七日
* 二  
  次に掲げる事項（前号に掲げるものを除く。）  
    
    
  十五日
* 三  
  当該被験機器等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ（１）から（５）までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの（前二号に掲げるものを除く。）  
    
    
  三十日

##### ２

前項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医療機器について法第二十三条の二の五第十一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項の一部の変更（当該変更が第百十四条の二十五第一号に該当するものに限る。）の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、前項第一号、第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるものの使用による影響によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

##### ３

治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項、同号イ（１）から（５）までに掲げる症例等の発生であつて当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの（同号に掲げるものを除く。）並びに同項第三号に掲げる事項について、その発現症例一覧等を当該被験機器ごとに、当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。  
ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている医療機器に係る治験を行つた場合又は既に当該被験機器について治験の依頼をした者が治験を行つている場合については、この限りでない。

#### 第二百七十五条（準用）

機械器具等に係る治験については、第二百六十九条から第二百七十二条までの規定を準用する。  
この場合において、第二百六十九条第一項中「「以下この条から第二百七十三条までにおいて」とあるのは「以下」と、同項第一号中「治験の対象とされる薬物（以下「被験薬」と」とあるのは「被験機器（第二百七十四条の二第一項に規定する「被験機器」を」と、「成分及び分量」とあるのは「構造及び原理」と、同項第二号及び第三号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「医薬品又は薬物」とあるのは「医療機器又は機械器具等」と、同項第十二号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同項第十三号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「次条」とあるのは「第二百七十五条において準用する次条」と、同項第十九号中「治験薬」とあるのは「治験機器」と、同条第二項中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「毒性、薬理作用等」とあるのは「安全性、性能等」と、第二百七十条中「前条」とあるのは「第二百七十五条において準用する前条」と、第二百七十一条中「前二条」とあるのは「第二百七十五条において準用する前二条」と、第二百七十二条中「医薬品」とあるのは「医療機器」と読み替えるものとする。

#### 第二百七十五条の二（加工細胞等に係る治験の届出を要する場合）

法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの又は人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（以下「加工細胞等」という。）は、再生医療等製品となることが見込まれる加工細胞等とする。

#### 第二百七十五条の三（加工細胞等に係る治験に関する不具合情報等の報告）

治験（加工細胞等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験の対象とされる加工細胞等（以下この条において「被験製品」という。）について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

* 一  
  次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験製品又は外国で使用されている物であつて当該被験製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるもの（以下この条において「当該被験製品等」という。）の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験製品の治験製品概要書（当該被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。）から予測できないもの  
    
    
  七日
* 二  
  次に掲げる事項（前号に掲げるものを除く。）  
    
    
  十五日
* 三  
  当該被験製品等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ（１）から（５）までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの（前二号に掲げるものを除く。）  
    
    
  三十日

##### ２

前項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品について法第二十三条の二十五第九項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項の一部の変更（当該変更が第百三十七条の二十八第四号に該当するものに限る。）の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、前項第一号、第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る被験製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるものの使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

##### ３

治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項第一号、第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項並びに同号イ（１）から（５）までに掲げる症例等の発生であつて当該被験製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの（同号に掲げるものを除く。）並びに同項第三号に掲げる事項について、その発現症例一覧等を当該被験製品ごとに、当該被験製品について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。  
ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品に係る治験を行つた場合又は既に当該被験製品について治験の依頼をした者が治験を行つている場合については、この限りでない。

#### 第二百七十五条の四（準用）

加工細胞等に係る治験については、第二百六十九条から第二百七十二条までの規定を準用する。  
この場合において、第二百六十九条第一項中「以下この条から第二百七十三条までにおいて」とあるのは「以下」と、同項第一号中「治験の対象とされる薬物（以下「被験薬」と」とあるのは「被験製品（第二百七十五条の三第一項に規定する「被験製品」を」と、「成分及び分量」とあるのは「構成細胞又は導入遺伝子」と、同項第二号及び第三号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「用量」とあるのは「用量又は使用方法」と、同項第十号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「医薬品又は薬物」とあるのは「再生医療等製品又は加工細胞等」と、同項第十二号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、同項第十三号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「次条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する次条」と、同項第十九号中「治験薬」とあるのは「治験製品」と、同条第二項中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「毒性、薬理作用等」とあるのは「安全性、効能又は性能等」と、第二百七十条中「前条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する前条」と、第二百七十一条中「前二条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する前二条」と、第二百七十二条中「医薬品」とあるのは「再生医療等製品」と読み替えるものとする。

#### 第二百七十六条（機構による治験の計画に係る調査の結果の通知）

法第八十条の三第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う調査の結果の通知は、様式第百十六による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百七十七条（機構に対する薬物等に係る治験の計画の届出）

法第八十条の三第四項の規定により機構に対して行う治験の届出については、第二百六十九条及び第二百七十条（これらの規定を第二百七十五条及び第二百七十五条の四において準用する場合を含む。）の規定を準用する。  
この場合において、第二百六十九条第一項中「この条から第二百七十三条まで」とあるのは「この条及び第二百七十七条において準用する次条」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、「次条及び第二百七十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する次条」と、第二百七十条中「前条」とあるのは「第二百七十七条において準用する前条」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

#### 第二百七十八条（機構による薬物等に係る治験の計画の届出を受理した旨の通知）

法第八十条の三第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第四項の届出を受理した旨の通知は、様式第百十七による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百七十九条（機構に対する薬物等に係る治験に関する副作用等の報告）

法第八十条の四第三項の規定により機構に対して行う報告については、第二百七十三条、第二百七十四条の二及び第二百七十五条の三の規定を準用する。  
この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

#### 第二百八十条（機構による薬物等に係る治験に関する副作用等の報告の情報の整理又は調査の結果の通知）

法第八十条の四第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百十八による通知書によつて行うものとする。

##### ２

法第八十条の四第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百十九による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百八十条の二（原薬等登録原簿への登録を受けることができる原薬等）

法第十四条第四項、第二十三条の二の五第四項及び第二十三条の二十五第四項に規定する原薬等は、次に掲げるものとする。

* 一  
  専ら他の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製造の用に供されることが目的とされている医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）
* 二  
  これまで医薬品の製造に使用されたことのない添加剤又はこれまでの成分の配合割合と異なる添加剤
* 三  
  専ら医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製造の用に供されることが目的とされている原材料
* 四  
  専ら再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製造の用に供されることが目的とされている原材料
* 五  
  前各号に掲げるもののほか、容器その他の厚生労働大臣が指定するもの

#### 第二百八十条の三（原薬等登録原簿の登録の申請）

法第八十条の六第一項の規定による原薬等登録原簿への登録の申請は、様式第百二十による申請書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

外国において原薬等を製造する者であつて前項の登録の申請をしようとするものは、本邦内において当該登録等に係る事務を行う者（以下「原薬等国内管理人」という。）を、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有する者の当該事務所の代表者を含む。）のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。

##### ３

法第八十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  当該品目を製造する製造所の名称及び所在地
* 二  
  当該品目の安全性に関する情報
* 三  
  当該登録を受けようとする者の氏名及び住所
* 四  
  当該登録を受けようとする者が当該品目に係る医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業の許可若しくは登録又は医薬品等外国製造業者、医療機器等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定若しくは登録を受けているときは、当該の許可の区分及び許可番号、登録番号又は認定の区分及び認定番号
* 五  
  外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名及び住所

##### ４

第一項の申請書には、前項各号に掲げる事項に関する書類を添えなければならない。

##### ５

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「（正副二通）を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。

#### 第二百八十条の四（原薬等登録原簿の登録証の交付）

厚生労働大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の規定により法第十四条第四項、第二十三条の二の五第四項又は第二十三条の二十五第四項に規定する原薬等の登録をしたときは、登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。

##### ２

前項の登録証は、様式第百二十一によるものとする。

##### ３

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百八十条の五（原薬等登録原簿の登録証の書換え交付）

原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、様式第百二十二による申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

##### ３

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百八十条の六（原薬等登録原簿の登録証の再交付）

原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、様式第百二十三による申請書により、厚生労働大臣に対して行わなければならない。  
この場合において、登録証を破り、又は汚した原薬等登録業者は、申請書にその登録証を添えなければならない。

##### ３

原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を発見したときは、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

##### ４

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百八十条の七（原薬等登録原簿の登録台帳）

厚生労働大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

* 一  
  登録番号及び登録年月日
* 二  
  原薬等登録業者の氏名及び住所
* 三  
  当該品目の名称
* 四  
  当該品目の製造所の名称及び所在地
* 五  
  原薬等登録業者が医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業の許可若しくは登録又は医薬品等外国製造業者、医療機器等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定若しくは登録を受けているときは、当該の許可の区分及び許可番号、登録番号又は認定の区分及び認定番号
* 六  
  外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名及び住所
* 七  
  当該品目の登録内容の概要

##### ２

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百八十条の八（原薬等登録業者等の公示）

法第八十条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項であつて、原薬等登録業者等に不利益を及ぼすおそれがないものとする。

* 一  
  登録番号及び登録年月日
* 二  
  原薬等登録業者の氏名及び住所
* 三  
  当該品目の名称

#### 第二百八十条の九（原薬等として不適当な場合）

法第八十条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第二百八十条の三第四項に規定する書類が添付されていない場合又は申請に係る原薬等の性状若しくは品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

#### 第二百八十条の十（原薬等登録原簿の登録の変更）

法第八十条の八第一項の規定による原薬等登録原簿の登録事項の変更の登録の申請は、様式第百二十四による申請書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  登録証
* 二  
  登録事項の変更の内容に関する資料

##### ３

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「（正副二通）を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。

#### 第二百八十条の十一（登録事項の軽微な変更の範囲）

法第八十条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

* 一  
  原薬等の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法等の変更
* 二  
  規格及び試験方法に掲げる事項の削除又は規格の変更
* 三  
  病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
* 四  
  前三号に掲げる変更のほか品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの

#### 第二百八十条の十二（登録事項の軽微な変更の届出）

法第八十条の八第二項の規定による届出は、様式第百二十五による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

##### ２

前項の届出は、登録事項を変更した後三十日以内に行わなければならない。

##### ３

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「（正副二通）を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。

#### 第二百八十条の十三（原薬等登録原簿の登録証の返納）

原薬等登録業者は、法第八十条の九第一項の規定による原薬等登録原簿の登録の抹消を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに厚生労働大臣に原薬等登録原簿の登録証を返納しなければならない。

##### ２

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百八十条の十四（登録の承継）

原薬等登録業者について相続、合併又は分割（第二百八十条の三第四項に規定する書類（以下この条において「登録に係る書類」という。）を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該原薬等登録業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該登録に係る書類を承継した法人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。

##### ２

原薬等登録業者がその地位を承継させる目的で当該登録に係る書類の譲渡しをしたときは、譲受人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。

##### ３

前二項の規定により原薬等登録業者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、相続以外の場合にあつては承継前に、様式第百二十六による届書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

##### ４

前項の届書には、原薬等登録業者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

##### ５

厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第三項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

#### 第二百八十条の十五（機構による登録等の通知）

法第八十条の十第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う通知は、様式第百二十七による通知書によつて行うものとする。

#### 第二百八十一条（権限の委任）

法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。  
ただし、厚生労働大臣が第八号から第二十二号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

* 一  
  法第十三条第二項に規定する権限
* 二  
  法第十七条第四項、第二十三条の二の十四第六項、第二十三条の三十四第四項及び第六十八条の十六第二項において準用する法第七条第三項に規定する権限
* 三  
  法第十九条第二項に規定する権限
* 四  
  法第二十三条の二十二第二項に規定する権限
* 五  
  法第二十三条の三十六第二項に規定する権限
* 六  
  法第四十条の二第二項に規定する権限
* 七  
  法第六十八条の十六第一項に規定する権限
* 八  
  法第六十九条第一項及び第四項に規定する権限
* 九  
  法第七十条第一項及び第二項に規定する権限
* 十  
  法第七十一条に規定する権限
* 十一  
  法第七十二条の五に規定する権限
* 十二  
  法第七十二条第二項及び第三項に規定する権限
* 十三  
  法第七十二条の四に規定する権限
* 十四  
  法第七十三条に規定する権限
* 十五  
  法第七十五条第一項に規定する権限
* 十六  
  法第七十五条の二第一項に規定する権限
* 十七  
  法第七十六条の三第一項に規定する権限
* 十八  
  法第七十六条の六第一項及び第二項に規定する権限
* 十九  
  法第七十六条の七第一項及び第二項に規定する権限
* 二十  
  法第七十六条の七の二に規定する権限
* 二十一  
  法第七十六条の八第一項に規定する権限
* 二十二  
  法第八十一条の二に規定する権限
* 二十三  
  令第十一条第一項に規定する権限
* 二十四  
  令第十二条第二項に規定する権限
* 二十五  
  令第十三条第二項及び第四項に規定する権限
* 二十六  
  令第十四条第一項に規定する権限
* 二十七  
  令第四十三条の十に規定する権限
* 二十八  
  令第四十三条の十一第二項に規定する権限
* 二十九  
  令第四十三条の十二第二項及び第四項に規定する権限
* 三十  
  令第四十三条の十三に規定する権限

##### ２

法第八十一条の四第二項の規定により、前項第十八号から第二十一号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。  
ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

#### 第二百八十二条（医療機器たる附属品）

令別表第一機械器具の項第八十四号に規定する附属品は、別表第六のとおりとする。

#### 第二百八十三条（邦文記載）

厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長若しくは機構又は登録認証機関に提出する申請書、届書、報告書その他の書類は、邦文で記載されていなければならない。  
ただし、特別の事情により邦文をもつて記載することができない書類であつて、その翻訳文が添付されているものについては、この限りでない。

#### 第二百八十四条（フレキシブルディスク等による手続）

次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他これに準ずる物として厚生労働大臣が定めたもの並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

##### ２

前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

#### 第二百八十五条（フレキシブルディスクの構造）

前条第一項のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

#### 第二百八十六条（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

* 一  
  トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式
* 二  
  ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

#### 第二百八十七条（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

* 一  
  申請者、届出者又は申出者の氏名
* 二  
  申請年月日、届出年月日又は申出年月日

#### 第二百八十八条（電子情報処理組織による手続）

第二百六十五条第一項及び第三項、第二百六十五条の二第一項及び第三項並びに第二百六十五条の三第一項及び第三項の規定による届出（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に係るものに限る。）は、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による届出をしようとする者に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

#### 第二百八十九条

法の規定により許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者（以下この条において「許可事業者」という。）が、二以上の許可を受けている場合であつて、当該者の保有する医薬品を、当該二以上の許可のうちの一の許可に基づき業務を行う場所から他の許可に基づき業務を行う場所へ移転したときは、当該移転前及び移転後の場所において、それぞれ次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。

* 一  
  品名
* 二  
  ロツト番号（ロツトを構成しない医薬品については製造番号）
* 三  
  使用の期限
* 四  
  数量
* 五  
  移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日

##### ２

許可事業者は、前項の書面を、法の規定により許可を受けて業務を行う場所ごとに、記載の日から三年間、保存しなければならない。

# 附　則

##### １

この省令は、法の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。  
ただし、第四十一条の規定は、昭和三十六年八月一日から施行する。

##### ２

薬事法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十七号。以下「昭和二十三年規則」という。）は、廃止する。

##### ３

昭和二十三年規則による薬局若しくは医薬品、用具若しくは化粧品の製造業若しくは輸入販売業又は医薬品の販売業の登録票で、この省令の施行の際現に交付されているものは、それぞれこの省令の相当規定による許可証とみなす。

##### ４

法附則第六条第一項の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに係る法第二十九条に規定する医薬品は、第三十六条の規定にかかわらず、当分の間、別表第一の二に掲げる医薬品のうち昭和二十三年規則別記第三号表に掲げる医薬品とする。  
ただし、その者が薬局又は医薬品の一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事しなくなつた後においては、この限りでない。

* 一  
  法の公布の日から施行の日まで引き続き、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号。以下「旧法」という。）の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準（昭和二十四年厚生省告示第十八号。以下「登録基準」という。）の五の（２）に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けてその営業を営んでいた者
* 二  
  薬品営業並薬品取扱規則（明治二十二年法律第十号。以下「薬律」という。）による薬種商の免許を受け、薬事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十号。以下「昭和十八年規則」という。）第七十条第二号に規定する医薬品販売業の許可を受け、又は登録基準の五の（２）に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けてその営業を引き続き二年以上営んでいた者であつて、その営業を廃止した後引き続き、薬局、薬律による薬種商、昭和十八年規則第七十条第一号若しくは第二号に規定する医薬品販売業又は登録基準の五の（１）若しくは（２）に該当するものとして登録を受けた医薬品販売業の実務に従事していた者
* 三  
  都道府県知事が前二号に掲げる者に準ずるものと認めた者

##### ５

第四十九条に規定する検定合格証紙の様式については、昭和三十六年四月三十日までは、同条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

##### ６

昭和二十三年規則による薬事監視員の身分を示す証票で、この省令の施行の際現に交付されているものは、この省令の相当規定による身分証明書とみなす。

# 附則（昭和三六年四月二四日厚生省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三六年一〇月二四日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年一月四日厚生省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年六月五日厚生省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年九月一四日厚生省令第四一号）

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

# 附則（昭和三七年一一月一九日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第三の劇薬の部の生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第十号、第二十五号及び第四十六号の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三八年五月一七日厚生省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三八年六月二四日厚生省令第二六号）

##### １

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三八年一一月二六日厚生省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年二月三日厚生省令第四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年六月九日厚生省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年一一月二八日厚生省令第四四号）

##### １

この省令は、昭和三十九年十二月一日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一月一一日厚生省令第二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年六月三日厚生省令第二九号）

この省令は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四〇年七月一五日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年九月九日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一二月二四日厚生省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第三の劇薬の部の無機薬品及びその製剤の項第九号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四一年五月一九日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年一〇月三一日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第一の第二号（１８）及び別表第三の劇薬の部の有機薬品及びその製剤の項第百三十五号の改正規定は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四二年三月一七日厚生省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第一の第六号（３０）の次に三目を加える規定中一・三―ジヒドロ―七―クロル―一―メチル―五―フエニル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ジアゼパム）及びその製剤に係る部分並びに別表第三の劇薬の部の有機薬品及び製剤の項第二十四号の次に一号を加える規定は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四二年九月二三日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年二月二三日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年四月二五日厚生省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年六月二一日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年九月七日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年一二月一二日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年五月一五日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年七月一日厚生省令第一七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年九月一日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六十五条の改正規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年一月一七日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年三月二四日厚生省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年四月一六日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年六月六日厚生省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年九月一一日厚生省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四十六条及び様式第二十五の改正規定は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年三月二日厚生省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年五月一〇日厚生省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年六月二五日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年六月二九日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年八月二六日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年一月一三日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年四月二〇日厚生省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年八月八日厚生省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年一〇月一一日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年一月一二日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年五月二四日厚生省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年七月二六日厚生省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年九月六日厚生省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年一月二〇日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年四月二五日厚生省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年八月四日厚生省令第三一号）

この省令中別表第一の第三号ただし書の改正規定、同表の第六号（１９）の次に一目を加える改正規定、別表第三の毒薬の部の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号にただし書を加える改正規定、同部の有機薬品及びその製剤の項中第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に一号を加える改正規定、同表の劇薬の部の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の次に一号を加える改正規定、同部の有機薬品及びその製剤の項第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に一号を加える改正規定、同項中第十三号の十四を第十三号の十八とし、第十三号の十三を第十三号の十七とし、第十三号の十二を第十三号の十六とし、同号の前に第十三号の十五を加える改正規定及び同項第九十六号の四の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和五十年十一月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年一二月八日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年一二月一七日厚生省令第四五号）

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

# 附則（昭和五一年二月一四日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年四月八日厚生省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年八月二〇日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年一一月二九日厚生省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年三月五日厚生省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年六月一四日厚生省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年八月一八日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年九月一日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年一月二四日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年五月一八日厚生省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年五月二五日厚生省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、手数料の額の改正に係る部分は、昭和五十三年六月一日から施行する。

# 附則（昭和五三年八月一日厚生省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年三月一三日厚生省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年五月二二日厚生省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年八月二七日厚生省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年四月一日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年六月一〇日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年八月一六日厚生省令第三一号）

この省令は、昭和五十五年九月三十日から施行する。

# 附則（昭和五五年九月二六日厚生省令第三四号）

##### １

この省令は、昭和五十五年九月三十日から施行する。  
ただし、第三十条の次に一条を加える改正規定は、昭和五十七年九月三十日から施行する。

##### ２

改正後の第五十三条の二に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、この省令の施行の日から起算して二年間は、同条の規定による表示を要しない。

# 附則（昭和五五年一〇月二五日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年一二月二七日厚生省令第五〇号）

##### １

この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。  
ただし、第十一条の三の次に一条を加える改正規定中製造番号又は製造記号の記載に係る部分は、昭和五十七年一月一日から施行する。

##### ２

改正後の第五十三条の二第一項第二号に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、この省令の施行の日から起算して二年間は、同条の規定による表示を要しない。

##### ３

改正後の第五十三条の二第一項第二号に規定する医薬品に使用される容器又は被包であつて、この省令の施行の際現に存するものが、この省令の施行の日から起算して一年以内に同号に規定する医薬品の容器又は被包として使用されたときは、この省令の施行の日から起算して二年間は、同条の規定による表示を要しない。

# 附則（昭和五六年五月一日厚生省令第三二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の別表第一の第六号（１３）に掲げる医薬品であつて、この省令の施行の際現に薬事法第十二条第一項、第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）又は第二十二条第一項の許可を受けているものについては、公布の日から起算して六箇月間は、なお従前の例による。

# 附則（昭和五六年六月四日厚生省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年六月一二日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年九月一九日厚生省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第八十八号（１）の改正規定は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和五六年一二月七日厚生省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年六月一五日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年一〇月七日厚生省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年一二月一五日厚生省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五八年五月二七日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五八年七月三〇日厚生省令第三三号）

##### １

この省令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に、法第十四条（法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認又は法第十四条の三（法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による再評価の申請に際して提出された資料の根拠となつた資料及び法第六十九条第一項の規定により報告された副作用等に関する事項の根拠となつた資料については、この省令による改正後の第二十六条の二（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

# 附則（昭和五八年九月二一日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年二月一五日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年二月二一日厚生省令第四号）

##### １

この省令は、昭和五十九年三月二十一日から施行する。

##### ２

この省令により劇薬とされた医薬品であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年八月二十日までは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定による表示及び第五十三条の二第一項第二号の表示を要しない。

# 附則（昭和五九年四月一三日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

# 附則（昭和五九年五月三〇日厚生省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年七月二四日厚生省令第三四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第二十九号（３）に掲げる医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五九年一〇月一九日厚生省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年一〇月二三日厚生省令第五七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第四十二号の二（２）、第九十八号の三（２）及び第百二十一号の九（２）に掲げる医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六〇年一月三一日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年三月二〇日厚生省令第九号）

##### １

この省令は昭和六十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に改正後の別表第二器具器械の項第四十号に掲げる医療用具の販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十年九月三十日までは、薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第四条の規定は、適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六〇年三月二六日厚生省令第一〇号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年四月一六日厚生省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年六月二九日厚生省令第二六号）

##### １

この省令は、昭和六十年七月三十一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に輸入品目の輸入先の国名、製造業者の氏名若しくは名称又は輸入先における販売名の変更に関し、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条において準用する同法第十四条第四項及び第十八条第一項の規定による申請がなされているときは、改正後の第二十六条の十七第一項第六号に掲げる事項のうち当該変更に係る届出があつたものとみなす。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六〇年八月二二日厚生省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一一月五日厚生省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年三月一日厚生省令第五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

一個中一―メチル―〔二―（四″―クロル―一´―メチル―一´―フエニルベンジルオキシ）エチル〕ピロリジンとして一ｍｇ以下を含有する内用剤のうち錠剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六一年三月二八日厚生省令第一五号）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六一年四月三〇日厚生省令第三三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

一個中一・一―ジメチル―五―メトキシ―三―（ジチエン―二―イルメチレン）ピペリジニウムブロミド三〇ｍｇ以下を含有する内用剤のうちカプセル剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六一年七月一日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年七月二一日厚生省令第四一号）

##### １

この省令は、昭和六十一年七月三十日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六一年九月二五日厚生省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年一月一二日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年三月二三日厚生省令第一四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年三月三一日厚生省令第二一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びこれらの製剤の項第十二号の二ただし書、第十三号（２）若しくは（３）、第三十七号（２）若しくは第四十七号ただし書、同部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号（２）、第五号の三（１）若しくは（２）、第五号の四（１）若しくは（２）、第十一号の五（１）若しくは（２）若しくは第十三号の二ただし書、同部無機薬品及びその製剤の項第十七号の二ただし書、第二十二号の二（３）若しくは第二十五号（２）又は同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九ただし書、第六号の九（２）、第七号の六ただし書、第十二号の十二ただし書、第三十二号（２）、第三十六号の九ただし書、第六十九号（２）若しくは第七十号（３）に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六二年六月一日厚生省令第二九号）

##### １

この省令は、昭和六十二年六月十日から施行する。

# 附則（昭和六二年六月三〇日厚生省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年七月二一日厚生省令第三四号）

##### １

この省令は、昭和六十二年七月三十日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六二年九月一八日厚生省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年一〇月二日厚生省令第四三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部無機薬品及びその製剤の項第二号ただし書（４）、同表劇薬の部無機薬品及びその製剤の項第十号ただし書（４）若しくは（５）、第十一号ただし書（４）若しくは（５）、第十五号（９）ただし書（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム〇・二％以下を含有する外用剤を除く。）若しくは第二十四号ただし書（３）又は同部有機薬品及びその製剤の項第三号ただし書（１）若しくは（２）、第八号ただし書（８）、（９）若しくは（１０）、第十三号ただし書（２）、第十三号の十ただし書（２）、第十三号の十四ただし書（カプセル剤を除く。）、第二十六号ただし書（４）、第六十四号ただし書、第七十四号ただし書（７）若しくは（８）、第九十六号ただし書（１２）（錠剤を除く。）、（１６）、（１７）、（１８）、（１９）若しくは（２０）若しくは第百十九号ただし書（２）に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬若しくは劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬若しくは劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六三年一月二〇日厚生省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年三月二九日厚生省令第二一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号ただし書（３）、第五号の三ただし書（１）（一片中シソマイシンとして一〇μｇ以下を含有する体外診断薬を除く。）、第五号の四ただし書（１）（一片中ジベカシンとして一〇μｇ以下を含有する体外診断薬を除く。）、第十一号の三ただし書（２）、第十一号の六ただし書（１）（一片中ネチルマイシンとして一〇μｇ以下を含有する体外診断薬を除く。）若しくは第十三号の二ただし書（一片中ミクロノマイシンとして一〇μｇ以下を含有する体外診断薬を除く。）、同部無機薬品及びその製剤の項第十五号（６）ただし書（アセチルオキシメルクリベンゾール〇・二％以下を含有する外用剤及び坐ざ  
剤を除く。）若しくは第二十五号ただし書（２）（遊離ヨウ素〇・二五％以下を含有する体外診断薬を除く。）又は同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九ただし書（２）、第十三号の十一ただし書、第二十号の三ただし書、第三十二号ただし書（２）（ジエチルアミノアセトキシリジドとして〇・〇〇一％以下を含有する体外診断薬を除く。）若しくは第五十一号の三ただし書（２）に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六三年六月二八日厚生省令第四四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

五―クロロ―一―｛一―〔三―（二―オキソ―一―ベンズイミダゾリニル）プロピル〕―四―ピペリジル｝―二―ベンズイミダゾリノン一％以下を含有する内用剤のうちシロツプ剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六三年九月二〇日厚生省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年一一月一日厚生省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一月一七日厚生省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号の三ただし書（２）に規定する体外診断薬（シソマイシンとして〇・〇〇一二％以下を含有するものを除く。）、第五号の四ただし書（２）に規定する体外診断薬（ジベカシンとして〇・〇〇一％以下を含有するものを除く。）、第十一号の六ただし書（２）に規定する体外診断薬（ネチルマイシンとして〇・〇〇一八％以下を含有するものを除く。）若しくは第十三号の二ただし書（２）に規定する体外診断薬又は同部有機薬品及びその製剤の項第九十六号の八ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成元年三月一三日厚生省令第八号）

##### １

この省令は、平成元年四月十三日から施行する。

##### ２

この省令により劇薬とされたＤ―（＋）―四―（二・四―ジヒドロキシ―三・三―ジメチルブチラミド）酪酸（別名ホパンテン酸）、その塩類及びそれらの製剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成元年九月十二日までは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定による表示及び薬事法施行規則第五十三条の二第一項第二号の表示を要しない。

# 附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

##### ４

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

# 附則（平成元年三月二四日厚生省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附則（平成元年三月三一日厚生省令第二〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年六月三〇日厚生省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年九月二九日厚生省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一〇月二七日厚生省令第四五号）

この省令は、平成元年十二月一日から施行する。

# 附則（平成二年一月二三日厚生省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十二号の二ただし書に規定するもののうち一錠中（Ｚ）―二―〔パラ―（一・二―ジフエニル―一―ブテニル）フエノキシ〕―Ｎ・Ｎ―ジメチルエチルアミンとして一〇ｍｇ以下を含有するもの以外のもの及び第百十一号の三ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二年三月三〇日厚生省令第二三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号ただし書（２）に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成二年五月一〇日厚生省令第三〇号）

この省令は、平成二年七月一日から施行する。

# 附則（平成二年六月一五日厚生省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年六月二九日厚生省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年九月二八日厚生省令第五一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十八号の十ただし書に規定するもののうち一個中三・四―ジヒドロ―八―（二―ヒドロキシ―三―イソプロピルアミノ）プロポキシ―三―ニトロキシ―二Ｈ―一―ベンゾピラン三ｍｇ以下を含有する内用剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字で記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成三年一月一八日厚生省令第二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十五号の九ただし書に規定するもののうちただし書（１）に規定するもの以外のもの及び第七十一号の七ただし書（２）に規定するもののうち四―〔四―（パラ―クロロフエニル）―四―ヒドロキシ―一―ピペリジル〕―Ｎ・Ｎ―ジメチル―二・二―ジフエニルブチルアミド〇・一％以下を含有する内用剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成三年三月一九日厚生省令第一〇号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年三月二九日厚生省令第一八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号ただし書（３）に規定するもの、別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の九ただし書に規定するもの及び同部有機薬品及びその製剤の項第五十四号の三ただし書（２）に規定するもののうち一錠中（Ｅ）―Ｎ・Ｎ―ジメチルジベンズ〔ｂ・ｅ〕チエピン―デルタ一一（六Ｈ）・ガンマ―プロピルアミンとして二五ｍｇ以下を含有するもの以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬若しくは劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬若しくは劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成三年六月二八日厚生省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年一〇月四日厚生省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年一一月一日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年一月二一日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年三月二七日厚生省令第一六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号ただし書に規定する一噴霧中ニトログリセリン〇・三ｍｇ以下を含有する液剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

##### ３

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十八号の三ただし書に規定するもののうち一個中（±）―五―〔一―ヒドロキシ―二―〔〔二―（オルト―メトキシフエノキシ）エチル〕アミノ〕エチル〕―二―メチルベンゼンスルホンアミドとして一〇ｍｇ以下を含有する内用剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成四年五月一日厚生省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年六月一九日厚生省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年七月三日厚生省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二ただし書に規定するもののうち一錠中（±）―一・四―ジヒドロ―二・六―ジメチル―四―（オルト―ニトロフエニル）―三・五―ピリジンジカルボン酸イソブチルエステル、メチルエステルとして五ｍｇ以下を含有する錠剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成四年一〇月二日厚生省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年一一月二日厚生省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年一月一九日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年四月二日厚生省令第一九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令により毒薬とされた水銀及びその製剤であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成五年五月一日までは、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条第一項並びに薬事法施行規則第十一条の四第一項の規定は適用せず、同年十月一日までは、薬事法第四十四条第一項及び薬事法施行規則第五十三条の二第一項第二号の規定は適用しない。

# 附則（平成五年四月一四日厚生省令第二一号）

##### １

この省令は、平成六年四月一日から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### ２

厚生大臣が指定する者に係る厚生大臣が指定する申請又は届出は、この省令の施行前に、この省令による改正後の薬事法施行規則に基づいて行うことができる。

# 附則（平成五年四月三〇日厚生省令第二六号）

##### １

この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に開設の許可を受けている薬局又は当該薬局の開設者については、この省令による改正後の薬事法施行規則は、平成七年五月一日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

##### ３

前項の者は、平成七年五月一日から五月三十一日までの間に、平成六年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間における総取扱処方せん数（この省令による改正後の薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令第一条に規定する総取扱処方せん数をいう。）を当該薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。  
ただし、この省令による改正後の薬事法施行規則第十二条の二第一項ただし書に規定する者については、この限りではない。

# 附則（平成五年七月一日厚生省令第三三号）

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

# 附則（平成五年七月二日厚生省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年七月一四日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年七月三〇日厚生省令第三六号）

##### １

この省令は、平成五年十月一日から施行する。

# 附則（平成五年一〇月一日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年一月一九日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月三〇日厚生省令第二七号）

##### １

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第五十三条の二第一項第一号に規定する医薬品（薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき承認を要しない医薬品として厚生大臣が指定したものを除く。次項において同じ。）であって、この省令の施行の際現に存するものについては、この省令の施行の日から起算して二年間は、新規則第五十三条の二第一項第一号の表示を要しない。

##### ３

新規則第五十三条の二第一項第一号に規定する医薬品に使用される容器又は被包であって、この省令の施行の際現に存するものが、この省令の施行の日から起算して一年以内に同号に規定する医薬品の容器又は被包として使用されたときは、この省令の施行の日から起算して二年間は、同号の表示を要しない。

##### ４

この省令による改正前の薬事法施行規則第六十二条の二第一項各号に掲げる事項をこの省令の施行前に知った者によるこの省令の施行の日以後における厚生大臣への報告については、なお従前の例による。

##### ５

この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ６

この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年四月一日厚生省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年七月一日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年一〇月五日厚生省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年一二月一四日厚生省令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条、第十五条及び第二十条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

# 附則（平成七年一月二〇日厚生省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第三号の二ただし書（２）並びに同表劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第八十号ただし書（５）、第八十八号ただし書（４）、第百二十四号ただし書（３）及び第百二十七号ただし書（２）に規定する医薬品であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬若しくは劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬若しくは劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成七年二月二三日厚生省令第四号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附則（平成七年三月三一日厚生省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年五月二六日厚生省令第三五号）

##### １

この省令は、平成七年六月一日から施行する。

# 附則（平成七年六月二六日厚生省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成七年七月一日から施行する。  
ただし、第二十三条の次に四条を加える改正規定（第二十三条の二及び第二十三条の五に係る部分に限る。）、第四十二条の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二第五項第一号に係る部分に限る。）及び第四十五条の次に一条を加える改正規定は平成八年一月一日から、第四十二条の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二第四項に係る部分に限る。）は同年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に存する医療用具については、改正後の第十八条ただし書の規定は、適用しない。

#### 第三条

医療用具の製造業者又は輸入販売業者の責任技術者の資格については、改正後の第二十四条第三項及び第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成八年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

##### ２

医療用具の外国製造承認取得者に係る国内管理人の基準については、第二十六条の五第二号ニの規定にかかわらず、平成八年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

#### 第四条

第四十二条の二第五項に規定する業務については、同項の規定にかかわらず、平成八年六月三十日までは、販売業者又は賃貸業者が自らこれを行うことができる。

# 附則（平成七年六月三〇日厚生省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年九月二九日厚生省令第五八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十三号の三ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成八年一月三一日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年三月二八日厚生省令第二一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年四月一六日厚生省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年四月二四日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年七月一〇日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年八月三〇日厚生省令第五三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際第一条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成八年一〇月九日厚生省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一一月一二日厚生省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一一月二〇日厚生省令第六二号）

##### １

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ６

この省令による施行前のそれぞれの省令の規定によりされた申請、届出その他の手続は、附則第二項から前項までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の手続とみなす。

##### ７

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ８

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成九年二月一四日厚生省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年三月二七日厚生省令第二九号）

##### １

この省令は、平成九年四月一日から施行する。  
ただし、第一条中薬事法施行規則第一条の改正規定、同令第十二条の改正規定、同令第十四条に一項を加える改正規定、同令第二十六条第三項の改正規定（「第十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同法」を「第三項」に改める部分に限る。）、同令第二十六条の二の二の改正規定、同令第二十六条の十四に一項を加える改正規定、同令第二十九条の改正規定、同令第二十九条の三の改正規定（「第十一条の二第一項」を「第十一条第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十条の改正規定、同令第七十三条の改正規定及び同令別表第一の三の改正規定、第二条並びに第三条は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項若しくは第六項（これらの規定を同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十九条の二第一項の規定による医療用医薬品の製造の承認を受けた者に対する第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十一条の四の二第三項の適用については、「当該調査に係る医薬品の製造の承認の際に厚生大臣が指定した日」とあるのは、「厚生労働大臣が指定した日」とする。

##### ３

この省令の施行前に薬事法第十四条第一項若しくは第六項又は第十九条の二第一項の規定による医療用医薬品の製造の承認を受けた者については、平成九年十月一日までは、第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第二十一条の四第三項の規定の例による。

##### ４

新施行規則第二十一条の四の二第一項の調査については、平成九年十月一日までは、同項中「使用の成績等に関する調査（外国で使用されるものであつて当該医療用医薬品と成分が同一のもの（以下この条において「成分同一物」という。）がある場合には、当該物に係る調査を含む。）」とあるのは、「使用の成績等に関する調査」とする。

##### ５

旧施行規則第六十二条の二第一項各号、第二項各号又は第三項に掲げる事項をこの省令の施行前に知った者によるこの省令の施行の日以後における厚生大臣への報告については、なお従前の例による。

##### ６

この省令の施行前に医薬品又は医療用具の回収に着手した者による厚生大臣又は都道府県知事への報告については、なお従前の例による。

##### ７

この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

##### ８

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

##### ９

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成九年四月一日厚生省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年四月一日厚生省令第四〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にある改正前の様式による検定合格証紙については、施行の日から起算して三箇月間は、これを使用することができる。

# 附則（平成九年四月二二日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年四月三〇日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年六月三〇日厚生省令第五四号）

この省令は、平成九年七月一日から施行する。

# 附則（平成九年七月二日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年七月二五日厚生省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年九月五日厚生省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年一〇月一四日厚生省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年一一月二〇日厚生省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年一一月二一日厚生省令第八二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に薬事法第三十三条第一項の身分証明書の交付を受けている者の当該身分証明書の有効期間については、この省令による改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成一〇年一月二一日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月六日厚生省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月二五日厚生省令第二七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に二以上の製造段階について検定が行われるべき医薬品又は医療用具に係る最終段階の検定以外の検定の申請がなされているときは、改正後の薬事法施行規則第四十八条第三項の規定にかかわらず、当該申請の出願者は、当該申請に係る試験品を採取した箱その他の容器について同条第二項の規定によりなされた封印を解くことができる。

# 附則（平成一〇年三月三〇日厚生省令第四三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は同法第二十二条第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一第八十三号（４７）及び（４９）に掲げる医療用具（以下この項において「旧承認不要医療用具」という。）について同法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第十九条の二第一項の規定による承認（以下この項において「承認」という。）を受けることなく当該医療用具を製造し、又は輸入していた者は、平成十年九月三十日までは、当該旧承認不要医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。

##### ３

この省令の施行の際現に薬事法施行規則別表第一の四第四号に規定する区分について薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の三の二第一項の規定により薬事法第十二条第一項の許可を受けている修理業者であって、特定修理業者（薬事法施行規則第二十三条の三第一項に規定する特定修理業者をいう。）以外の者は、平成十一年三月三十一日までは、この省令による改正後の薬事法施行規則別表第一の二第四号（７）に掲げる医療用具の修理を行うことができる。

##### ４

改正後の薬事法施行規則別表第一の二第四号（７）に掲げる医療用具であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十二年三月三十一日までは、薬事法第六十三条の二第二号の規定による表示を要しない。

##### ５

改正後の薬事法施行規則別表第一の二第四号（７）に掲げる医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添附される文書であって、この省令の施行の際現に存するものが、平成十一年三月三十一日までに当該医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添附される文書として使用されたときは、平成十二年三月三十一日までは、薬事法第六十三条の二第二号の規定による表示を要しない。

# 附則（平成一〇年三月三一日厚生省令第四六号）

##### １

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一〇年四月一〇日厚生省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月三〇日厚生省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年七月三日厚生省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年七月一三日厚生省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年九月三〇日厚生省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一〇月一六日厚生省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一一月二七日厚生省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月二五日厚生省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一月一一日厚生省令第五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一一年一月二五日厚生省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年二月二六日厚生省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年三月一二日厚生省令第一七号）

この省令は、平成十一年三月三十一日から施行する。  
ただし、別表第一の五及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年四月七日厚生省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年四月三〇日厚生省令第五九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は同法第二十二条第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一第八十三号（２８）及び（８７）に掲げる医療用具（以下この項において「旧承認不要医療用具」という。）について同法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第十九条の二第一項の規定による承認（以下この項において「承認」という。）を受けることなく当該医療用具を製造し、又は輸入していた者は、平成十二年十月三十一日までは、当該旧承認不要医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。

# 附則（平成一一年六月一六日厚生省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年七月二二日厚生省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年七月二八日厚生省令第七四号）

##### １

この省令は、平成十一年十月二十八日から施行する。  
ただし、第二十条の二第二項の改正規定、第二十九条の三の改正規定（「第十二条第一項第一号の二」の下に「及び第七号」を加える部分を除く。）、第三十七条第三号の改正規定及び第五十六条の三第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に開設の許可を受けている薬局の開設者又は一般販売業の許可を受けている者（卸売一般販売業の許可を受けている者であって、法第二十六条第三項ただし書の許可を受けていないものを除く。）は、平成十一年十月二十八日から十二月二十七日までの間に、通常の営業日及び営業時間を当該薬局又は一般販売業の店舗の所在地の都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業にあっては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）に届け出なければならない。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一一年九月一〇日厚生省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月二二日厚生省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月二九日厚生省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一〇月八日厚生省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二七日厚生省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一月一八日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年二月二五日厚生省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月一〇日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

##### １

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一二年三月二七日厚生省令第三九号）

##### １

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第六三号）

##### １

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ３

この省令の施行の際現にある前項の規定による改正前の様式（以下次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、前項の規定による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第六六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十二条第一項又は法第二十二条第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一に掲げる医療用具（以下この項において「旧承認不要医療用具」という。）について法第十四条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第一項の規定による承認（以下この項において「承認」という。）を受けることなく当該医療用具を製造し、又は輸入していた者は、平成二十年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行後に法第十二条第一項又は法第二十二条第一項の許可を受けて旧承認不要医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入する者は、平成二十年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一二年三月三〇日厚生省令第六七号）

この省令は、平成十二年三月三十一日から施行する。

# 附則（平成一二年七月三日厚生省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一日厚生省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年九月二二日厚生省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年九月二九日厚生省令第一二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年九月二九日厚生省令第一二五号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。  
ただし、第五十四条第一項及び第六十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）

##### １

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一二年一二月一日厚生省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月一二日厚生省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二二日厚生省令第一四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号）

##### １

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月二八日厚生労働省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月二八日厚生労働省令第五三号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年四月二日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年四月四日厚生労働省令第一一七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第十九号の二ただし書に規定する内用剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一三年五月一一日厚生労働省令第一二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年六月二〇日厚生労働省令第一三二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第三十六号ただし書に規定する咀そ  
  
嚼しやく  
剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六四号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

# 附則（平成一三年七月三〇日厚生労働省令第一七六号）

##### １

この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項、第十八条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第二十二条第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一第八十五号（７８）に掲げる医療用具について同法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けることなく製造し、又は輸入していた者は、平成十五年一月三十一日までの間は、引き続き当該医療用具について当該承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。

# 附則（平成一三年八月一日厚生労働省令第一八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年九月七日厚生労働省令第一八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年一〇月二日厚生労働省令第二〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年一一月二一日厚生労働省令第二一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年一月一七日厚生労働省令第四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号（４）、同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の四ただし書、同項第五号（３）、同項第五号の四（１）、同項第五号の六（１）、同項第十一号の四（２）、同項第十一号の七（１）、同項第十三号の二（１）、同部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の二十三ただし書及び同項第六十一号の四ただし書に規定する体外診断薬又は同項第百二十一号の五（４）に規定する殺虫剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬又は劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬又は劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）

##### １

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一四年四月一一日厚生労働省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年七月五日厚生労働省令第九三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の十五ただし書に規定する外用剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、毒薬とみなす。

##### ３

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の六ただし書に規定するエアゾール剤、同項第七十八号の十五（２）に規定する吸入剤又は同項第八十八号（４）に規定する内用剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、劇薬とみなす。

# 附則（平成一四年一〇月八日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一月三一日厚生労働省令第四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号の二ただし書、同項第五号の七ただし書、同部有機薬品及びその製剤の項第十九号の二ただし書、同項第六十九号の四ただし書（２）、同項第九十六号の六ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号）

##### １

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。

# 附則（平成一五年四月一六日厚生労働省令第七九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号（２）に規定する注射剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

# 附則（平成一五年五月一五日厚生労働省令第八九号）

##### １

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

##### ２

薬事法第二条第五項に規定する生物由来製品であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、同法第六十八条の三各号又は同法第六十八条の四各号に掲げる事項がその容器又は被包に記載され、又ははり付けられる等により明らかにされているものについては、平成十七年七月三十日までは、引き続き当該事項が記載され、又ははり付けられる等により明らかにされている限り、この省令による改正後の規定に適合する記載がされているものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

##### ５

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一五年七月一〇日厚生労働省令第一一七号）

##### １

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

# 附則（平成一五年七月一七日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月一六日厚生労働省令第一六〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十三号の三ただし書、同項第九十六号の九ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一六年一月二九日厚生労働省令第八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の十ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一六年三月二五日厚生労働省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二五日厚生労働省令第三九号）

##### １

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令及び薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令の廃止）

次に掲げる省令は、廃止する。

* 一  
  薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第五十号）
* 二  
  薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第五十一号）

#### 第三条（経過措置）

この省令の施行の際現に前条の規定による廃止前の薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令の規定による指定を受けている試験検査機関は、この省令による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関とみなす。

##### ２

この省令の施行の際現に前条の規定による廃止前の薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令（以下「講習等指定省令」という。）の規定による指定を受けた講習を行う者は、次の各号に掲げる規定による指定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める新規則の規定に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者とみなす。

* 一  
  講習等指定省令第一条  
    
    
  新規則第二十四条第三項第三号
* 二  
  講習等指定省令第二条第一項  
    
    
  新規則第二十四条第五項第一号イ（基礎講習に係る部分に限る。）
* 三  
  講習等指定省令第二条第二項  
    
    
  新規則第二十四条第五項第一号イ（専門講習に係る部分に限る。）
* 四  
  講習等指定省令第三条  
    
    
  新規則第四十二条の二第四項第一号

# 附則（平成一六年四月一日厚生労働省令第八九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 第二条（検討）

厚生労働大臣は、この省令の施行後六月を目途として、この省令による改正後の薬事法施行規則第二十九条の二の二の規定の実施状況を勘案し、同条の厚生労働大臣が定める事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成一六年四月二三日厚生労働省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年六月二一日厚生労働省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年七月一日厚生労働省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

改正法第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第十二条又は第二十二条の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者であって、改正法又は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百三十五号。以下「整備政令」という。）の規定により改正法第二条の規定による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）第十二条の許可を受けたものとみなされたものは、改正法第二条の規定の施行の日後、業として、旧許可に係る品目の製造販売を行おうとするときは、同日後遅滞なく新薬事法第十七条第二項に規定する総括製造販売責任者がその業務を行おうとする事務所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

#### 第三条

改正法第二条の規定の施行の際現に旧薬事法第十四条第一項（旧薬事法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の承認（以下「旧承認」という。）を受けている者であって、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものとみなされたものは、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二条の許可を受けたものとみなされたものにあってはこの省令の施行後当該許可についての最初の更新を受けるまでの間に、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二条の許可を受けたものとみなされないものにあっては当該承認を受けたものとみなされたときから当該新承認に係る品目についての新薬事法第十四条第六項に規定する期間を経過するまでの間に、当該受けたものとみなされた承認に係る品目について第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により新たに申請書に記載すべきこととなった事項を、旧承認を行った者に届け出なければならない。

#### 第四条

整備政令附則第七条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

* 一  
  薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新々薬事法」という。）第二十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者
* 二  
  新々薬事法第三十四条第三項に規定する卸売販売業者であって、原薬たる医薬品については、専ら医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は前号に規定する者に対してのみ、業として、販売し、又は授与するもの

#### 第五条

この省令の施行の際現に旧許可を受けている者であって、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十三条若しくは第四十条の二の許可又は第十三条の三の認定を受けたものとみなされるものは、当該者が受けていた旧許可に係る品目及び製造工程に応じ、それぞれ新規則第二十六条若しくは第百八十一条又は第三十六条に規定する区分の許可又は認定を受けたものとみなす。

#### 第六条

この省令の施行の際現に旧許可を受けている者であって、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二条、第十三条又は第四十条の二の許可を受けたものとみなされるものについては、新規則第百十四条第一項から第三項までにおいて準用する第三条に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

#### 第七条

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

#### 第八条

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 第九条

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第十条

新規則第百六十八条、第百七十五条第二項及び第百九十四条の規定は、平成十八年三月三十一日まで適用しない。

# 附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令により劇薬とされたタンニン酸及びそれを含有する製剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十六年八月八日までは、薬事法第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条第一項の規定は適用せず、平成十七年一月八日までは、同法第四十四条第二項の規定は適用しない。

# 附則（平成一六年七月一六日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、平成十六年七月三十日から施行する。

# 附則（平成一六年七月一六日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年九月二二日厚生労働省令第一三四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二二日厚生労働省令第一五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一一月五日厚生労働省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二〇日厚生労働省令第一七一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二四日厚生労働省令第一七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一月一九日厚生労働省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月一七日厚生労働省令第三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に、医薬品又は医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は外国製造承認取得者若しくは国内管理人が知つた事項に係る報告については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年三月一八日厚生労働省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月二三日厚生労働省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月二三日厚生労働省令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月二三日厚生労働省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月三〇日厚生労働省令第五二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年三月三一日厚生労働省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年四月一一日厚生労働省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年六月一日厚生労働省令第一〇一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

# 附則（平成一七年七月二五日厚生労働省令第一二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一〇月一一日厚生労働省令第一六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月二八日厚生労働省令第一七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一月二三日厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年二月二八日厚生労働省令第二〇号）

##### １

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
ただし、第二百八十四条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の薬事法施行規則第百六十二条各号のいずれか又は第百七十五条第一項各号のいずれかに該当していた者は、それぞれこの省令による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第百六十二条第一項第一号又は第百七十五条第一項第一号に該当する者とみなす。

##### ３

この省令の施行の日前に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間は、新規則第百六十二条及び第百七十五条第一項の規定の適用については、薬事法施行規則第百十二条第二項に規定する高度管理医療機器等（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。

##### ４

この省令の施行の際現に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事している者であって、この省令の施行後も引き続き当該業務に従事している者についての新規則第百六十二条及び第百七十五条第一項の規定の適用については、当該業務に従事している期間を高度管理医療機器等の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。

##### ５

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ６

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年四月二〇日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

# 附則（平成一八年七月二六日厚生労働省令第一四二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の十七（２）に規定する塗布剤及び貼付剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一八年八月三一日厚生労働省令第一五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一〇月二〇日厚生労働省令第一八六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の別表第一第六号（２１８）ただし書に規定するもののうち、一錠中トリアムシノロンアセトニドとして〇・〇二五ｍｇ以上を含有する口腔くう  
内貼付剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十八年十一月十九日までは薬事法第二十九条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一九年一月四日厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一月二六日厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年二月二八日厚生労働省令第一三号）

##### １

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

# 附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の八（２）に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一九年三月二六日厚生労働省令第二八号）

##### １

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の六の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、新規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第一の項第一号に掲げる基本情報その他都道府県知事が定めるものについて、都道府県知事が定める方法により行うことができる。

##### ３

新規則第十二条の二第二項第三号の規定にかかわらず、同号の医薬品の安全使用のための業務に関する手順書がこの省令の施行の際整備されていない薬局については、この省令の施行の日から起算して三箇月を経過する日までは、同号の規定は適用しない。

# 附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、様式第十九の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）を輸出するために製造し、この省令の施行後に当該医薬品等を輸出する製造業者については、この省令による改正後の第二百六十五条第一項第三号の規定は、適用しない。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五一号）

##### １

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日前に製造販売の承認を受けた医薬品についての薬事法第三十六条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間については、零とする。

# 附則（平成一九年四月一八日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年六月二一日厚生労働省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年七月三一日厚生労働省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年八月二日厚生労働省令第一〇一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第四十七号の四ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一〇月四日厚生労働省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一〇月一九日厚生労働省令第一二七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二十二ただし書に規定する製剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内装を含む。）に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成一九年一一月二二日厚生労働省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一月二五日厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一月三一日厚生労働省令第九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。  
ただし、第一条中第百四十一条の改正規定は公布の日から、第二条、次条及び附則第三条第一項は改正法施行の日から、それぞれ施行する。

#### 第二条（経過措置）

第二条の施行の日前に、薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者についての第二条による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第百五十九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日前に当該実務に従事した期間（以下「旧法実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。  
この場合において、当該旧法実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

##### ２

第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）に係る業務についての実務に従事した者にあっては、第二条の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間。以下同じ。）に、改正法附則第二条に規定する既存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者に係る業務についての実務に従事した者についての新規則第百五十九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に当該実務に従事した期間（以下「経過措置実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。  
この場合において、当該経過措置実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

#### 第三条

改正法附則第七条第一項の規定による登録は第一条による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の七及び第百五十九条の八の規定により行うものとする。  
この場合において、第一条による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の七第二項第一号中「登録販売者試験に合格したことを証する書類」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十八条第一項の許可を受けていることを証する書類」と、第一条による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の八第一項第三号中「登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名」とあるのは「旧法第二十八条第一項の許可の年月及び同項の許可を受けた店舗の所在地の都道府県名」と読み替えるものとする。

##### ２

前項の登録は、この規定の施行前に、第一条による改正後の薬事法施行規則に基づいて行うことができる。

# 附則（平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二五号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第六二号）

##### １

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年四月一六日厚生労働省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年四月一七日厚生労働省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

# 附則（平成二〇年五月二一日厚生労働省令第一〇九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に存する一般用医薬品（改正法による改正後の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十五条第一号に規定する一般用医薬品をいう。）であって、その容器又は被包に改正法による改正前の薬事法の規定に適合する表示がされているものについては、その外部の容器又は外部の被包にこの省令による改正後の薬事法施行規則第二百九条の二に規定する表示が記載されている場合には、同条に規定する表示が当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されているものとみなす。

# 附則（平成二〇年六月二四日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一〇日厚生労働省令第一二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一六日厚生労働省令第一三〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の六ただし書に規定する製剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十四条第一号の規定は、適用しない。

# 附則（平成二〇年一〇月一六日厚生労働省令第一五二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第十二号の十七（２）に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

# 附則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月二五日厚生労働省令第一七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年一月二一日厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年二月六日厚生労働省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。  
ただし、第一条中第百五十九条の七の改正規定及び第二百五十四条第二号の改正規定並びに第九条中第三条第二項の改正規定並びに附則第四十一条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に薬事法（以下「法」という。）第四条第一項の許可を受けている者（以下「既存薬局開設者」という。）については、この省令による改正前の薬事法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十二条の二の規定は、平成二十四年五月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

#### 第三条

既存薬局開設者についての次の表の上欄に掲げるこの省令による改正後の薬事法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定の適用については、平成二十四年五月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

#### 第四条

既存薬局開設者のうち、平成二十四年五月三十一日までの間継続して当該許可（その更新に係る法第四条第一項の許可を含む。）により薬局を開設している者（次項において「継続既存薬局開設者」という。）は、同日までに、その薬局の管理者の週当たり勤務時間数（新施行規則第七条第四号に規定する週当たり勤務時間数をいう。次項及び第三項において同じ。）をその薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

##### ２

継続既存薬局開設者は、平成二十四年五月三十一日までに、その薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者があるときは、その者の週当たり勤務時間数をその薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

##### ３

第一項及び前項の届出に係る週当たり勤務時間数に変更があった場合は、その変更後の週当たり勤務時間数をその薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

#### 第五条

既存薬局開設者については、平成二十四年五月三十一日までの間は、新施行規則第十五条の十五の規定は、適用しない。

#### 第六条

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第九十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「店舗販売業者」とあるのは「店舗販売業者及び法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）」と、「配置販売業者」とあるのは「配置販売業者、改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者及び改正法の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、改正法附則第十五条及び第十六条に規定する者を除く。）」とする。

#### 第七条

既存一般販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する既存一般販売業者をいう。以下同じ。）については、平成二十四年五月三十一日までの間は、旧施行規則第百三十九条から第百四十一条までの規定は、なおその効力を有する。

#### 第八条

既存薬種商（改正法附則第五条に規定する既存薬種商をいう。以下同じ。）については、平成二十四年五月三十一日までの間は、旧施行規則第百四十八条、第百五十三条、第百五十五条及び別表第一の二の規定は、なおその効力を有する。

#### 第九条

改正法附則第九条第一項の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされたものについての次の表の上欄に掲げる医薬品医療機器等法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

#### 第十条

既存一般販売業者は、この省令の施行後直ちに、店舗管理者の氏名及び住所をその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に届け出なければならない。  
ただし、当該既存一般販売業者の管理者（改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十七条において準用する旧法第七条の管理者をいう。）を店舗管理者とする場合は、この限りでない。

#### 第十一条

既存薬種商等（既存薬種商及び法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る旧法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）をいう。以下同じ。）は、この省令の施行後直ちに、店舗管理者の氏名及び住所をその店舗の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。  
ただし、当該既存薬種商等であって、改正法附則第七条の規定により改正法第一条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第三十六条の四第一項に規定する試験に合格した者とみなされたもののうち、同条第二項の登録を受けたもの（以下「みなし合格登録販売者」という。）を店舗管理者とする場合は、この限りでない。

#### 第十二条

既存配置販売業者（改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。）については、旧施行規則第百五十二条、第百五十三条及び第百五十六条から第百五十九条までの規定は、なおその効力を有する。  
この場合において、旧施行規則第百五十三条において準用する第二条に規定する許可証については、様式第七十七中「配置販売業の許可を受けた者」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律附則第十条に規定する既存配置販売業者」とする。

##### ２

前項後段の規定にかかわらず、この省令の施行後既存配置販売業者に係る当該許可についての最初の更新を受けるまでの間、旧施行規則第百五十三条において準用する第二条に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

#### 第十三条

改正法附則第十一条第一項の規定により配置販売業の許可を受けた者とみなされたものについての医薬品医療機器等法施行規則の規定の適用については、第百四十九条の二第一項第二号中「登録販売者（第十五条第二項の登録販売者を除く。）」とあるのは「既存配置販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。）の配置員」と、同条第二項柱書き、第百四十九条の五第四項第四号、第百四十九条の七、第百四十九条の十三第一項、第百四十九条の十四及び第百五十九条の十四第二項中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、第百四十九条の二第二項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「期間」とあるのは「期間又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する既存配置販売業において配置員として業務に従事した期間」と、第百四十九条の六第一項中「、登録販売者又は一般従事者（その区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十九条の十二第一項において同じ。）」とあるのは「又は既存配置販売業者の配置員」と、第百五十九条の十八中「同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」とあるのは「同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「同項第三号」とあるのは、「「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、同項第三号」と、「同条第二項中」とあるのは「同項第七号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、同条第二項中」と、「同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」とあるのは「同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」とあるのは「第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「配置した当該一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置した当該一般用医薬品を使用する者」と、同項第六号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、別表第一の四中「第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「登録販売者に」とあるのは「既存配置販売業者の配置員に」とし、第百四十九条の六第二項及び第三項並びに第百四十九条の十二の規定は適用しない。

#### 第十四条

改正法附則第十三条第一項の規定による許可については、旧施行規則第百四十九条の規定は、なおその効力を有する。

##### ２

改正法附則第十三条第一項の規定による許可を受けた者については、附則第十二条第一項及び前条の規定を準用する。

#### 第十五条

既存配置販売業者は、この省令の施行後直ちに、区域管理者の氏名及び住所をその配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事に届け出なければならない。  
ただし、既存配置販売業者であって、旧法第三十条第二項第二号に規定する配置販売の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者を区域管理者とする場合は、この限りでない。

#### 第十六条

特例許可旧卸売一般販売業者（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）第五条に規定する特例許可旧卸売一般販売業者をいう。）については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、旧施行規則第百三十九条（第八号ロに係る部分に限る。）及び第百四十三条から第百四十五条までの規定は、なおその効力を有する。

#### 第十七条

改正法附則第四条の規定により新法第三十四条第一項の許可を受けた者とみなされる者（以下「みなし卸売販売業者」という。）は、この省令の施行後直ちに、営業所管理者の氏名及び住所をその営業所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。  
ただし、当該みなし卸売販売業者の管理者（旧法第二十七条において準用する旧法第七条の管理者をいう。）を営業所管理者とする場合は、この限りでない。

#### 第十八条

みなし卸売販売業者については、平成二十四年五月三十一日までの間は、新施行規則第百五十五条の規定は、適用しない。

#### 第十九条

みなし卸売販売業者については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、医薬品医療機器等法施行規則第百五十五条において準用する第二条に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

#### 第二十条

みなし合格登録販売者は、新施行規則第百五十四条の規定にかかわらず、第二類医薬品又は第三類医薬品のみを販売する卸売販売業の営業所管理者になることができる。

#### 第二十一条

医薬品医療機器等法施行規則第百五十八条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「店舗販売業者」とあるのは「店舗販売業者及び法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）」と、「配置販売業者」とあるのは「配置販売業者、改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者及び改正法の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、改正法附則第十五条及び第十六条に規定する者を除く。）」とする。

#### 第二十二条

この省令の施行の際現に存する医薬品又は医薬部外品であって、その容器又は被包に旧法及び旧施行規則の規定に適合する表示がされているものについては、その外部の容器又は外部の被包に新施行規則第二百十条第四号及び第五号並びに第二百十九条の二第一項に規定する文字及び数字が記載されている場合には、これらの文字及び数字が当該医薬品又は医薬部外品の直接の容器又は直接の被包に記載されているものとみなす。

#### 第二十三条

薬局開設者が、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品（次条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この号及び次号において同じ。）、第二類医薬品又は第三類医薬品」と、同項第二号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

##### ２

店舗販売業者が、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第百四十二条において準用する新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「第三類医薬品」とあるのは、「第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

##### ３

薬局開設者又は店舗販売業者は、前二項の規定により医薬品を販売し、又は授与したときは、遅滞なく、その販売又は授与の相手方の氏名、住所、連絡先及び当該医薬品の名称その他必要な事項を記載した記録を作成し、その作成の日から三年間保存しなければならない。

#### 第二十四条

薬局開設者が、前条第一項の規定により薬局製造販売医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の五の規定は、適用しない。

##### ２

前項に規定する場合において、新施行規則第十五条の六第二項の規定の適用については、同項第一号中「当該薬局内の情報提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。次条、第十五条の十三及び第十五条の十四において同じ。）において、対面で」とあるのは、「電話その他の方法により」とし、同項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第二十五条

薬局開設者に、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者であって、その薬局において薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとするもの又はその薬局において薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けたものから相談があった場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の七第二項の規定の適用については、同項第一号中「当該薬局内の情報提供を行う場所において、対面で」とあるのは、「電話その他の方法により」とする。

#### 第二十六条

薬局開設者又は店舗販売業者が、附則第二十三条第一項又は第二項の規定により第二類医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第百五十九条の十四第二項の規定の適用については、同項ただし書中「第三類医薬品」とあるのは「第二類医薬品又は第三類医薬品」とし、新施行規則第百五十九条の十六の規定の適用については、同条第一号中「当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、対面で」とあるのは「電話その他の方法により」とする。

#### 第二十七条

薬局開設者又は店舗販売業者に、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者であって、その薬局若しくは店舗において第二類医薬品若しくは第三類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとするもの又はその薬局若しくは店舗において第二類医薬品若しくは第三類医薬品を購入し、若しくは譲り受けたもの若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた第二類医薬品若しくは第三類医薬品を使用するものから相談があった場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、第百五十九条の十七の規定の適用については、同条第二号中「当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に対面で」とあるのは、「医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に電話その他の方法により」とする。

#### 第二十八条

既存薬局開設者が、この省令の施行前に当該既存薬局開設者から購入し、若しくは譲り受けた薬局製造販売医薬品若しくは第二類医薬品をこの省令の施行の際現に継続して使用していると認められる者に対して、又は薬局開設者が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該薬局開設者から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合（当該医薬品が薬局製造販売医薬品である場合にあっては当該薬局の薬剤師が電話その他の方法により当該医薬品を購入し、又は譲り受ける者から新施行規則第十五条の六第一項の規定による情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、同項の規定による情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限り、当該医薬品が第二類医薬品である場合にあっては当該薬局の薬剤師又は登録販売者が電話その他の方法により当該医薬品を購入し、又は譲り受ける者から新法第三十六条の六第二項の規定による情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、同項の規定による情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。）においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品（次条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この号及び次号において同じ。）、第二類医薬品又は第三類医薬品」と、同項第二号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

##### ２

既存一般販売業者若しくは既存薬種商等（店舗販売業の許可を受けた者を含む。以下同じ。）が、この省令の施行前に当該既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた第二類医薬品をこの省令の施行の際現に継続して使用していると認められる者に対して、又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合（当該店舗の薬剤師又は登録販売者が電話その他の方法により当該医薬品を購入し、又は譲り受ける者から新法第三十六条の六第二項の規定による情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、同項の規定による情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。）においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第百四十二条において準用する新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「第三類医薬品」とあるのは、「第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

##### ３

既存薬局開設者若しくは薬局開設者又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等は、前二項の規定により医薬品を販売し、又は授与したときは、遅滞なく、その販売又は授与の相手方の氏名、住所、連絡先及び当該医薬品の名称その他必要な事項を記載した記録を作成し、その作成の日から三年間保存しなければならない。

#### 第二十九条

既存薬局開設者が、前条第一項の規定により薬局製造販売医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の五及び第十五条の六の規定は、適用しない。

#### 第三十条

既存薬局開設者若しくは薬局開設者又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等が、附則第二十八条第一項又は第二項の規定により第二類医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第百五十九条の十四第二項の規定の適用については、同項ただし書中「第三類医薬品」とあるのは「第二類医薬品又は第三類医薬品」とし、新施行規則第百五十九条の十六の規定は、適用しない。

#### 第三十一条

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、様式第一の二中「  
  
４  
  
販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネツト等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。  
また、広告方法としてインターネツトを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。  
  
  
」とあるのは、「  
  
４  
  
販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネツト等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。  
また、広告方法としてインターネツトを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。  
  
  
  
５  
  
次の（１）に掲げる場合には、備考欄に「離島居住者への薬局製造販売医薬品販売（第二類医薬品を販売する場合にあつては、「第二類医薬品販売」）」と記載し、併せて離島の名称を記載すること。  
（２）に掲げる場合には、備考欄に「継続使用者への薬局製造販売医薬品販売（第二類医薬品を販売する場合にあつては、「第二類医薬品販売」）」と記載すること。  
  
  
（１）  
  
薬局及び店舗が存しない離島に居住する者に薬局製造販売医薬品又は第二類医薬品の郵便等販売を行う場合  
  
  
  
（２）  
  
薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成２１年厚生労働省令第１０号。以下「改正省令」という。）の施行前に既存薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた薬局製造販売医薬品若しくは第二類医薬品を改正省令の施行の際現に継続使用していると認められる者に対して、又は法第３６条の３の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合（当該薬局又は店舗の薬剤師又は登録販売者（薬局製造販売医薬品にあつては、当該薬局の薬剤師）が電話その他の方法により当該医薬品の販売又は授与の相手方から情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。）  
  
  
  
」と読み替えて適用するものとする。

##### ４

販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネツト等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。  
また、広告方法としてインターネツトを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。

##### ４

販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネツト等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。  
また、広告方法としてインターネツトを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。

##### ５

次の（１）に掲げる場合には、備考欄に「離島居住者への薬局製造販売医薬品販売（第二類医薬品を販売する場合にあつては、「第二類医薬品販売」）」と記載し、併せて離島の名称を記載すること。  
（２）に掲げる場合には、備考欄に「継続使用者への薬局製造販売医薬品販売（第二類医薬品を販売する場合にあつては、「第二類医薬品販売」）」と記載すること。

* （１）  
  薬局及び店舗が存しない離島に居住する者に薬局製造販売医薬品又は第二類医薬品の郵便等販売を行う場合
* （２）  
  薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成２１年厚生労働省令第１０号。以下「改正省令」という。）の施行前に既存薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた薬局製造販売医薬品若しくは第二類医薬品を改正省令の施行の際現に継続使用していると認められる者に対して、又は法第３６条の３の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合（当該薬局又は店舗の薬剤師又は登録販売者（薬局製造販売医薬品にあつては、当該薬局の薬剤師）が電話その他の方法により当該医薬品の販売又は授与の相手方から情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。）

#### 第三十九条

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

#### 第四十条

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 第四十一条（施行のために必要な準備等）

附則第十条、第十一条、第十五条、第十七条及び次条の届出は、この省令の施行前においても行うことができる。

#### 第四十二条

既存薬局開設者、既存一般販売業者又は既存薬種商等であって、この省令の施行の際現に郵便等販売（新施行規則第一条第二項第七号（新施行規則第百三十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する郵便等販売をいう。）を行っているものは、この省令の施行後直ちに、新施行規則様式第一の二による届書をその薬局又は店舗の所在地の都道府県知事（既存一般販売業者にあっては、その店舗の所在地が地域保健法第五条第一項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に提出しなければならない。

# 附則（平成二一年二月二三日厚生労働省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年四月二二日厚生労働省令第一〇三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年四月二八日厚生労働省令第一〇六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十一年十一月四日から施行する。

# 附則（平成二一年五月二〇日厚生労働省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年五月二九日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年七月七日厚生労働省令第一二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年一〇月一六日厚生労働省令第一四六号）

##### １

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。  
ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二二年一月二〇日厚生労働省令第六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の二十（３）に規定する貼付剤、同項第七十一号の三（２）に規定する錠剤、同号（３）に規定する細粒剤又は同号（４）に規定する内用液剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

# 附則（平成二二年四月一六日厚生労働省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年六月二五日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年七月二三日厚生労働省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一〇月二七日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一月二一日厚生労働省令第七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第二十六号の二十三に規定する外用剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

# 附則（平成二三年四月二二日厚生労働省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年五月二七日厚生労働省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年六月二一日厚生労働省令第七二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の日前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十条の二第二項の規定により計画の届出がされた治験に係る薬事法施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二三年七月一日厚生労働省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年七月一日厚生労働省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年七月四日厚生労働省令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に行われたこの省令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条の規定による申請（指定製剤（この省令による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第百九十七条第二項第一号に規定する指定製剤をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に係る検定については、なお従前の例による。

#### 第三条

この省令の施行の際現に、国立感染症研究所が、指定製剤に該当する品目について、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条の承認を取得している製造販売業者（次条において「指定製剤既承認製造販売業者」という。）との協議を経て作成している製品の製造及び試験の記録等の要約を記載するための様式（新規則第百九十七条の二各号に掲げる事項を記載することができるものに限る。）は、新規則第百九十七条の三の規定により作成された製造・試験記録等要約書の様式とみなす。

#### 第四条

指定製剤既承認製造販売業者は、この省令の施行後、遅滞なく、新規則第百九十七条の四第一項の申請を行わなければならない。  
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

* 一  
  前条に該当する場合
* 二  
  当該品目について当分の間製造販売を行う予定がないことその他特別の事情がある場合

##### ２

前項ただし書（第二号に係る部分に限る。）の場合においては、指定製剤既承認製造販売業者は、当該品目について新規則第百九十七条第一項の規定による検定の申請を行うまでの間に、新規則第百九十七条の四第一項の申請を行わなければならない。

#### 第五条

前二条の規定は、指定製剤に該当する品目について法第十九条の二の承認を取得している同条第四項に規定する外国特例承認取得者について準用する。  
この場合において、附則第三条中「第十四条の承認を取得している製造販売業者（次条において「指定製剤既承認製造販売業者」という。）」とあるのは「第十九条の二の承認を取得している同条第四項に規定する外国特例承認取得者の選任する製造販売業者（次条において「指定製剤既承認選任製造販売業者」という。）」と、前条中「指定製剤既承認製造販売業者」とあるのは「指定製剤既承認選任製造販売業者」と読み替えるものとする。

#### 第六条

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

#### 第七条

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二三年九月九日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年九月二六日厚生労働省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年九月二六日厚生労働省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第一の二第六号（６０５）の改正規定（「点鼻剤及び内用剤」を「内用剤、点眼剤及び点鼻剤」に改める部分に限る。）は、平成二十三年十一月一日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 第三条（薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、同条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下この項において「新薬事法施行規則」という。）の相当規定により地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

##### ２

第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

第五条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二三年一二月二六日厚生労働省令第一五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一月一八日厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年五月一八日厚生労働省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年五月三〇日厚生労働省令第八五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条（薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。）及び次条については、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

第一条（薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。）の規定の施行の際現に交付されている同条の規定による改正前の薬事法施行規則様式第七十七による許可証は、同条の規定による改正後の薬事法施行規則様式第七十七によるものとみなす。

# 附則（平成二四年五月三一日厚生労働省令第八七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号（１）に規定するジメチルジクロロビニルホスフエイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

# 附則（平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

# 附則（平成二四年六月二九日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年八月二二日厚生労働省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一二月二五日厚生労働省令第一六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一二月二八日厚生労働省令第一六一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に治験実施計画書（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下「基準省令」という。）第七条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。以下同じ。）が作成された治験についての治験の依頼をした者（以下「治験依頼者」という。）に係る報告（薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の報告をいう。以下同じ。）については、平成二十六年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

##### ２

前項の規定にかかわらず、同項の治験依頼者が平成二十六年六月三十日までの間に報告を行う場合において、当該報告については、当該治験依頼者の選択により、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新薬事法施行規則」という。）第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

##### ３

新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、第一項の治験依頼者に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。

##### ４

新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、この省令の施行後に治験実施計画書が作成された治験についての治験依頼者又は治験実施者（新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定による自ら治験を実施した者をいう。以下同じ。）に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。

##### ５

前項の治験依頼者又は治験実施者に係る報告であって、平成二十六年六月三十日までの間に行われるものについては、第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第二百七十三条第三項の報告とみなして、同項の規定を適用する。

##### ６

前項の規定にかかわらず、同項の報告については、同項の治験依頼者又は治験実施者の選択により、新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

# 附則（平成二五年二月八日厚生労働省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第二条第二十項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定（「「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項」を「「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項」に改める部分に限る。）並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前に実施された又はこの省令の施行の際現に実施されている医療機器の臨床試験については、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新薬事法施行規則」という。）及び第二条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下「新基準省令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第三条

この省令の施行前に治験実施計画書（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。）又は製造販売後臨床試験実施計画書（第二条の規定による改正前の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において準用する同令第七条第一項から第三項まで（同項第一号を除く。）の規定に適合するものに限る。）が作成された医療機器の臨床試験（前条に該当するものを除く。）については、新薬事法施行規則又は新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成二五年二月一二日厚生労働省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の十二ただし書及び第九十六号（２１）に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成二五年三月二五日厚生労働省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年五月一七日厚生労働省令第七一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品に係る報告（改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条第三項の規定により行う同条第二項の報告をいう。）については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品をいう。）に係る報告（新規則第二百五十三条第一項第三号イの規定により行う同項の報告をいう。）については、なお従前の例による。

# 附則（平成二五年五月三一日厚生労働省令第七三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号の二十ただし書に規定する注射剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

# 附則（平成二五年五月三一日厚生労働省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年六月一一日厚生労働省令第七八号）

##### １

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式（旧様式第九十六を除く。）による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二五年六月二八日厚生労働省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年八月三〇日厚生労働省令第九八号）

##### １

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。  
ただし、第百九十七条第二項及び第二百条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二五年九月二〇日厚生労働省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年九月二七日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一二月二七日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年一月一七日厚生労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年二月一〇日厚生労働省令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可の申請であって、この省令の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

#### 第三条

この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、この省令の施行の際現にその薬局又は店舗において要指導医薬品を販売し、又は授与している場合には、施行日から起算して三十日を経過する日までに、その薬局又は店舗の所在地の都道府県知事（その薬局又は店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）にその旨を届け出なければならない。

##### ２

この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の際現に特定販売（この省令第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）を行っている場合には、この省令の施行後直ちに、その薬局又は店舗の所在地の都道府県知事に、新規則第一条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項又は新規則第百三十九条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

#### 第四条

この省令の施行の際現に旧法第四条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第五による申請書に、改正法第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第四条第三項第四号イに掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、同条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

##### ２

この省令の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新法第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、新規則第百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

##### ３

この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新規則第百四十八条第二項第八号に掲げる書類並びに相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

##### ４

この省令の施行の際現に旧法第三十四条第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

#### 第五条

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第七条（新規則第百四十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する台帳に、当該者に係る新規則第七条第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事項（特定販売を行う際に使用する通信手段及び主たるホームページアドレスを除く。）を記載することを要しない。

##### ２

都道府県知事は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。）に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第百四十九条又は第百五十五条において準用する新規則第七条に規定する台帳に、当該者に係る同条第五号及び第十一号に掲げる事項を記載することを要しない。

#### 第六条

店舗販売業者は、新規則第百四十条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十九年六月十一日までの間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として三年以上業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

##### ２

店舗販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第百四十条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十九年六月十二日から当分の間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

* 一  
  要指導医薬品を販売し、若しくは授与する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間
* 二  
  要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者であった期間

##### ３

要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗販売業者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師でない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない。

##### ４

前項に規定する店舗管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及び店舗管理者に対し必要な意見を述べなければならない。

##### ５

店舗販売業者及び店舗管理者は、第三項の規定により店舗管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定による店舗管理者を補佐する者の意見を尊重しなければならない。

##### ６

薬局開設者は、その薬局において第二項第一号に規定する登録販売者としての業務に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ７

店舗販売業者は、その店舗において第二項第一号に規定する登録販売者としての業務に従事した者又は同項第二号に規定する店舗管理者であった者から、過去五年間においてその業務に従事したこと又はその店舗の店舗管理者であったことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

##### ８

前二項の場合において、薬局開設者又は店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

##### ９

薬局開設者又は店舗販売業者は、第六項又は第七項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

#### 第七条

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

#### 第八条

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 第九条

薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第一条による改正前の薬事法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）は、この省令の施行の際現にその店舗において要指導医薬品を販売し、又は授与している場合には、施行日から起算して三十日を経過する日までに、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

##### ２

旧薬種商は、この省令の施行の際現に特定販売を行っている場合には、この省令の施行後直ちに、その店舗の所在地の都道府県知事に、新規則第百三十九条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

##### ３

旧薬種商は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「平成二十一年改正前規則」という。）様式第七十八による申請書に、新法第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、新規則第百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

##### ４

旧薬種商は、新規則第百五十九条の十九第一項第六号に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

##### ５

旧薬種商は、新規則第百五十九条の二十第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

##### ６

前二項の規定による届出は、平成二十一年改正前規則様式第六による届書を提出することによって行うものとする。

##### ７

当該店舗において新たに特定販売を行おうとする場合にあっては、前項の届書に、新規則第百三十九条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

##### ８

施行日から起算して三十日を経過する日までの間に生じた第五項に規定する事項に係る同項の規定の適用については、同項中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と、「あらかじめ」とあるのは「三十日以内に」とする。

# 附則（平成二六年二月二六日厚生労働省令第一三号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年三月二四日厚生労働省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年七月四日厚生労働省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

#### 第二条（薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第十二条第一項又は第十三条第一項の許可（以下この条において「旧許可」という。）を受けている者（改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定の許可を受けた者を含む。）であって、改正法附則第二条、第四条、第二十七条又は第二十八条の規定により改正法第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第二十三条の二第一項、第二十三条の二十第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可又は第二十三条の二の三第一項の登録を受けたものとみなされるものについては、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第百十四条の八十五第一項若しくは第二項又は第百三十七条の七十八第一項において準用する医薬品医療機器等法施行規則第三条に規定する許可証又は登録証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

#### 第三条

プログラム医療機器（医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）のみを製造販売する製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の四十九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習（以下「プログラム医療機器特別講習」という。）を修了した者を、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

##### ２

プログラム医療機器のみを製造する製造所の医療機器責任技術者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の五十三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、プログラム医療機器特別講習を修了した者を、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

##### ３

第一項の登録については、第三十六条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一章及び別表一の項の規定を準用する。  
この場合において、これらの規定中「医療機器等総括製造販売責任者講習等」とあるのは「プログラム医療機器特別講習」と、第一条第一項中「規則第百十四条の四十九第一項第三号及び第百十四条の五十三第一項第三号に規定する講習、第百六十二条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第百七十五条第一項（第四号から第七号までを除く。）に規定する基礎講習、第百八十八条第一号イに規定する基礎講習及び専門講習並びに同条第二号イに規定する基礎講習」とあるのは「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）附則第三条一項に規定するプログラム医療機器特別講習」と、別表一の項中「規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習」とあるのは「プログラム医療機器特別講習」と、「製造販売業に」とあるのは「製造販売業及び製造業に」と、「のうち医療機器」とあるのは「のうちプログラム医療機器」と、「製造販売業者」とあるのは「製造販売業者及び製造業者」と読み替えるものとする。

##### ４

プログラム医療機器特別講習を行おうとする者は、この省令の施行前においても、第一項及び前項の規定の例により登録を受けることができる。  
この場合において、第一項及び前項の規定の例により登録を受けた者は、第一項に規定する登録を受けた者とみなす。

#### 第四条

改正法の施行の際現に旧薬事法第十四条又は第十九条の二の承認を受けている者（改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定の承認を受けた者を含む。）であって、改正法附則第三十条又は第三十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされるものは、この省令の施行後最初の医薬品医療機器等法第二十三条の二十第二項の再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けるまでの間又はその選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が当該許可の更新を受けるまでの間に、医薬品医療機器等法施行規則の規定により新たに医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認の申請書に記載すべきこととなった事項を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

##### ２

厚生労働大臣が医薬品医療機器等法第二十三条の二十七第一項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を行わせることとしたときは、前項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

##### ３

機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、当該届出の状況を厚生労働大臣に通知しなければならない。

##### ４

前項の規定による通知については、医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の三十七第三項の規定を準用する。

#### 第五条

この省令の施行の際現に改正法附則第二十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の許可を受けたものとみなされた製造販売業者の総括製造販売責任者である者については、当分の間、引き続き当該製造販売業者の再生医療等製品総括製造販売責任者となることができる。

#### 第六条

この省令の施行の日前に高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器（以下この条において「高度管理医療機器等」という。）又は特定管理医療機器の賃貸に関する業務に従事した期間は、医薬品医療機器等法施行規則第百六十二条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百七十五条第一項各号列記以外の部分、同項第一号若しくは第二号に規定する高度管理医療機器等又は特定管理医療機器の販売等に関する業務に従事した期間とみなす。

#### 第七条

この省令の施行の際現に機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けている医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者による当該医薬品の機械器具等に係る部分の不具合の報告については、平成二十八年十一月二十四日までの間は、なお従前の例による。

#### 第八条

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二六年七月三一日厚生労働省令第九二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
ただし、附則第四条及び第五条の規定については、平成二十九年六月十二日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。

##### ２

旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第百四十条第二項、第百四十七条の十、第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

##### ３

施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われる法第三十六条の八第一項の試験に合格した者（平成二十七年八月一日において過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して一年以上である者に限る。）に係る新規則第十五条第二項の規定の適用については、平成二十八年七月三十一日までの間は、同項中「二年」とあるのは「一年」とする。

##### ４

法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。次項において同じ。）に従事した期間については、新規則第十五条第二項に規定する期間に通算することができる。

##### ５

薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する旧薬種商の店舗において登録販売者として業務に従事した期間については、新規則第百四十条第二項又は第百四十九条の二第二項に規定する期間に通算することができる。

##### ６

薬事法の一部を改正する法律附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下この項において「既存配置販売業者」という。）において、平成二十七年五月三十一日までの間に、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間については、新規則第十五条第二項に規定する期間に通算することができる。

##### ７

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号）附則第六条第一項又は第二項の規定により要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者であった登録販売者に係る新規則第百四十条第二項第二号及び第百四十九条の二第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第一類医薬品を販売」とあるのは「要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売」とする。

#### 第五条（薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定の適用については、施行日から五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

# 附則（平成二六年八月一五日厚生労働省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年九月二六日厚生労働省令第一〇九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年一一月二一日厚生労働省令第一二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年一二月一〇日厚生労働省令第一三四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月十七日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二六年一二月二六日厚生労働省令第一四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一月九日厚生労働省令第一号）

##### １

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二七年一月一六日厚生労働省令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年一月十六日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二七年三月一九日厚生労働省令第三七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年三月二六日厚生労働省令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年四月一日厚生労働省令第七九号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年七月三日厚生労働省令第一二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年九月二八日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一〇月一九日厚生労働省令第一六一号）

##### １

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第九十四条第一項、第九十五条第一項、第百十四条の五十六第一項、第百十四条の五十七第一項、第百三十七条の五十六第一項又は第百三十七条の五十七第一項の届出をした製造販売業者及び製造業者は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日（当該製造販売業者又は製造業者が、旧規則第九十四条第二項、第九十五条第二項、第百十四条の五十六第二項、第百十四条の五十七第二項、第百三十七条の五十六第二項又は第百三十七条の五十七第二項の届書に記載された事項に変更を生じた場合においては、その変更が生じた日）までは、当該届出に係る品目について、それぞれこの省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十四条、第九十五条、第百十四条の五十六、第百十四条の五十七、第百三十七条の五十六又は第百三十七条の五十七の手続を行ったものとみなす。

# 附則（平成二八年一月二二日厚生労働省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年二月一二日厚生労働省令第一九号）

##### １

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に健康サポート薬局又はこれに類似する名称の表示をする薬局は、この省令の施行の日から起算して一年間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の十一の規定にかかわらず、なお従前の表示をすることができる。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二八年三月二八日厚生労働省令第四五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年六月一七日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年七月四日厚生労働省令第一二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年八月一五日厚生労働省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年九月二八日厚生労働省令第一五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月一九日厚生労働省令第一七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一月二五日厚生労働省令第二号）

##### １

この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
ただし、次項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

##### ２

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、前項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

# 附則（平成二九年三月三〇日厚生労働省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月三日厚生労働省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月三一日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月三一日厚生労働省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年九月二六日厚生労働省令第九六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第十一条の四第一項の改正規定及び別表第一の第一の三（６）を同三（７）とし、同三（３）から（５）までを同三（４）から（６）までとし、同三（２）の次に同三（３）を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二九年九月二七日厚生労働省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月五日厚生労働省令第一〇六号）

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。  
ただし、第十四条第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に二号を加える改正規定、第百五十八条の四第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に二号を加える改正規定及び第二百八十八条の次に一条を加える改正規定（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）は、同年七月三十一日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月五日厚生労働省令第一〇七号）

##### １

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月六日厚生労働省令第一〇九号）

##### １

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の第二に掲げる事項に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八条の二第一項又は第二項の規定に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、平成三十一年十二月三十一日までの間は、新規則別表第一の第二の規定は、適用しない。

# 附則（平成二九年一一月二四日厚生労働省令第一二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一月一九日厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月二三日厚生労働省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月二日厚生労働省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月一一日厚生労働省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年九月二一日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一二月二八日厚生労働省令第一五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年一月八日厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二六日厚生労働省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月一八日厚生労働省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 第二条（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年九月二〇日厚生労働省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一一月一八日厚生労働省令第七〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年一一月二七日厚生労働省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

* 第一  
  管理、運営、サービス等に関する事項
* 第二  
  提供サービスや地域連携体制に関する事項
* 第一  
  薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
* 第二  
  要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
* 一  
  薬局又は店舗の主要な外観の写真
* 二  
  一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
* 三  
  現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名
* 四  
  開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間
* 五  
  特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）又は一般用医薬品の使用期限
* 第一  
  区域の管理及び運営に関する事項
* 第二  
  一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
* 毒薬
* 劇薬
* 機械器具
* 医療用品
* 医薬品
* 一  
  麻酔器用マスク
* 二  
  医療用エツクス線写真観察装置
* 三  
  医療用エツクス線装置用蛍光板
* 四  
  医療用エツクス線装置用増感紙
* 五  
  医療用エツクス線装置用透視台
* 六  
  医療用ミクロトーム用革かわ  
    
  砥と
* 七  
  歯科用エンジン用ベルトアーム
* 八  
  歯科用エンジン用Ｋ４滑車
* 九  
  歯科用エンジンベルト